

越監公表第15号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和4年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年（2023年）2月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

令和 4 年度

越谷市包括外部監査報告書

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る
管理について

令和 5 年 2 月

越谷市包括外部監査人
公認会計士 藤原 拓也

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 対象とする事業等	2
5. 監査の着眼点	2
6. 主な監査手続	2
7. 監査の対象部署	2
8. 監査の対象期間	3
9. 監査実施期間	3
10. 包括外部監査人及び補助者	3
11. 利害関係	3
第2 監査対象事業の概要	4
1. 下水道事業の概要	4
2. 越谷市の下水道事業の概要	12
3. 下水道事業についての経営指標等の他市比較	32
第3 監査の指摘及び意見の概要	37
1. 定義	37
2. 総論	38
3. 各論（個別の指摘と意見の一覧表）	41
第4 監査の指摘及び意見	46
1. 越谷市下水道条例等	46
2. 越谷市下水道事業経営戦略	49
3. ストックマネジメント計画	57
4. 組織体制	60
5. 下水道使用料	63
6. 契約管理	78
7. 財産・物品管理	87
8. 越谷市公共下水道事業会計決算書	93
9. 地方公営企業会計への移行	116

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額及び比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等の出所は、原則として、越谷市が公表している資料、又は、所管課から提供を受けた資料である。一方、報告書の数値等のうち、これら以外の資料を出所とするものや包括外部監査人が作成したものについては、その旨及びその出所等を明示している。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

下水道は、近代的な都市に必要不可欠なインフラである。下水道事業は、都市の衛生環境及び健全な発展に必要な事業であり、また、下水道の利用とその料金の徴収があることから市民との関係も密接であり、市民の関心も高い。

第 5 次越谷市総合振興計画（令和 3 年度～令和 12 年度）の大綱 3 「都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり」の 3-4 「安全で良好な水環境をつくる」の施策の方向性のひとつとして、水質の保全と安全な水の確保により快適な生活環境を整えることが定められ、以下の具体的な取組みを行うこととしている。

- ・ 公共下水道経営の健全化
- ・ 公共下水道（汚水）の改築・維持管理
- ・ 生活排水処理対策の推進
- ・ 水の安定供給

令和 3 年度は、下水道事業の将来的な設備投資等の抑制・最適化に主眼を置いた中長期的な経営計画である「下水道事業経営戦略」（令和 3 年度～令和 12 年度）の初年度にあたる。また、越谷市では、下水道事業の経営成績や財政状態を的確に把握し、合理的かつ効率的な事業運営を行っていくため、令和 2 年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行している。

市の財政状態は厳しく、人口減少社会のなかで、市の予算が限られている状況において、下水道事業について、「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」4 つの視点から検証を行うことは有意義であると考えられることから、下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理を監査対象として選定した。

なお、令和 3 年度の組織改正に伴い、雨水事業が下水道事業課に移管されたため、上記の 3-4 「安全で良好な水環境をつくる」の施策の方向性のひとつである、水害に強いまちづくりを進めるという目標のうちの該当する事業も監査の対象とすることとした。

4. 対象とする事業等

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の下水道事業を監査対象とした。

5. 監査の着眼点

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理を監査するにあたり、主な着眼点は、以下のとおりである。

- (1) 関連諸法令及び要領に準拠し、適切に執行されているか
- (2) 健全な財務計画の基に継続的に事業が行われているか
 - 効率的な事業運営が行われているか
 - 事業目標が適切に達成されているか
- (3) すべての市民に対して公平に実施されているか
- (4) 適切な報告が行われているか
 - 的確な評価を行い、事業の見直しを行う仕組み、いわゆる PDCA サイクルが整備されているか

上記の項目の適切性は、「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」4つの視点から検討した。

6. 主な監査手続

主な監査手続は、以下のとおりである。

- (1) 下水道事業に関する法令、条例等の内容を確認した。
- (2) 下水道事業の決算書及び会計データ入手し、地方公営企業法に準拠して決算書が作成されているかどうかを確認した。
- (3) 下水道事業に関連する経営戦略等の開示資料、その他関連書類の閲覧と分析を行った。
- (4) 下水道事業の地方公営企業法に準拠した会計への移行に関する資料入手し、その内容を確認した。
- (5) 下水道事業に関連する所管課に対する質問を実施した。
- (6) 下水道事業に関連する事業場の現場視察を実施した。

7. 監査の対象部署

下水道事業に関連する所管課である、下水道経営課、下水道事業課を監査対象部署とした。

なお、必要に応じて、関連する部署等についても、質問や資料の確認を実施した。

8. 監査の対象期間

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）を監査の対象期間とした。ただし、必要に応じて、令和2年度以前の各年度及び令和4年度の執行分についても監査の対象とした。

9. 監査実施期間

令和4年6月23日から令和5年1月31日まで

10. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士・税理士	藤原 拓也
補助者	公認会計士・税理士	小林 正和
	公認会計士・税理士	中井 真人
	弁護士・税理士・公認会計士試験合格者	隅田 敏

11. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象事業の概要

1. 下水道事業の概要

(1) 下水道法

① 下水と下水道

我が国において、下水と下水道については、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）に以下のように定められている。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

（注：渠とは、人工の水路、掘り割り、みぞを意味する）

② 下水道の種類

下水道には、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種類がある。

公共下水道は、市街地の下水を排除する下水道で、市町村や組合が建設し管理している。終末処理場（下水処理場）を有するものを「単独公共下水道」、流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」という。

流域下水道は、複数の流域関連公共下水道から下水を集め、まとめて処理する下水道で、終末処理場（下水処理場）を有するものを「流域下水道」という。都道府県が建設し、管理している。

都市下水路は、主として市街地の雨水を排除するための施設で、主に市町村が建設し管理している。

（公益財団法人 埼玉県下水道公社 下水道 Q&A より）

また、下水道法では、それぞれが以下のように定義されている。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(省略)

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

(注：暗渠とは、地下に埋設した水路を意味する)

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

（2）下水道の役割

① 下水道法

下水道の役割については、下水道法に以下のように記載されている。

（この法律の目的）

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全

に資することを目的とする。

② 具体的役割

具体的には、下水道は以下のような役割を果たしている。

(ア) 街を清潔にする

家庭で使って汚れた水（汚水）は、家の下にある排水管を通って下水道管に流れていき、下水処理場に運ばれていく。下水道が整備されることで汚水が直接街に流れなくなるため、街が清潔に保たれ、ハエ・蚊等の害虫や悪臭の発生も防ぐことができる。

(イ) 街を浸水から守る

近年、雨の降り方が変わってきてている。1時間 50mm を超える集中豪雨の年間発生数がここ数年増えてきているほか、短時間で局地的に大量の雨が降る「ゲリラ豪雨」の発生件数も年々増えている。市街地の雨をすみやかに排除し、市民の暮らしを守ることも下水道の大きな役割である。

(ウ) 身近な環境を守る

街や工場から下水道管を通って流れてきた汚水は下水処理場に運ばれる。下水処理場でさまざまな処理を行いきれいになった水は、消毒して川や海に戻す。

(エ) エネルギー・資源を創る

下水処理場では、汚水をきれいに処理するだけでなく、下水処理場できれいになった水を再生水として利用したり、下水処理の過程で発生したバイオガスを自動車燃料や都市ガスとして利用したり、下水汚泥からリンを回収して肥料を作ったり等、エネルギー・資源を創りだしている。

（公益社団法人 日本下水道協会 ホームページより）

（3）下水道の仕組み

① 仕組み

下水道は、管渠、中継ポンプ場及び終末処理場の3つの施設から成り立っている。

(ア) 管渠

主に道路の下に埋めてあるコンクリートや塩化ビニルなどで出来ている管で、污水管と雨水管に分類される。污水管は、家庭や工場から出てくる汚れた水（汚水）を終末処理場

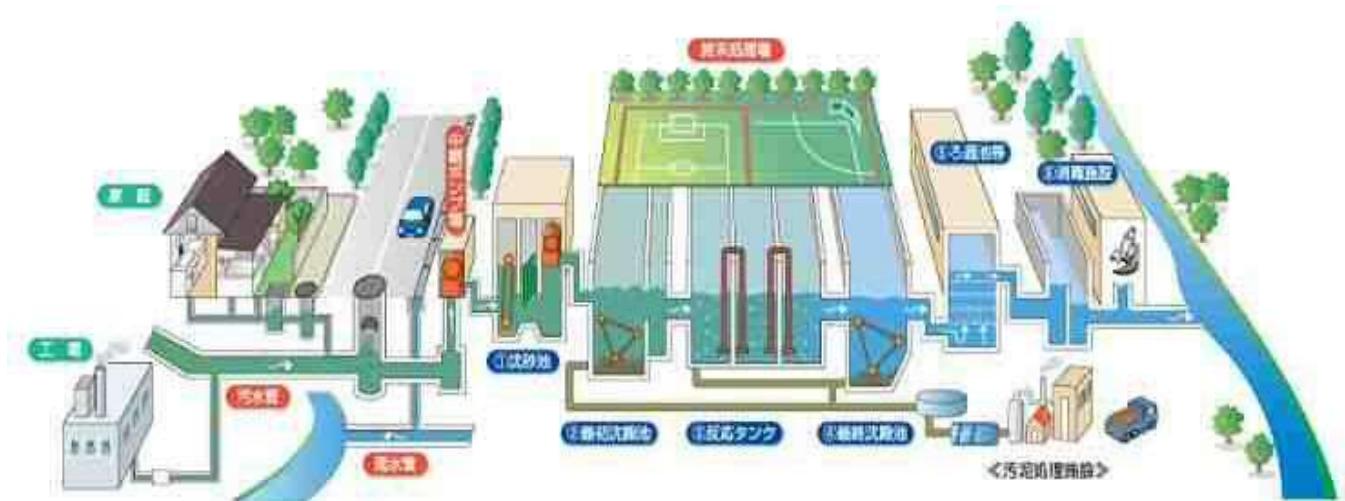
まで運ぶための施設で、雨水管は道路などに降った雨水を近くの河川へ流すための施設である。

(イ) 中継ポンプ場

汚水は管渠に設けられた勾配により自然に流れて運ばれる（自然流下）。そのため、汚水が管渠の中を流れていくと徐々に地中深くなる。汚水を地面近くまでポンプでくみ上げ、さらに遠くまで汚水を運ぶための施設が中継ポンプ場である。

(ウ) 終末処理場

管渠により集められた汚水を、河川などに戻す前にきれいにする施設である。主に水処理施設と汚泥処理施設により成り立っている。水処理施設では、汚れの固まりを沈めて水と分けること（沈殿）と様々な微生物に汚水の汚れを食べさせることにより、汚れた水をきれいにしている。汚泥処理施設では、水処理施設でできた汚れの固まり（汚泥）をしぼって水分を減らし、それを焼却処分している。



1. 沈砂池

汚水管から流れてきた汚水は、最初この池に流れ込む。ここで、大きなゴミはスクリーン（くし状の柵）で引っかけ、土や砂は沈殿させて取り除く。

2. 最初沈殿池

沈砂池からポンプでくみ上げた汚水から沈みやすい汚れを沈殿させ取り除く。

3. 反応タンク

汚水に空気を加えながらかき回すと、微生物が汚水の中の汚れを食べて増え、沈みやすいかたまりになる（活性汚泥）。これで水に溶けている汚れは、とても少なくなる。

4. 最終沈殿池、5. ろ過池、6. 消毒施設

最終沈殿池では、反応タンクでできた活性汚泥を沈殿させる。これできれいになった水はさらにろ過で細かいゴミを取り除き（これから設置を予定している処理場もある）、消毒して河川へ放流する。沈殿した活性汚泥の一部は反応タンクに戻し、余分な活性汚泥は汚泥処理施設に送り処理する。（処理場に汚水が入って処理をして出るまでに、およそ半日かかる）

（埼玉県ホームページより）

（4）国の取組み

① 概要

21世紀になって以降、下水道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。具体的には、我が国では、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化の進行などの社会情勢の変化、快適で便利な生活やよりよい環境を求める国民ニーズの変化、気候変化や鉱物資源の枯渇などの地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化、生物多様性の喪失など生態系劣化の深刻化などである。

上記のような変化に対応して、国は、平成17年9月以降、以下の報告書を提示している。

年月	報告主体	報告書名
平成17年9月	国土交通省 都市・地域整備局下水道部 社団法人日本下水道協会	下水道ビジョン2100 下水道から「循環のみち」へ 100年の計
平成19年6月	国土交通省 下水道政策研究委員会 計画小委員会	下水道中期ビジョン 「循環のみち」の実現に向けた10年間の取り組み
平成26年7月	国土交通省 下水道政策研究委員会	新下水道ビジョン 「循環のみち」の持続と進化
平成29年8月	国土交通省 水管理・国土保全局下水道部	新下水道ビジョン加速戦略 実現加速へのスパイラルアップ

②「下水道ビジョン2100」

「下水道ビジョン2100」では、今後100年間という長期間の下水道事業についての検討結果に関する報告書である。同報告書では、下水道が担うべき使命と役割について、以下のように結論として述べている。

下水道が担うべき使命と役割は、下水道の有する多様な機能をとおして、循環型社会への転換を図り、21世紀社会における美しく良好な環境の形成並びに安全な暮らしと活力のある社会の実現を目指すことである。それを実現するためには、下水道が都市の社会基盤として静脈的な機能を担うだけでなく、水循環、資源循環の拠点として、動脈的な機能も

積極的に担っていくべきである。

(下水道ビジョン 2100 より)

③「下水道中期ビジョン」

「下水道中期ビジョン」は、「下水道ビジョン 2100」に示された下水道施策のコンセプトである「循環のみち」とこれを支える「水のみち」、「資源のみち」及び「施設再生」の3つの基本方針を踏まえつつ、現下の下水道が直面している課題を解消するため、中期（概ね 10 年程度）の下水道政策の基本的方向と施策ごとの整備目標及び具体的な施策の考え方についてとりまとめたものである。

「下水道中期ビジョン」で提示されている下水道政策の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- 多様な主体の参加・協働へと転換
- 地域特性に応じた整備手法へと転換
- 管理の適正化と経営の安定化

また、施策としては、以下の具体的な施策を提示し、それについて中期の整備目標と具体施策を提起している。

- 浸水対策
- 地震対策
- 道路陥没事故の未然防止対策
- 合流式下水道の改善
- 公衆衛生の向上・生活環境の改善
- 公共用水域の水質の改善（高度処理の推進等）
- 健全な水循環の再構築
- 省エネルギー・創エネルギー対策、資源循環の促進
- 下水道施設の資産管理
- 下水道施設空間の活用
- 下水道光ファイバー網の整備
- 下水道の経営と管理
- 地域における中期構想、行動計画の策定

(下水道中期ビジョンより)

④「新下水道ビジョン」

「新下水道ビジョン」は、「下水道ビジョン 2100」の策定からの約 9 年間の社会資本や経済、行財政に対する視点の大きな変化を踏まえ、「下水道の使命と長期ビジョン」と今後 10 年程度の目標及び具体的な施策を示した「中期計画」で構成される。

上記の大きな変化はインフラを取り巻く社会経済情勢の変化として、以下の事項が記述されている。

- 人口減少・高齢化の進行
- 財政・人材の制約
- インフラの老朽化
- 国民意識の変化（豊かな水環境、防災・減災意識の高まり）
- 大規模災害の発生リスクの増大
- 地球温暖化による気候変動に伴う影響
- 水・資源・食料・エネルギー需給のひつ迫
- 成長戦略へのシフト
- 技術革新の進展
- 國際的な水ストレスの増大と水ビジネス市場の拡大

また、「新下水道ビジョン」において、地方公共団体が果たすべき役割として、以下の記述がある。

- 地方公共団体においては、財政、人材等の制約の中、経営の観点も踏まえ、まずは適切な汚水・雨水管理を持続的に実施することを基本とし、地域の状況、特性、ニーズ等に応じて、必要とする施策を選択し、優先順位を付けて実行することが望まれる。
- 地方公共団体、公的機関、民間企業、大学・研究機関、国、国民等、幅広い各主体が、新下水道ビジョンに示された下水道の使命を共有し、それぞれが果たすべき役割を着実に実行されることが求められる。

（「新下水道ビジョン」より）

⑤「新下水道ビジョン加速戦略」

「新下水道ビジョン加速戦略」は、「新下水道ビジョン」策定から約3年間の下水道をめぐる内外の社会情勢の変化を踏まえ、国が早急に実施すべき6つの政策テーマを選定するとともに、各施策の円滑な推進の観点から、社会状況の変化等に対応する下水道産業の育成、国民理解に向けた情報の発信に関する2つの政策テーマを追加で選定したものである。

上記の8つの政策テーマは、その内容から以下の3つの項目に分類される。

(a) 新たに推進すべき項目

重点項目I：官民連携の推進

重点項目II：下水道の活用による付加価値向上

(b) 取組みを加速すべき項目

重点項目III：汚水処理システムの最適化

重点項目IV：マネジメントサイクルの確立

重点項目V：水インフラ輸出の促進

重点項目VI：防災・減災の推進

(c)各施策の円滑な推進のための項目

重点項目VII：ニーズに適合した下水道産業の育成

重点項目VIII：国民への発信

上記の8つの重点項目について、背景・課題、取組みの方向性と基本的な施策を記述している。

(新下水道ビジョン加速戦略より)

2. 越谷市の下水道事業の概要

(1) 現状

越谷市の地勢は、大宮台地と下総台地に挟まれた中川流域の沖積平野に位置しており、高低差の少ない、平坦な地形となっている。西に綾瀬川、中央に元荒川、東に大落吉利根川・中川がそれぞれ東南に流れているほか、新方川や葛西用水をはじめ多くの河川や用水が流れている。

公共下水道の整備は、昭和47年、県の中川流域下水道事業計画にあわせて流域関連公共下水道整備事業に着手し、既成市街地においては概ね供用が開始されている。

現在は、市内で施行中の区画整理区域内において整備を進めており、令和3年3月末現在の処理面積(注1)は、2,779ha、下水道普及率(注2) 84.23%、水洗化率(注3) 96.47%となっている。

注1：排除された下水を終末処理場により処理することができる地域の面積

注2：下水道を利用できる人口の割合。

下水道普及率(%) = 処理区域内人口 / 行政区域内人口 × 100

注3：処理区域内人口のうち、下水道に接続している人口の割合。

水洗化率(%) = 水洗化人口 / 処理区域内人口 × 100

(2) 沿革

越谷市の下水道事業及び関連する事項についての主な沿革は以下のとおりである。

年月	内容
昭和34年4月	下水道法施行
昭和34年10月	都市計画の基本計画を立案
昭和39年2月	越谷下水道全体計画策定
昭和45年8月	新都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の決定
昭和47年10月	公共下水道全体計画策定
昭和47年10月	公共下水道計画決定
昭和47年12月	公共下水道事業認可
昭和48年3月	埼玉県中川流域下水道事業計画決定・事業認可
昭和58年4月	公共下水道の供用開始
平成3年3月	公共下水道全体計画変更
平成27年4月	中核市に移行
令和2年4月	地方公営企業法の適用

(令和2年度 越谷市の下水道より)

(3) 越谷市の取組み

① 概要

前述の国の取組みに対応して、該当する項目について、越谷市は以下の取組みを行っている。

なお、越谷市は、終末処理場を有していないこと、下水道インフラの関連する大手企業が市内に存在しないことから、該当する重点項目は少ない。

② 重点項目IV：マネジメントサイクルの確立

越谷市公共下水道ストックマネジメント計画を作成し、下水道施設・設備の重要性等を考慮したストックマネジメントの基本方針に基づくストックマネジメントを導入することにより、下水道施設・設備の更新等に係るコスト削減を行う。

③ 重点項目VI：防災・減災の推進

越谷市下水道総合地震対策計画を作成し、管路施設及びポンプ場施設の耐震診断の結果及び液状化危険度を考慮し、緊急性に基づき、耐震化を進めている。

④ 重点項目VIII：国民への発信

新規の使用者に下水道の使い方についてのパンフレットの交付、マンホールカードの発行と交付、越谷市民祭りへの参加等の広報活動を行っている。

(4) 組織体制

下水道事業を所管するのは、建設部に属する下水道経営課、下水道事業課の2課（合計25名）であり、その主な分掌事務は、以下のとおりである。（越谷市組織規則より）

① 下水道経営課

- (ア) 下水道事業の経営及び財務に関すること。
- (イ) 下水道使用料に関すること。
- (ウ) 下水道事業受益者負担金に関すること。
- (エ) 下水道事業運営審議会に関すること。

② 下水道事業課

- (ア) 公共下水道施設に関すること。
- (イ) 排水設備の受付及び指導に関すること。

(5) 事業の推移

① 下水道普及率

過去 10 年度の下水道普及率の推移は、以下のとおりである。

(各年度末現在)

項目 年度末	処理面積 (ha)	行政人口 (人)	行政世帯 (世帯)	処理人口 (人)	処理世帯 (世帯)	水洗化人口 (人口)	水洗化世帯 (世帯)
H24	2,696.16	330,428	139,326	272,318	116,312	255,859	109,157
H25	2,736.54	332,745	141,635	275,093	118,553	258,887	111,485
H26	2,754.45	334,693	143,812	277,087	120,530	261,703	113,760
H27	2,757.44	337,181	146,368	279,899	122,820	265,124	116,247
H28	2,759.40	339,677	148,864	282,760	125,119	269,306	119,083
H29	2,767.14	341,095	151,228	284,200	127,298	271,457	121,505
H30	2,771.61	343,383	153,949	287,705	130,176	275,958	124,786
H31	2,772.82	344,682	156,453	289,369	132,457	278,421	127,375
R2	2,774.81	345,487	158,751	290,655	134,669	280,134	129,714
R3	2,779.39	344,674	159,682	290,315	135,605	280,064	130,730

項目 年度末	普及率		水洗化率		未水洗化
	人口	世帯	人口	世帯	人口
H24	82.41	83.48	93.96	93.85	16,459
H25	82.67	83.70	94.11	94.04	16,206
H26	82.79	83.81	94.45	94.38	15,384
H27	83.01	83.91	94.72	94.65	14,775
H28	83.24	84.05	95.24	95.18	13,454
H29	83.32	84.18	95.52	95.45	12,743
H30	83.79	84.56	95.92	95.86	11,747
H31	83.95	84.66	96.22	96.16	10,948
R2	84.13	84.83	96.38	96.32	10,520
R3	84.23	84.92	96.47	96.40	10,250

(下水道経営課作成資料より)

下水道普及率（埼玉県 HP：埼玉県と全国の下水道普及率の推移（R2 年度末））は以下のとおりである。

全国 80.1%、埼玉県 82.4%

したがって、越谷市の下水道普及率は、全国及び埼玉県のそれらをやや上回るレベルにある。

ここで、普及率とは、処理区域内人口／行政区域内人口であり、行政人口のうちの下水道供用開始区域に住んでいる人口の割合である。また、水洗化率とは、下水道供用開始区域（整備済区域）内に住んでいる人口のうち、下水道に接続している人口の割合である。

越谷市の下水道整備については、市街化区域は平成12年にはほぼ完了し、市街化調整区域における整備予定はない。同年以降は、区画整理事業に合わせて下水道整備を行っているが、直近の大規模開発（レイクタウン）が完了したため、過去10年度においては、普及率、水洗化率との大きな変化はない。また、未水洗化人口も少ないながら、過去10年度で継続的に減少している。

② 管渠延長

過去22年度の雨水管、污水管の管渠延長は、以下のとおりである。

年度	雨水管			污水管		
	事業許可面積 (ha)	整備面積 (ha)	管渠延長 (km)	事業許可面積 (ha)	処理区域面積 (ha)	管渠延長 (km)
2000	2,532	1,076	50.68	2,506	2,344	773.00
2001	2,532	1,177	51.93	2,506	2,450	795.67
2002	2,532	1,285	57.06	2,506	2,484	810.18
2003	2,728	1,445	59.49	2,829	2,499	826.24
2004	2,728	1,531	61.48	2,829	2,513	832.36
2005	2,728	1,546	62.49	2,829	2,522	839.75
2006	2,728	1,580	64.12	2,829	2,525	842.66
2007	2,728	1,610	65.20	2,829	2,610	860.11
2008	2,728	1,634	66.41	2,829	2,622	867.72
2009	2,728	1,651	68.74	2,829	2,635	873.73
2010	2,728	1,671	69.85	2,829	2,669	875.49
2011	2,728	1,683	71.99	2,829	2,687	884.91
2012	2,728	1,696	73.72	2,829	2,696	900.36
2013	2,728	1,719	74.48	2,829	2,737	901.84
2014	2,728	1,747	74.73	2,829	2,754	903.32
2015	2,728	1,775	75.11	2,829	2,757	907.91
2016	2,728	1,797	75.11	2,829	2,759	914.09
2017	2,728	1,808	75.11	2,829	2,767	918.37
2018	2,728	1,812	75.25	2,829	2,772	920.22
2019	2,728	1,815	75.39	2,829	2,773	922.00
2020	2,728	1,820	75.50	2,829	2,775	923.35
2021	2,728	1,822	75.62	2,829	2,779	924.28

(下水道事業課作成データより)

前述のとおり、越谷市の下水道整備については、平成12年にはほぼ完了したため、過去10年度における管渠延長の増加は微小である。

(6) 下水道事業の設備（管渠施設以外）

① 概要

越谷市の所有する下水道事業に関連する設備は、管渠施設（下水道管）であるが、その他に重要な設備として、ポンプ場がある。ポンプ場は、その処理対象に応じて、汚水中継

ポンプ場と雨水ポンプ場に分類される。また、越谷市は中川流域下水道に接続し、三郷市にある中川水循環センターで下水を処理しているため、越谷市は独自の下水処理場を有してはいない。ここで、中川流域下水道とは、越谷市を含む中川流域の埼玉県東部地区 15 市町の共同の下水道で、その事業費は各市町の排出する下水量に応じて、上記の 15 市町が負担している。

② 汚水中継ポンプ場

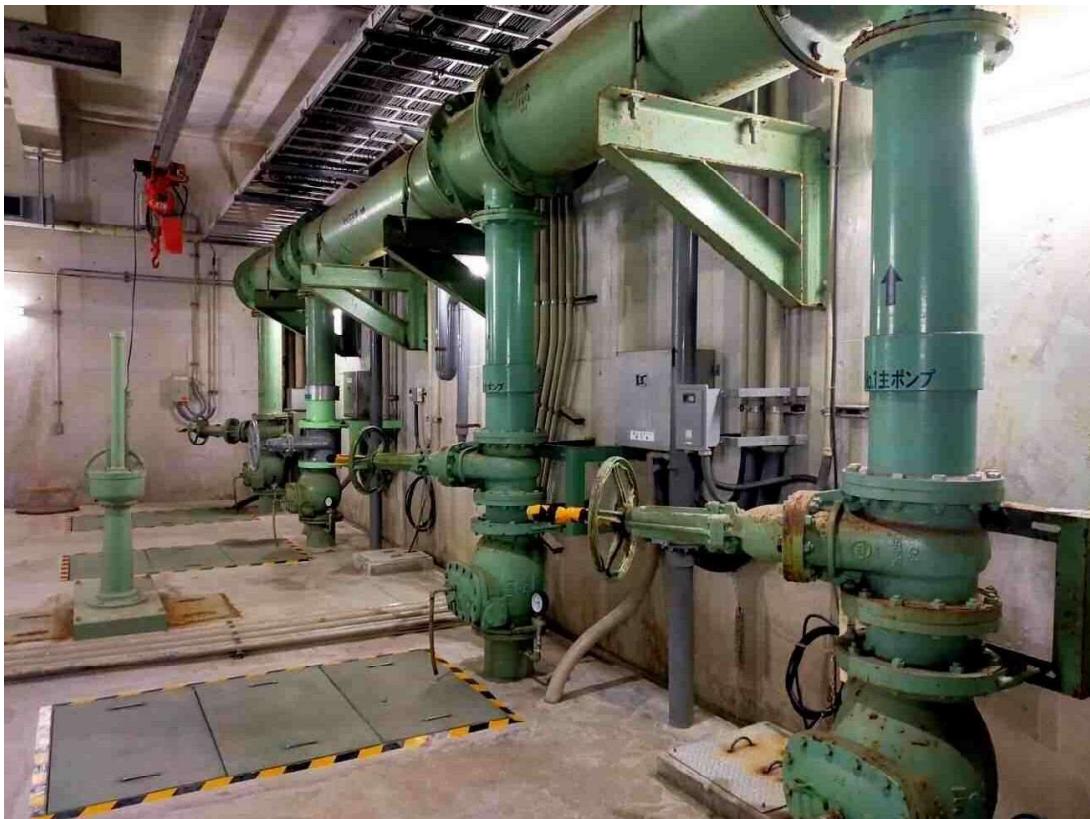
下水道は自然流下が原則であるが、適当な地表勾配がない場合、道路内に他の占用障害物がある場合において、下流側の管渠の埋設位置が著しく深くなることがある。このような場合、建設・維持管理両面において不経済となることから、管路の途中にポンプ場を設け、一旦下水を地表近くまでくみ上げ、再び浅い埋設位置から下水を自然流下させることがある。これが、中継ポンプ場である。

越谷市の有する汚水中継ポンプ場は、以下のとおりである。

(越谷第一ポンプ場については、平成 26 年 5 月に廃止済である。)

公共下水道											
名 称	千間台第一ポンプ場		千間台第二ポンプ場		間久里ポンプ場		大沢ポンプ場		花田ポンプ場		
所 在 地	千間台西1-4		千間台西1-12-3		千間台東3-33-1		東大沢4-31-8		花田3-7		
敷 地 面 積 (m ²)	1,475,93		170,00		607,20		670,00		600,00		
建 築 構 造	S造 IF 地下1F		S造 IF 地下1F		RC造 IF 地下2F		RC造 IF 地下2F		RC造 IF 地下1F		
供用開始年月日	(昭和47年4月)昭和63年4月より公下に切替		平成30年改築更新予定		平成44年4月		平成元年4月		昭和63年4月		
更新履歴	平成25年改築更新		平成30年改築更新予定		第2處理分区		第4處理分区		第6處理分区		
処理分区	第2處理分区		第4處理分区		第6處理分区		第6處理分区		第6處理分区		
放 流 先	中川中央幹線第11接続点		中川中央幹線第11接続点		中川中央幹線第1接続点		東越谷第一ポンプ場		東越谷第一ポンプ場		
處理区域面積 (ha)	124.90		124.90haの一部		409,40		543,60		—		
ポンプ能力	14.10m ³ /s		4.00m ³ /s		24,961m ³ /s		45,000m ³ /s		4,60m ³ /s		
主 泊 プ	4.70m ³ /s × 3台		2,00m ³ /s × 2台		8.32m ³ /s × 4台		15,00m ³ /s × 4台		3.86m ³ /s		
主要施設	(内1台予備)		(内1台予備)		(内1台予備)		(内1台予備)		1.98m ³ /s × 2台		
流 入 管	ϕ 600		ϕ 300		ϕ 1000		ϕ 1200		ϕ 400		
吐 出 管	ϕ 400		ϕ 250		ϕ 500		ϕ 700		ϕ 150		
自動除塵機	1台		—		2台		2台		—		
脱臭設備	10m ² /min		10m ² /min		20m ² /min		10m ² /min		6m ² /min		
発電機	200V 120kVA		—		200V 200kVA		200V 250kVA		—		
監視制御	遠方監視		遠方監視		遠方監視		遠方監視		遠方監視		
事業費 (千円)	S82 土木工事		52,100		H5 電気設備		55,105		H2～3 土木建築		
(補助費)	(ポンプ増設)		96,000		H5 機械設備		401,391		S62～63 土木建築		
H4 機械設備	H10 土木建築		22,050		H3 機械設備		174,070		S63 ポンプ設備		
H4 機械設備	H13 脱臭設備		10,500		(ポンプ増設)		(ポンプ増設)		(ポンプ増設)		
H8 機械設備	H8 機械設備		37,389		H5 機械設備		73,130		H9 機械設備		
H10 機械設備	H10 機械設備		53,550		H10 機械設備		—		74,025		
合 计	192,390		合 計		113,405		825,020		合 計		
合 计	(国庫補助) 1/2		(国庫補助) 1/2		(国庫補助) 1/2		(国庫補助) 1/2		(国庫補助事業) 1/2		
備 考										令和4年4月現在	

名 所 在 地	東越谷第二ポンプ場 宮前1-1-13	東越谷第三ポンプ場 宮前1-18-3の一部	越谷第一ポンプ場 南越谷3-23-15	越谷第二ポンプ場 宮本町3-1-13	恩間ポンプ場 大字恩間6-4-1	レイクタウンポンプ場 相模町3-193-1
敷 地 面 積 (m ²)	130.00	208.40	4,370.00	206.00	850.00	700.10
建 築 構 造	S造1F 地下1F	RC造1F 地下1F	RC造2F 地下2F	RC造1F 地下1F	RC造2F 地下2F	RC造1F 地下1F
供 用 開 始 年 月 日	昭和55年4月	平成3年4月	昭和62年4月	平成2年4月	平成11年4月	平成17年4月
更新履歴			平成12年5月自然流水下切替 平成20年5月廃止			
处 理 分 区	第6処理分区	第7-3処理分区	第7-3処理分区	第3-1処理分区	第3-1処理分区	第8処理分区
放 流 先	東越谷第一ポンプ場	東越谷第一ポンプ場	中川中央幹線第16-3接続点	中川中央幹線第17接続点	中川中央幹線第17接続点	中川中央幹線第17接続点
処理区域面積(ha)	—	42.50	763.50	189.23	147.00	110.30
ポンプ能力	5.00m ³ /s	4.50m ³ /s	—	18.30m ³ /s	11.97m ³ /s	6.54m ³ /s
主ポンプ	2.50m ³ /s × 2台	1.50m ³ /s × 3台	—	6.10m ³ /s × 3台	3.99m ³ /s × 3台	3.27m ³ /s × 2台
主要施設						
流入管	φ600	φ450	φ800	φ600	φ800	φ800
吐出管	φ200	φ150	—	φ300	φ350	φ200
自動除塵機	—	1台	—	1台	2台	1台
脱臭設備	—	10m ³ /min	—	10m ³ /min	30m ³ /min	30m ³ /min
発電機	—	—	—	—	200V 100kVA	200V 125kVA
監視制御	遠方監視	各ポンプ場の中央監視	遠方監視	遠方監視	遠方監視	遠方監視
事業費(千円)	H2～3 土木建築 H2電気設備 H2機械設備 (ポンプ増設) H8機械設備	76,735 61,182 57,886 — 12,154	H3～H4 土木建築 H4～10 電気設備 H4～10 機械設備 H9～16 機械設備 H15～16 機械設備	193,140 150,065 56,450 180,600 204,750	355,000 329,700 141,750	397,950
（補助費）						
合計	合計	207,957	合計	399,655	合計	740,350
						合計 869,400
備考		(国庫補助) 1/2	(国庫補助) 1/2	(国庫補助) 1/2	(国庫補助) 1/2	



(千間台第1ポンプ場　監査人撮影)

③ 雨水ポンプ場

河川沿いの低地や広大な平坦地、あるいは地盤高が放流水面からの動水勾配線以下の地域では、自然流下で雨水を排除することは困難であるため、雨水を放流水域へ排除するための雨水ポンプ場が必要となる。越谷市は上記の要件に当てはまる区域が混在していることから浸水被害が多発する地域である。

このため、放流河川である中川・綾瀬川流域では一級河川の治水整備水準を総合治水計画で10年確率降雨として改修が進められている。しかし、河川改修は、用地取得等の問題から長期間を要するため、内水区域、特に深刻な浸水被害が発生している浸水常襲地区では、市民から早急な浸水対策を実施するよう強く望まれており、この浸水被害を軽減すべく、雨水ポンプ場等の整備を進めている。

越谷市の有する雨水ポンプ場は、以下のとおりである。

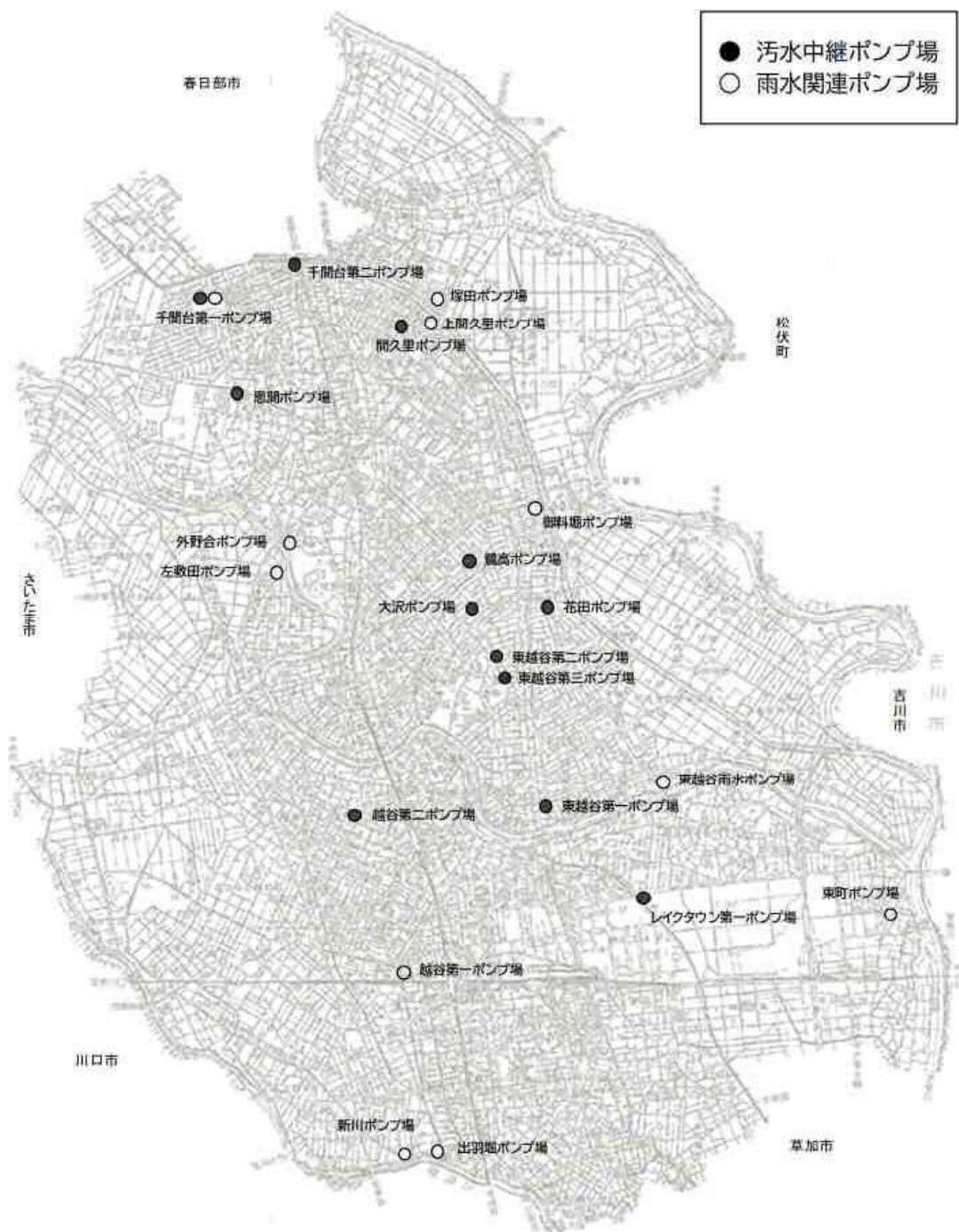
	公共下水道	都市下水路
名 称	東町ポンプ場	御料堀ポンプ場
所 在 地	東町3-505	弥栄町1-195-123
敷地面積 (m ²)	1,204.29	2,740.00
建 築 構 造	RC造1F	RC造2F
稼 動 年 月 日	平成24年5月	昭和63年4月
都市計画決定年月日	平成14年3月26日	昭和51年1月13日
事業認可年月日	平成15年3月25日	昭和51年2月17日
放 流 先 河 川	一級河川 中川	一級河川 新方川
排 水 区 域	中川排水区	御料堀排水区
排水区域面積 (ha)	149.2	302.0
ポンプ能力	3.13m ³ /s	10.00m ³ /s
主 ボ ネ ブ	1.565m ³ /s × 2台	2.50m ³ /s × 2台
		5.00m ³ /s × 1台
主要施設		
自動除塵機	2台	4台
発電機	420V 375kVA (ガスタービン)	200V 150kVA
監視制御	遠方監視制御	遠方監視制御
事業費 (千 円)	(土木建築工事) S60～62 土木建築 (22.720)	H1～3 土木建築 (584,080)
(補助費)	H18～19土木工事 1174,825 (設備一式)	H2 土木建築 (78,100)
	H19～20建築工事 88,200 (ポンプ増設)	300,000
	(設備工事) H19～20 H4～5 電気・機械 (175,285)	H2 電気・機械設備 (80,000)
ポンプ設備	150,360	160,000
除塵機設備	84,000	(ポンプ増設)
ゲート設備	15,540	H3 機械設備 80,340
電気設備	109,200	(ポンプ改修)
自家発電設備	97,125	H12 機械設備 121,275
遠方監視設備	52,500	
(付帯工事) H20～21		
水路整造	51,345	
放流渠	126,840	
調圧水槽等設備	62,160	
流入渠	97,965	
流出渠等設備	29,875	
外堀工(121)	22,890	
		(584,080)
合 计	1,161,825	合 計 (158,100)
		(国庫補助) 4,10
備考		(国庫補助) 4,10 (県費補助) 1/2



(東町ポンプ場　監査人撮影)

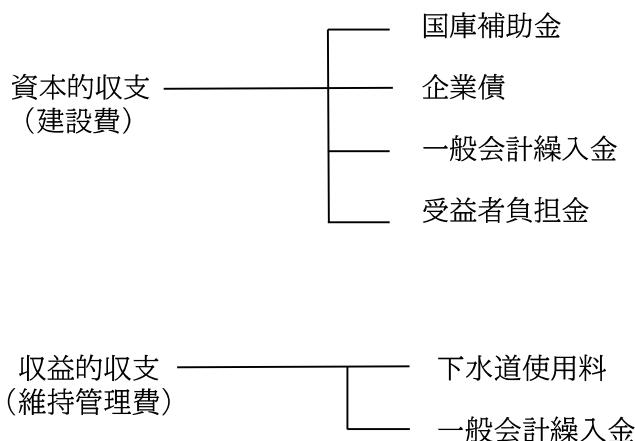
④ 汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場の位置図

越谷市の所有する汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場の位置図は、以下のとおりである。



(7) 財源の仕組み

下水道事業を執行・運営していくためには、建設費および維持管理費が必要となる。現在の財源の主要部は下図のようになっている。



① 国庫補助金

下水道事業は、都道府県、地方公共団体が行うものであるが、その建設には多額の費用が必要であり、また下水道を緊急に整備することは国家的見地から見ても非常に重要であるとの考え方から、下水道を建設する地方公共団体に対して国が補助を行っている。

② 企業債

地方公共団体は、毎年度の支出額の平準化と世代間の公平を確保するため、建設費のうち一定限度まで企業債として借り入れることが認められており、建設時の地方債の償還費（起債償還費）は後年度に少しづつ長期間に分けて負担することになる。

③ 受益者負担金

下水道事業により公共下水道が整備されると、(1) その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上すること (2) 結果として、当該地域の資産価値を増加させる (3) 加えて、当該利益を受ける者の範囲が明確であること、等の理由から受益者負担金制度が採用されている。越谷市の負担金額は、賦課の対象となる区域内に所有している土地一筆ごとの面積に、第1・2 負担区は1平方メートル当たり500円、第3～6 負担区は1平方メートル当たり550円の単価金額を乗じた額になる。負担金の納付方法には分割納付と一括納付があるが、一括納付の場合は報奨金を受けることができる。

④ 一般会計繰入金

地方公営企業法上、（1）その性質上の経営に伴う収入をもって充てることが適當でない経費（2）その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、補助金・負担金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より通知される。

（8）財務の推移

① 増減分析

令和2年度から公営企業会計に移行した。令和2年度から令和3年度の財務状況の推移は以下のとおりである。

- ・貸借対照表の推移（単位：千円）

勘定科目	令和2年度	令和3年度	前年度増減	主たる増減内容
1 固定資産				
(1)有形固定資産				
イ土地	2,480,689	2,480,689	0	
ロ建物	3,708,643	3,708,643	0	
減価償却累計額	△ 139,332	△ 278,664	△ 139,332	
簿価	3,569,311	3,429,979	△ 139,332	
ハ構築物	72,566,762	72,877,559	310,797	新方川第17号雨水幹線の支線 141百万円の取得等
減価償却累計額	△ 2,708,476	△ 5,413,017	△ 2,704,541	
簿価	69,858,286	67,464,541	△ 2,393,745	
二機械及び装置	2,196,393	2,305,871	109,478	(越谷第一ポンプ場)遠方監視制御設備 60百万円の取得等
減価償却累計額	△ 259,824	△ 416,089	△ 156,265	
簿価	1,936,569	1,889,782	△ 46,787	
小車両運搬具	540	540	0	
減価償却累計額	△ 408	△ 431	△ 23	
簿価	131	109	△ 22	
ヘ工具、器具及び備品	15	15	0	
減価償却累計額	0	0	0	
簿価	15	15	0	
ト建設仮勘定	123,913	308,554	184,641	3年計画に従事しているポンプ場の整備に係るもの
有形固定資産計	77,968,917	75,573,670	△ 2,395,247	
(2)無形固定資産			0	
イ施設利用権	5,959,499	5,836,308	△ 123,191	
無形固定資産計	5,959,499	5,836,308	△ 123,191	
固定資産合計	83,928,416	81,409,979	△ 2,518,437	
2 流動資産				
(1)現金預金	581,346	540,837	△ 40,509	手元資金の減少による
(2)未収金	677,994	720,559	42,565	料金改定をしたことにより、未収計上(2か月)
(3)貸倒引当金	△ 16,663	△ 16,991	△ 328	
流動資産計	1,242,676	1,244,405	1,729	
資産合計	85,171,093	82,654,384	△ 2,516,709	
3 固定負債				
(1)企業債				
イ建設改良等の財源に充てるための企業債	23,976,548	21,899,241	△ 2,077,307	企業債の償還によるもの
(2)その他固定負債	4,900	4,900	0	
固定負債計	23,981,448	21,904,141	△ 2,077,307	
4 流動負債				
(1)企業債	3,460,650	3,271,506	△ 189,144	
イ建設改良等の財源に充てるための企業債	3,460,650	3,271,506	△ 189,144	
(2)未払金	645,066	452,324	△ 192,742	令和2年度は地方公営企業法適用初年度のため、消費税の中間納付がなかった。期末未払消費税(令和2年度 151百万円、令和3年度21百万円)
(3)預り金	2,007	792	△ 1,215	
(4)引当金				
イ賞与引当金	13,380	12,790	△ 590	
ロ法定福利費引当金	2,480	2,350	△ 130	
引当金計	15,860	15,140	△ 720	
流動負債計	4,123,584	3,739,763	△ 383,821	
5 繰延収益				
(1)長期前受金				
イ受贈財産評価額	7,187,750	7,187,750	0	
ロ国庫補助金	19,202,564	19,431,319	228,755	令和3年度防災・安全社会資本整備交付金の交付額のうち収益化額を除く金額 186百万円
ハ県補助金	1,698	1,698	0	
二負担金	3,924,014	3,924,571	557	
小他会計補助金	13,739,869	14,712,562	972,693	一般会計からの積入金 923百万円
長期前受金計	44,055,897	45,257,902	1,202,005	
(2)長期前受金収益化累計額	△ 1,887,396	△ 3,721,787	△ 1,834,391	
繰延収益計	42,168,501	41,536,115	△ 632,386	
負債合計	70,273,534	67,180,020	△ 3,093,514	
6 資本金	12,781,958	12,806,638	24,680	
7 剰余金				
(1)資本剰余金				
イ受贈財産評価額	1,181,681	1,181,681	0	
ロ国庫補助金	423,269	423,269	0	
ハ県補助金	38	38	0	
二他会計補助金	124,377	124,377	0	
資本剰余金計	1,729,367	1,729,367	0	
(2)利益剰余金				
イ当期末未処分利益剰余金	386,233	938,358	552,125	
利益剰余金計	386,233	938,358	552,125	
剰余金計	2,115,600	2,667,725	552,125	
資本合計	14,897,559	15,474,364	576,805	
負債・資本合計	85,171,093	82,654,384	△ 2,516,709	

令和 3 年度の総資産は、82,654 百万円であり、その内訳は、固定資産 81,409 百万円（総資産に占める割合 98.5%）、流動資産 1,244 百万円（同 1.5%）である。固定資産の内訳は、土地 2,480 百万円、建物 3,429 百万円、構築物 67,464 百万円、機械及び装置 2,305 百万円、車両運搬具 1 百万円未満、工具、器具及び備品 1 百万円未満、建設仮勘定 308 百万円、施設利用権 5,836 百万円である。総資産の大部分が固定資産で構成され、その 81.6%を構築物が占めている。これは、下水道事業の主たる設備投資である下水道管、管渠等が構築物に分類されるためである。また、越谷市は、埼玉県中川流域下水道事業に参 加しており、その汚水は中川水循環センターで処理されるため、独自の下水処理場を有していないため、土地、建物の総資産に占める割合は小さい（同 7.1%）。令和 3 年度の総資産と令和 2 年度の総資産を比較すると、主として、減価償却により、総資産は、2,516 百万円減少している。

令和 3 年度の負債の部は、67,180 百万円であり、その内訳は、固定負債 21,904 百万円（負債・資本に占める割合 26.5%）、流動負債 3,739 百万円（同 4.5%）、繰延収益 41,536 百万円（同 50.2%）である。固定負債及び流動負債の大部分は、企業債によるものであり、その金額は、固定負債で 21,899 百万円（固定負債に占める割合 99.9%）、1 年以内の返済予定である企業債で 3,271 百万円（流動負債に占める割合 87.5%）である。繰延収益は、固定資産の取得等のための補助金や負担金を受領した際に計上される勘定科目であり、それらの対象となった固定資産の減価償却に対応して収益として計上される。繰延収益の内訳は、受贈財産評価額 7,187 百万円、国庫補助金 19,431 百万円、県補助金 1 百万円、負担金 3,924 百万円、他会計補助金 14,712 百万円である。負債の部の多くが、企業債、国庫補助金、他会計補助金で構成されているが、これは、下水道事業のための設備投資をこれらの財源より行っているためである。令和 3 年度の負債の部と令和 2 年度の負債の部を比較すると、企業債の償還と繰延収益の収益化により、負債の部は、3,093 百万円減少している。

令和 3 年度の資本の部は、15,474 百万円であり、その内訳は、資本金 12,806 百万円（負債・資本に占める割合 15.5%）、資本剰余金 1,729 百万円、（同 2.1%）、利益剰余金 938 百万円（同 1.1%）である。令和 3 年度の資本の部と令和 2 年度の資本の部を比較すると、主として令和 3 年度の利益により、資本の部は、576 百万円増加している。

・損益の推移（単位：千円）

勘定科目	令和2年度	令和3年度	前年度増減	主たる増減内容
1 営業収益				
(1)下水道使用料	3,290,178	3,379,175	88,997	令和3年11月の料金改定の影響による（使用料単価としては11%程度の値上げを行った）
(2)雨水処理負担金	978,494	975,148	△ 3,346	
(3)その他営業収益	5,777	5,344	△ 433	
計	4,274,450	4,359,668	85,218	
2 営業費用				
(1)管渠費	95,857	99,419	3,562	
(2)ポンプ場費	247,615	349,797	102,182	大場落し排水機場等維持管理業務委託の増額 64百万円 令和2年度は、特別会計（旧治水課）から支出されていた。
(3)水洗化普及費	1,130	24	△ 1,106	
(4)業務費	239,764	248,100	8,336	
(5)総係費	196,265	174,674	△ 21,591	
(6)流域下水道維持管理費	1,190,750	1,183,163	△ 7,587	
(7)減価償却費	3,376,149	3,273,207	△ 102,942	
(8)資産減耗費	0	3,096	3,096	
計	5,347,531	5,331,483	△ 16,048	
営業損失	1,073,081	971,814	△ 101,267	
3 営業外収益				
(1)受取利息及び配当金	8	8	0	
(2)国庫補助金	34,400	56,000	21,600	
(3)他会計補助金	11,998	11,013	△ 985	
(4)他会計負担金	173,650	151,146	△ 22,504	
(5)長期前受金戻入	1,887,396	1,834,390	△ 53,006	
(6)雑収益	777	612	△ 165	
計	2,108,231	2,053,170	△ 55,061	
4 営業外費用				
(1)支払利息及び企業債取扱諸費	492,649	422,768	△ 69,881	企業債の残高の減少によるもの
(2)雑支出	64,992	84,562	19,570	
計	557,641	507,331	△ 50,310	
経常利益	477,508	574,024	96,516	
5 特別利益				
(1)過年度損益修正益	3,160	2,780	△ 380	
6 特別損失				
(1)その他特別損失	91,278	0	△ 91,278	
当期純利益	386,233	576,805	190,572	

令和3年度の営業収益は、4,359百万円であり、その内訳は、下水道使用料 3,379百万円、雨水処理負担金 975百万円、その他営業収益 5百万円である。営業収益の 77.8%を下水道使用料が占める。令和2年度と令和3年度とを比較すると、下水道使用料が 88百万円増加しているが、これは令和3年度の下水道使用料の値上げによるものである。

営業費用は、5,331百万円であり、その内訳のうち主たるものは、ポンプ場費 349百万円、業務費 248百万円、流域下水道維持管理費 1,183百万円、減価償却費 3,273百万円である。営業費用の 61.4%を減価償却費が占める。令和2年度と令和3年度とを比較すると、ポンプ場費が 102百万円増加しているが、これは令和2年度には、大場落し排水機場等維持管理業務委託費 64百万円が特別会計（旧治水課）から支出されていたため、下水道事業の費用として計上されてないかったためである。また、減価償却費が、102百万円減少しているが、これは近年の設備投資の減少により、有形固定資産の簿価が減少していることによる。

上記の結果、営業収益から営業費用を控除した営業利益は、マイナスとなっている。これは、下水道事業に必要な営業費用を下水道使用料と雨水処理負担金との合計額ではカバーすることができないことを表している。そのため、営業外収益に区分される補助金、他会計負担金及び長期前受金の戻入で、当該営業損失をカバーしている。

営業外収益は、2,053百万円であり、その内訳のうち主たるものは、国庫補助金 56 百万円、他会計補助金 11 百万円、他会計負担金 151 百万円、長期前受金戻入 1,834 百万円である。営業外収益の 89.3%を長期前受金戻入が占める。

営業外費用は、507 百万円であり、その内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費 422 百万円、雑支出 84 百万円である。営業外費用の 83.2%を支払利息及び企業債取扱諸費が占める。

上記の結果、経常利益は、574 百万円となり、令和 2 年度に比して、96 百万円増加している。

特別利益は、過年度修正益が 2 百万円であり、特別損失はない。

上記の結果、当期利益は、576 百万円となり、令和 2 年度に比して、190 百万円増加している。

② 借入と返済の状況

下水道事業には、管渠施設等の建設に多額の資金が必要であるため、当該資金を調達するために企業債を発行している。令和 3 年度の残高は、25,170 百万円である。

また、過去 10 年度の借入、返済及び残高の推移は、以下のとおりである。

(単位：円)

年度	借入額	返済	残高
H24	3,556,500,000	5,729,418,779	46,164,307,132
H25	1,481,100,000	3,850,111,153	43,795,295,979
H26	1,269,800,000	3,919,815,642	41,145,280,337
H27	1,924,800,000	4,016,512,550	39,053,567,787
H28	1,638,600,000	4,034,390,086	36,657,777,701
H29	1,613,900,000	3,976,184,161	34,295,493,540
H30	1,551,000,000	3,945,118,699	31,901,374,841
R元	1,727,300,000	3,782,181,404	29,846,493,437
R2	1,213,200,000	3,622,494,932	27,437,198,505
R3	1,230,200,000	3,496,650,428	25,170,748,077

(下水道経営課作成資料より)

平成 24 年度より継続して借入額が返済を下回っているため、借入金残高も継続して減少している。これは、前述のとおり、越谷市の下水道整備については、平成 12 年にはほぼ完了したため、過去 10 年度における管渠延長の増加は微小であるため、下水道整備のための新規の借入が微小であり、借入のほとんどは既存の借入の借換によるものであるためである。

③ 一般会計からの繰入金

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計から繰入（負担・補助等）を行っている場合があり、その運用上の基準としては、総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計が負担等すべき経費や基準等が示されている。基準内繰入金とは、繰出基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として、財政措置（交付税措置）が認められる繰入金である。基準外繰入金とは、繰出基準に基づかない繰入金である。基準上、必要以上の繰入金とみなされる。財源措置がないため、運用に当たってはより慎重であることが必要とされる。

(総務省「平成 24 年度の地方公営企業繰出金について（通知）」より)

過去 10 年度の一般会計から繰入金（基準内及び基準外）の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	繰入金額	うち基準内	(%)	うち基準外	(%)
H24	3,210,000	1,758,391	54.78%	1,451,609	45.22%
H25	3,010,000	1,778,913	59.10%	1,231,087	40.90%
H26	2,740,000	1,798,721	65.65%	941,279	34.35%
H27	2,650,000	1,888,527	71.27%	761,473	28.73%
H28	2,435,000	1,922,230	78.94%	512,770	21.06%
H29	2,310,000	1,894,403	82.01%	415,597	17.99%
H30	2,240,000	1,880,808	83.96%	359,192	16.04%
H31	2,120,000	1,899,308	89.59%	220,692	10.41%
R2	2,080,000	1,925,334	92.56%	154,666	7.44%
R3	2,110,000	2,060,152	97.64%	49,848	2.36%

(下水道経営課作成資料より)

平成 24 年度より継続的に基準外の繰入金が減少するに伴い、一般会計からの繰入金が減少している。特に、令和 2 年度以降の地方公営企業会計適用後の基準外繰入金の比率は、10%未満となっている。これは、下水道事業の収支が改善されているため、運営補助に係る基準外の繰入が減少していることによる。

3. 下水道事業についての経営指標等の他市比較

(1) 総務省開示資料

総務省では、地方公営企業の経営データを開示している。全国の地方自治体の下水道事業についても、当該データで、各地方自治体の経営状況を確認することができる。「令和2年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 総務省」に基づき、越谷市の下水道事業の経営指標について、他市比較を行った。

当該データには、経常収支比率・自己資本構成比率等の財務数値を使用した指標があるが、地方公営企業法に基づく財務諸表では、地方自治体の一般会計からの繰出金は、下水道事業会計では営業外収益の区分に計上されるため、経常損益を構成する。すなわち、下水道事業で損失が発生した場合に、地方自治体が一般会計からの繰出金でカバーすることで、表面的な財務数値を健全なように操作することも可能である。これは、下水道事業の設備投資の財源である国庫補助金を長期前受金として計上し、当該設備の減価償却期間にわたって営業外収益で収益化するため、一般会計からの繰出金も同様に営業外収益の区分に計上されるためである。

上記のような比較可能性についての限界はあるものの、現時点で地方自治体の下水道事業についての比較可能な財務情報は限られており、また、当該データでは横断的に各地方自治体の下水道事業の財務状況を比較できるので、当該データを利用して、越谷市下水道事業の財務状況の相対的な状況を確認することは有益であると判断した。

(2) 主たる経営指標

① 概要

総務省で開示している経営指標（下水道事業）については、主たるものとして以下のものがある。以下の指標の説明については、上記資料を抜粋したものである。

なお、以下の記述では、地方公営企業法適用企業を前提とする。

② 経常収支比率 (%)

ア 算出式

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 \text{ (%)}$$

イ 指標の意味

当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

ウ 分析の考え方

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要

である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

③ 経費回収率 (%)

ア 算出式

$$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100 \text{ (%)}$$

イ 指標の意味

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

ウ 分析の考え方

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

④ 汚水処理原価 (円)

ア 算出式

$$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100 \text{ (%)}$$

イ 指標の意味

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

ウ 分析の考え方

経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

⑤ 水洗化率 (%)

ア 算出式

$$\frac{\text{下水道に接続している人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100 \text{ (%)}$$

イ 指標の意味

現在処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合を表した指標である。

ウ 分析の考え方

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましい。一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

(3) 全国平均との比較

以下は、主要な経営指標についての全国の自治体の平均（単純平均）と越谷市との比較である。

主たる指標	一般家庭使用料 (1ヶ月20m ³ あたり)	処理区域内 人口密度 人/ha	水洗化率 %	汚水処理原価 円/m ³	経費回収率 %	経常収支比率 %	自己資本 構成比率 %	処理区域内人口 1人あたり企業債 (地方債) 残高 千円/人
単位	円/月	人/ha	%	円/m ³	%	%	%	千円/人
全国平均（単純平均）	2,858	41	87	187	89	102	47	302
越谷市	2,365	105	96	113	103	108	67	94
越谷市の全国平均 (単純平均)に対する 比率(%)	83%	253%	111%	60%	115%	106%	143%	31%

上記の比較データで顕著な特徴は、処理区域内の人口密度（全国平均との比率 253%）と処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高（同 31%）である。処理区域内の人口密度については、越谷市は郊外都市であるため、全国平均に比して人口密度は高い。このことから、効率的な設備投資が行われ、汚水処理原価が低くなっていると考えられる（同 60%）。また、処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高は、全国平均の約 3 分の 1 であるため、将来における処理区域内人口 1 人当たりの返済金額が全国平均に比して、低いことを表している。また、一般家庭使用料（1 か月 20m³ 当たり）については、越谷市は全国平均に比して約 17%安い。

経費回収率、経常収支比率のそれぞれについては、全国平均を上回っていることから（それぞれ、同 115%、同 106%）、下水道事業の収支の状況は、全国平均よりも良い状況にあると言える。

(4) 同規模の中核市との比較

以下は、主要な経営指標についての同規模（越谷市と同程度の人口を有する）中核市の平均（単純平均）と越谷市との比較である。

主たる指標	処理区域内 人口 人	一般家庭使用料 (1ヶ月20m ³ あたり) 円/月	処理区域内 人口密度 人/ha	水洗化率 %	汚水処理原価 円/m ³	経費回収率 %	経常収支比率 %	自己資本 構成比率 %	処理区域内人口 1人あたり企業債 (地方債) 残高 千円/人
									94
旭川市	320,615	3,264	40	97.0	162.70	100.30	104.5	72.6	94
秋田市	282,554	3,113	49	90.4	170.32	101.90	104.0	60.6	216
郡山市	234,612	3,066	50	94.6	172.74	100.00	99.9	54.6	245
いわき市	173,733	3,500	41	94.7	181.38	108.30	105.3	46.2	343
前橋市	238,404	2,156	38	96.5	132.41	83.30	105.6	59.9	159
高崎市	264,392	2,173	41	94.7	91.08	134.00	117.3	66.0	148
川越市	313,462	1,595	82	98.2	109.11	87.90	100.7	79.7	49
横須賀市	386,298	2,443	66	96.2	140.81	115.20	107.5	65.9	201
長野市	337,029	3,534	40	97.4	162.45	116.30	124.8	62.6	203
豊橋市	264,873	2,277	59	97.4	128.85	115.60	110.2	68.6	121
岡崎市	338,541	1,998	60	95.6	150.01	77.70	107.7	56.0	184
一宮市	262,656	2,019	61	74.5	150.00	66.50	99.3	45.4	289
大津市	333,478	2,931	62	98.1	127.35	138.40	108.5	71.5	101
吹田市	376,579	1,609	108	99.6	83.90	124.70	114.3	64.0	88
高槻市	349,126	1,965	108	98.0	128.45	96.80	106.2	70.8	102
枚方市	387,422	2,618	112	97.3	150.00	99.10	116.3	71.4	150
明石市	303,123	2,197	79	98.8	116.36	124.80	114.3	62.9	133
奈良市	311,793	2,893	66	97.4	112.07	114.60	110.1	62.7	102
和歌山市	138,918	3,139	57	80.8	178.31	99.20	104.6	48.7	690
高知市	209,869	2,948	67	84.7	165.46	103.80	105.3	45.9	382
久留米市	260,464	3,091	49	88.2	178.68	98.70	114.9	44.1	263
那霸市	313,368	1,489	89	96.5	97.03	92.80	102.6	73.6	41
同規模の中核市の単純平均	290,969	2,546	65	94	140	105	108	62	196
越谷市	290,655	2,365	105	96	113	103	108	67	94
越谷市の同規模の中核市 (単純平均) に対する比率 (%)	100%	93%	162%	103%	80%	99%	100%	109%	48%

上記の比較データで顕著な特徴は、処理区域内の人口密度（同規模中核市平均との比率162%）と処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高（同 48%）である。処理区域内の人口密度については、越谷市は郊外都市である一方、同規模中核市には、越谷市と同様の郊外都市の他にも広域合併により中核市となった地方都市が含まれるため、単純平均で考えると越谷市は同規模中核市平均に比して人口密度は高い。このことから、効率的な設備投資が行われ、汚水処理原価が低くなっていると考えられる（同 80%）。また、処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高は、将来において返済すべき処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高が同規模中核市平均の半分であるため、下水道事業において、企業債に依存している割合が低いことを表している。また、一般家庭使用料（1 か月 20m³ 当たり）については、越谷市は同規模中核市平均に比して約 7%安い。

経費回収率、経常収支比率のそれぞれについては、同規模の中核市と同程度であることから（それぞれ、同 99%、同 100%）、下水道事業の収支の状況は、同規模の中核市と同じレベルの状況にあると言える。

（5）近隣市との比較

以下は、主要な経営指標についての近隣市の平均（単純平均）と越谷市との比較である。

主たる指標	処理区域内 人口	一般家庭使用 料 (1ヶ月20m ³ あ たり)	処理区域内 人口密度	水洗化率	汚水処理原価	経費回収率	経常収支比率	自己資本 構成比率	処理区域内人口 1人あたり企業債（地 方債）残高
単位	人	円/月	人/ha	%	円/m ³	%	%	%	千円/人
さいたま市	1,248,591	2,459	100	97.5	133.14	104.70	103.4	56.1	144
川口市	534,316	1,998	124	94.3	129.04	86.50	110.9	59.1	101
草加市	245,559	1,947	100	94.3	124.25	80.50	100.5	67.0	119
春日部市	209,346	2,376	92	96.9	144.88	86.40	118.4	45.9	167
吉川市	60,921	1,870	92	96.5	79.14	134.90	108.8	82.7	79
八潮市	71,857	1,980	85	92.1	142.84	71.20	105.1	53.3	279
三郷市	121,504	2,214	92	88.7	130.37	85.90	109.0	48.4	226
近隣市の単純平均	356,013	2,121	98	94	126	93	108	59	159
越谷市	290,655	2,365	105	96	113	103	108	67	94
越谷市の近隣市 (単純平均)に対する比率(%)	82%	112%	107%	102%	89%	111%	100%	114%	59%

近隣市平均と越谷市との比較では、処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高（近隣市の単純平均との比率 59%）を除き、顕著な特徴はない。これは、近隣市は、すべて越谷市と地理的な条件が類似した郊外都市であることによるものである。

そのような状況のなか、処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高が近隣市平均の約半分であることは、下水道事業における企業債に依存している割合が低いことを表している。また、一般家庭使用料（1 か月 20m³ 当たり）については、越谷市は近隣市平均に比して約 12%高いが、その一方で、汚水処理原価は近隣市平均に比して約 11%低い。それらの理由により、自己資本構成比率が近隣市に比して 14%高くなっている。これらのことから、越谷市においては、近隣市に比して、相対的な下水道使用料を高く設定することで、借入の割合を低くし、財務的な安定度を高くする方針を採用していると言える。

経費回収率は近隣市に比して高いが（同 111%）、経常収支比率は近隣市と同じである（同 100%）。これは、営業外の損益（一般会計からの繰入金、支払利息）の相違によるものである。

(6) 他市比較の結果

経営指標についての他の自治体との比較から、越谷市の下水道事業の収支状況及び財務状況は、比較的良好な状況にあると言える。今後、人口の減少に伴い下水道使用料収入が減少する一方で、設備の老朽化による改良費の増加が予想されているので、引き続き、効率的な事業経営を継続する必要がある。

第3 監査の指摘及び意見の概要

1. 定義

(1) 「指摘」と「意見」

包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を作成し、これを議会、市長、監査委員等に提出する（地方自治法 252 条の 37, 38）。包括外部監査人は、本報告書に「指摘」と「意見」する。

ここで、「指摘」とは、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものであり、地方公共団体が改善・是正に取り組むべきものである。「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるものである。

なお、令和 2 年度以前の包括外部監査では、「指摘」に該当する事項を「監査の結果」と表記したが、監査全体の結果と混同する可能性があるため、令和 3 年度の包括外部監査より「指摘」の用語を使用している。

(2) 「総論」と「各論」

本報告書では、「指摘」と「意見」は、「総論」と「各論」とに区分して記載している。「各論」とは、下水道事業の各種の個別的な業務に対するものであり、「総論」とは、各論を踏まえた包括外部監査人として結論に相当するものである。

2. 総論

(1) 全般的な状況

当該包括外部監査においては、越谷市下水道事業の執行における重大な法令違反の事実、事務の執行における重要な不備、決算報告書の重要な誤謬は認められなかつた。また、同事業の財務面においても、「3 下水道事業についての経営指標等の他市比較」に記載のとおり、同事業の財務状況については中核市単純平均値に比して相対的に良好な状況にある。さらに、同事業の経常収支比率が 100%を上回ること、一人当たり企業債残高の金額が他の中核市の中核市単純平均値よりも相対的に小さいことから、事業継続性についての疑義は他の中核市に比して低いと考えられる。

しかしながら、将来的な人口の減少による下水道使用料収入の減少、設備の老朽化、インフラの進行による事業費の増加、市場金利の上昇による支払利息の増加等の事業リスクは存在する。したがって、これらの事業リスクに備え、近代的な市民生活に必要不可欠な下水道事業を長期的に安定的に維持するためには、以下のような検討課題が存在する。

(2) 都市計画との整合性【意見 1】

越谷市の人口の見通しは、令和 4 年（2022 年）の約 34 万 5 千人をピークとして、その後は減少に転じ、計画期間の令和 12 年（2030 年）には、約 33 万 6 千人になることが予想されている（第 5 次越谷市振興計画）。このような人口減少の見通しのもと、下水道事業の新規設備投資は、過大な設備投資負担が発生しないように越谷市の人口減少に見合ったものとする必要がある。

下水道整備は、越谷市の都市計画と密接な関係にあることから、越谷市の都市計画と整合性をとり、将来的な人口減少を考慮した下水道事業の設備投資を行う必要がある。特に、新規事業については、区画整理事業等の開発事業との一体性を考慮しない投資は、下水道事業の単独負担となるため、将来的な負担増をもたらすことから、慎重に検討すべきである。

(3) 更新投資【意見 2】

上述の下水道事業についての事業リスクを考慮すると、今後の設備投資は、更新投資を主体とし、新規投資は可能な限り抑制すべきである。したがって、ストックマネジメント計画に基づき、既存設備の長寿命化を図ることにより、更新投資を抑制すべきである。さらに、更新投資については、データベース化した維持管理情報の活用による修繕の効率化や広域化・共同化、新しい技術の採用を通じたコスト削減を図る必要がある。

(4) 組織体制【意見 3】

下水道事業は、近代的な市民生活に必要なインフラ事業であるため、都市計画との整合性や 10 年間の経営戦略の作成等の長期的な視点に立った運営が必要である。また、汚水処

理・雨水処理については、高度な専門技術が要求される。同事業の所管課の人的リソースを考えると外部委託に依拠せざるを得ないが、委託先の業務管理のためには、所管課の専門知識が必要である。さらに、会計処理や決算書の開示においても、地方公営企業法に基づく、会計・税務・法令の専門的な知識が要求される。

上記のような事業の特性からの要請については、専門的な人材の育成が必要であるが、現在の越谷市職員のローテーションの期間（通常は事務職で4年、技術職で5年）を考慮すると、地方公営企業法第7条に基づき、公営企業に精通した管理者を設置することを検討すべきである。また、外部人材の活用のため、独自で職員を採用することも可能とすることも考えられる。

（5）越谷・松伏水道企業団【意見4】

効率的な事業の運営、専門的な知識を有する人材の育成のためには、規模の拡大が必要である。現在、上水道事業は、越谷・松伏水道企業団が行っており、また、下水道使用料の徴収は、越谷・松伏水道企業団が共同処理する事務となっている。

事業規模の拡大、業務処理の効率化、人材の育成の観点からは、上水道事業と下水道事業とを統合することも考えられる。ただし、一部事務組合である水道企業団は、単一の地方自治体の事務を行うことができないことから、松伏町との調整が必要である。

（6）近隣市町との事業統合【意見5】

規模の拡大を促進するという観点からは、近隣市町との事業統合（広域化）も考えることができる。ただし、その場合には、下水道事業についての越谷市と近隣市町との事業特性（人口動態、新規事業の抑制、雨水災害リスク）、財務状況（経常収支比率、一人当たり企業債残高）、下水道使用料の差異、統合時点までの債務負担割合等を考慮する必要がある。

（7）情報開示【意見6】

下水道事業は、近代的な市民生活に必要なインフラ事業であり、また、市民より下水道使用料の徴収を行っていることから市民生活との関連性もある。したがって、下水道事業については、市民に対する情報開示を積極的に行っていく必要がある。具体的には、経営戦略の公表とその予算実績比較の開示、越谷市の広報誌の掲載、小学校・中学校での下水道事業に関する授業の開催等が考えられる。

（8）下水道使用料の料金体系【意見7】

経常収支比率が100%を上回っていることから越谷市の下水道事業についての短期的な事業継続性に問題はないと考えられる。しかしながら、長期的な視点に立ち、人口の減少、更新投資の必要性、費用の変動費固定費の割合、市民の所得水準の分布（特に低所得者

層)、市内の企業の特性等を考慮し、下水道使用料の料金体系（基本料金と従量料金との比率及び従量料金の遙増割合）を決定する必要がある。

(9) 企業の育成【意見8】

越谷市には、下水道事業に関連した有力な企業や大学はない。今後、市内企業の育成や企業誘致のため、更新投資や業務委託契約に、新規企業の参入機会を設けることが考えられる。

具体的には、O&M (Operation & Maintenance) 契約、OM&M (Operation, Maintenance & Management) 契約、リース（アフェルマージュ）契約、BOT (Build, Operate, Transfer) コンセッション契約、B00 (Build, Own, Operate) 契約等の多様な契約形態を活用し、民間企業が下水道事業に参入しやすい環境を整備することである。

3. 各論（個別の指摘と意見の一覧表）

監査の指摘及び意見の一覧表は、以下のとおりである。

No	区分	項目	指摘 /意見	内容	該当ページ
1	越谷市下水道条例等	条例の定めと現在の運用状況との差異	意見9	下水道関連の条例等は、下水道関連業務の根拠となるものであるため、必要に応じた改正にあわせて見直すことが必要である。	46~48
2	越谷市下水道事業経営戦略	経営戦略の進捗状況の確認と開示	意見10	年度毎に計画の進捗状況等を確認し、事業運営に反映させるとともに、投資目標・財政目標に具体的な数値目標を設定し、年度毎に具体的な数値目標と実績との比較分析及びその開示を行う必要がある。	53~54
3	越谷市下水道事業経営戦略	ストックマネジメント計画との整合性	意見11	経営戦略は、越谷市の作成する他の計画との整合性がとれたものである必要がある。	55
4	越谷市下水道事業経営戦略	設備投資の具体的な内容	意見12	投資目標の老朽化対策、耐震化、浸水対策の各対策の事業内容ごとに、具体的な投資対象や投資金額を明確に設定し、投資目標に対する進捗状況を把握することが必要である。	55~56
5	ストックマネジメント計画	コスト縮減効果の妥当性	意見13	ストックマネジメント計画の重要性の高いコスト縮減効果については、その算定についての適切性の検証が必要である。また、コスト縮減効果の予測値と実績との比較分析及びその開示を適切に行う必要がある。	58~59
6	組織体制	人員構成	意見14	下水道事業という市民生活に必要なインフラの維持管理の継続性及びノウハウの継承を考慮すると、年齢別・従事年数別で均等な人員構成となることが必要である。また、継続的に職員の専門性の追求や定着化を図るため、公営企業に精通した管理者を設置することの検討も必要である。	62
7	下水道使用料	下水道使用料の改定の根拠資料	意見15	料金の改定を検討する際には、料金の改定による影響だけではなく、資本的収支差額、投資計画の見直しや企業債の借換も検討すべきである。	66~68

8	下水道使用料	基本料金と従量料金との構成割合	意見16	事業の持続可能性の観点より、料金の改定については、基本料金と従量料金の構成割合を考慮して決定すべきである。	68～71
9	下水道使用料	下水道使用料の減免	意見17	下水道使用料の減免については、使用料の負担先の変更であり、下水道事業に係る主たる営業収益であるため、営業収益の区分に計上するべきである。	71～72
10	下水道使用料	排除汚水量の認定の申告書の提出	指摘1	申告書の提出頻度、記載内容、期限等については、越谷市下水道条例に従ったものである必要があり、また、その内容の適切性を所管課で確認すべきである。	72～75
11	下水道使用料	併合分の下水道使用料の確認	意見18	越谷市は、越谷・松伏水道企業団から通知される下水道使用料について、市として把握している下水道使用量に基づいた検証を行うべきである。	75～77
12	契約管理	令和元年度の指摘に対する改善状況	意見19	金額基準により、随意契約が認められる場合においても、競争入札を検討する、複数の同種の契約をまとめる等の検討を行う必要がある。	84～85
13	契約管理	長期間の契約	意見20	特殊な情報システムについては、ライフサイクルコストを考慮した定期的なコストの検証による代替的なシステムの導入の可否の検討が必要である。	86
14	財産・物品管理	貯蔵品（重油あるいは軽油）	意見21	決算日時点で、各ポンプ場に貯蔵されている燃料の棚卸を行い、未使用の燃料を貯蔵品として資産に振り替える処理を行う必要がある。	88～89
15	財産・物品管理	貯蔵品（マンホールの蓋）	意見22	決算日時点で、各ポンプ場に貯蔵されているマンホールの蓋の棚卸を行い、未使用の備品を貯蔵品として資産に振り替える処理を行う必要がある。	89～90
16	財産・物品管理	レイクタウン第1ポンプ場	指摘2	所管課は、ポンプ場に保管されている文書や備品を適切に管理する必要がある。	90～92
17	越谷市公共下水道事業会計決算書	貸倒引当金	指摘3	貸倒引当金の算定には、過去3年間の貸倒実績に基づき、当年度末時点の債権に対する貸倒引当金を計上する必要がある。	94～96

18	越谷市公共下水道事業会計決算書	賞与引当金	指 摘 4	決算時に賞与引当金を計上する時には、地方公営企業法施行規則第22条（引当金）の規定にしたがって、翌事業年度の予算に基づく賞与支給見込額のうちの当事業年度に負担されるべき金額を賞与引当金とする必要がある。	96～97
19	越谷市公共下水道事業会計決算書	退職給付費	意 見 23	地方公営企業法施行規則第3条（勘定科目の区分）に従った適切な会計処理を行い、令和4年度では「越谷市公共下水道事業会計決算書 決算附属書類 収益費用明細書」で適切な開示を行う必要がある。	97～98
20	越谷市公共下水道事業会計決算書	キャッシュ・フロー計算書	指 摘 5	令和4年度以降においては、キャッシュ・フロー計算書の表示を修正し、有形固定資産の取得による支出と無形固定資産の取得による支出と別記して計上する必要がある。	98～99
21	越谷市公共下水道事業会計決算書	固定資産の財源割り当て	意 見 24	財務情報の各事業年度の比較可能性を確保する点からは、同一の固定資産については、各事業年度に財源の割り当ての構成及び当該固定資産に対する比率を同一とする必要がある。	99～100
22	越谷市公共下水道事業会計決算書	大場落し排水機場等維持管理業務委託	意 見 25	法令、会計基準等の変更がない限り、決算書で開示される事業の範囲は、継続として同じものであるべきである。当該範囲が変更された場合には、注記により当該事項を開示すべきである。	100～101
23	越谷市公共下水道事業会計決算書	土地の減損	指 摘 6	レイクタウン第2ポンプ場用地については、独立したキャッシュ・フロー生成単位としてみなすべきであり、また、減損の兆候が生じていることから、減損損失の認識の判定を行う必要がある。また、その判定の結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする必要がある。	101～102
24	越谷市公共下水道事業会計	期中に完成した固定資産の償却開始日	意 見 26	固定資産を事業の用に供した年度に減価償却費を計上するためには、決算における減価償却費の計	102～104

	決算書			算を当該固定資産の事業の用に供した年月で行うことが必要である。	
25	越谷市公共下水道事業会計決算書	固定資産のうちの減価償却停止資産	意見27	固定資産に係る取得価格を減価償却計算により、各年度の費用とするためには、残存価額を1円として、減価償却費を計上する必要がある。	104~105
26	越谷市公共下水道事業会計決算書	水洗便所改造資金融資（保証債務の注記）	意見28	水洗便所改造資金融資に関する保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務の注記（当該債務の内容及び金額）を、予定貸借対照表及び貸借対照表に行うことを検討すべきである。	105~109
27	越谷市公共下水道事業会計決算書	企業債の未払利息	意見29	元利金の期末日前の最終支払日から期末日までの経過利息については、未払利息（未払費用）として、貸借対照表上に負債計上することを検討すべきである。	109~112
28	越谷市公共下水道事業会計決算書	下水道使用料の期末未収金	意見30	会計年度末の会計上の下水道料金の未収金と、債権管理ツール上もしくは越谷・松伏水道企業団からの報告上の内訳金額との合計は、一致すべきである。年度決算作業時に、これらの一致を確認し、会計上の下水道料金の未収金の期間別の金額の把握に努めることを検討すべきである。	112~113
29	越谷市公共下水道事業会計決算書	余剰資金の運用	意見31	市中金融機関における普通預金の利息は近年低水準であるため、一定期間一定金額の資金余剰がある場合は、コスト・ベネフィットを考慮して、定期預金・国債等、普通預金以外の手段で運用することも検討すべきである	113~114
30	越谷市公共下水道事業会計決算書	セグメント情報の開示	意見32	汚水事業と雨水事業の2つの事業のそれぞれの事業ごとの損益及び資産・負債の状況を決算書で開示するために、セグメント情報を作成する必要がある。	114~115
31	地方公営企業会計への移行	未使用の物品の移行	指摘7	地方公営企業会計への移行時点で未使用だった資産の簿価については、地方公営企業会計の移行時の損失として計上すべきものであったため、過年度の損失として計上する必要がある。	117~118

32	地方公営企業会計への移行	建物の未使用分	意見 33	廃止となった汚水ポンプ場部分については、移行時の損失であるため、当該部分に対応する簿価が算定できる場合には、当該年度の損益計算書において過年度修正損として計上する必要がある。	118～119
33	地方公営企業会計への移行	公営企業会計システム	意見 34	公営企業会計システムについては、地方公営企業会計への移行時に移行資産として、ソフトウェアに計上し、5年間で減価償却すべきであった。したがって、令和4年度以降の決算においては、過年度の当該会計システムの取得価額及び減価償却費相当額を過年度修正として計上する必要がある。	119

第4 監査の指摘及び意見

1. 越谷市下水道条例等

(1) 越谷市下水道条例等の内容

越谷市は下水道関連の条例等として、以下のものを定めている。

- ・ 越谷市下水道条例 昭和 57 年 12 月 24 日制定、令和 3 年 9 月 1 日施行
- ・ 越谷市下水道条例施行規則 昭和 58 年 1 月 28 日制定、令和 3 年 4 月 1 日施行

(2) 監査手続

以下の監査手続を実施した。

- ・ 越谷市下水道条例に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- ・ 越谷市下水道条例に係る資料（関連法令・条例）を入手し、その内容（整合性等）を検証した。
- ・ 所管課に質問を実施した。

(3) 指摘及び意見

① 条例の定めと現在の運用状況との差異【意見 9】

ア 概要

越谷市下水道条例及び越谷市下水道条例施行規則は、昭和 58 年の制定以降、多くの改正が行われてきたが、現在の運用状況と条例の定めとのあいだに差異がある部分が存在している。

イ 問題点

越谷市下水道条例及び越谷市下水道条例施行規則について、現在の運用状況と条例の定めとのあいだに差異がある部分は、以下のとおりである。

1) 代理人の選定

第 4 条 義務者又は使用者が市内に居住しないとき、その他市長が必要と認めたときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内において独立の生計を営む者のうちから代理人を選定し、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に市長に届け出なければならない。その代理人を変更したときも同様とする。

当該条文は、事業所の義務者あるいは使用者が市外居住者の場合には、市内の居住者を代理人として選定すべきである旨を定めているが、その必要性が低いことから、実際には運用されていない。

2) 使用者等の変更届出

第22条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第1号の場合にあつては、新たに使用者となつた者が届け出るものとする。

- (1) 使用者に変更があつたとき。
- (2) 第25条第1項第2号(※)に該当する場合で、世帯人員に変更があつたとき。ただし、測定装置により排除汚水量を認定している場合を除く。
- (3) 使用している水の種類に変更があつたとき。

2 使用者が越谷・松伏水道企業団給水条例第17条第2項第1号の規定による届出をしたときは、当該届出をもつて前項第1号の規定による届出があつたものとみなす。

(※) 第25条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号の定めるところによる。

- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様その他の事情を勘案して市長が認定する。

当該条文第1項第2号は、第25条第1項第2号に該当する場合で、世帯人員に変更があつたときには、その旨の届出を行うべきことを規定しているが、事例がないため、実際に運用されていない。

3) 排除汚水量の認定

第25条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を認定することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様その他の事情を勘案して市長が認定する。
- (3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

2 現に水道水を使用している使用者が、使用月の途中において公共下水道を使用することとなつた場合の排除汚水量は、その使用日数に応じて認定するものとする。

当該条文第1項第3号は、営業活動に使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合には、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びそ

の算出の根拠を記載した申告書を提出しなければならない旨を定めている。

実際には、上記の場合には、排水設備に設置されたメーターの汚水量のみを所管課に報告しており、その算出根拠は記載されていない。

4) 使用料の徴収

第26条 使用料は、毎使用月の2月分をまとめて、その最終使用月の翌月の末日までに、納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

当該条文では、使用料を納入通知書で納付することを定めている。また、越谷・松伏水道企業団の条例でも、使用料については、納付書による納付を原則としている。しかしながら、実際の運用は、水道料金とあわせて口座振替により納付されることがほとんどであり、納入通知書で納付するのは少数にとどまる。また、業務効率の観点からも水道料金とあわせた口座振替による方法が望ましい。

5) 督促手数料、延滞金についての規定

使用料を納付期限までに納付されなかった場合の督促手数料、延滞金についての規定がない。使用料の適切な徴収には、督促手数料、延滞金についての定めが必要である。

ウ 改善事項

下水道関連の条例等については、必要に応じて改正が行われているにもかかわらず、実際の運用に即していない部分がある。下水道関連の条例等は、下水道関連業務の根拠となるものであるため、必要に応じた改正にあわせて見直すことが必要である。

2. 越谷市下水道事業経営戦略

(1) 越谷市下水道事業経営戦略の内容

① 概要

越谷市では、令和3年3月に下水道事業における中長期的な経営の基本計画として「越谷市下水道事業経営戦略」を策定している。同戦略は、越谷市政運営の基本となる「越谷市総合振興計画」における下水道事業に係る分野や、施設長寿命化に関する「ストックマネジメント計画」、「総合地震対策計画」等の計画を反映したものとなっている。同戦略の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間である。

同戦略は、公共下水道事業の現状とその将来環境の見通しを前提として、基本理念と基本方針を定め、それらに基づき、投資・財政計画（収支計画）を作成している。

また、同戦略の事後検証・更新等として、原則5年毎の経営戦略の見直しを行うとともに、年度毎に計画の進捗状況等を確認し、事業運営に反映させることを明記している。

② 基本理念と基本方針

基本理念は、以下のとおりである。

「住民生活における重要かつ基本的なインフラである下水道施設を適切に維持管理し、将来にわたり、安定的に下水道サービスを提供することが可能な経営を目指します」

また、基本方針は以下のとおりである。

1) 下水道施設の機能確保

- ・計画的な改修
- ・施設の適正な管理

2) 健全な事業経営

- ・独立採算制を踏まえた財源の確保
- ・経営の透明性の向上

③ 投資・財政計画（収支計画）

1) 投資計画

基本方針に基づき、以下の投資目標を定めている。

目標① ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を進める

施工後20年以上の経過したコンクリート系の管渠にかかる点検・調査及び、その結果に基づく修繕・改築を完了する。

目標② 総合地震対策計画に基づく耐震対策を進める

緊急輸送道路上にあるマンホールのうち、対策が必要と考えられるものについて、浮上防止対策工事を完了する。

目標③ 大雨による被害の軽減を図るため、浸水対策を進める
雨水幹線の整備や新方川、元荒川流域の雨水排水ポンプの増強を進める。

2) 財政計画

基本方針に基づき、以下の財政目標を定めている。

目標 公営企業の経営原則に基づき、健全な事業運営を行う
・経常収支比率 100%以上の経営を行う。
・基準外繰入金の抑制に努める。

3) 経営健全化に向けた取り組み

経営健全化に向けた具体的な取り組みとして、支出削減と収入増加についての具体的な取り組みを記載している。

● 支出削減の取組み

- ・長寿命化（更新投資減）
- ・起債借り換え（支払利息減）
- ・不明水対策（負担金支出減）

● 収入増加の取組み

- ・収納対策（料金収入増）
- ・未接続対策（料金収入増）
- ・料金改定（料金収入増）

4) 経営戦略期間の収支予測及び投資予測

経営戦略で開示されている 2016 年度から 2020 年度までの決算と 2021 年度から 2030 年度までの収支予測及び投資予測は、それぞれ以下のとおりである。

収益的収入及び支出の推計

資本的収入及び支出の推計
単位：千円

区分		年 度	2016年度	2017年度	(決 算)	(決 算)	2019年度	2020年度	将来見込)	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	将来推計	
資 本 的 収 入		1. 企 業 費 平 準 化 優	1,638,600	1,551,000	1,710,800	1,292,600	1,878,100	1,788,900	1,311,600	1,249,700	1,119,200	1,048,800	1,048,800	1,048,800	1,048,800	1,190,700	1,190,700
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 極 助 金	1,174,829	1,051,384	990,102	842,636	95,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	819,600	819,035	758,650	695,769	534,665	536,219	518,099	391,169	321,799	289,985	261,807	-
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国(都道府県)補助金	138,134	199,328	156,000	303,530	121,200	325,228	366,457	261,511	303,180	303,180	303,180	303,180	303,180	303,180	303,180	345,344
	7. 固 定 資 產 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	2,578	1,440	2,442	2,766	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	9. そ の 他	199	2,157	6	16	200	516	516	516	516	516	516	516	516	516	516	516
	計 (A)	2,954,340	2,854,809	2,700,050	2,859,748	2,329,300	3,029,579	2,921,222	2,276,096	2,104,780	1,965,814	1,817,294	1,750,364	1,680,904	1,633,244	1,805,066	
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財産充当額																
	(B)																
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	635,955	782,919	783,661	1,080,435	755,500	1,577,682	1,777,682	1,268,591	1,470,724	1,470,724	1,470,724	1,470,724	1,470,724	1,470,724	1,470,724	1,675,263
	2. 企 業 債 債 還 金	39,012	36,710	37,534	40,563	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500
	3. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. そ の 他	199	71	-	-	15,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (D)	4,670,544	4,759,174	4,728,80	4,862,616	4,394,000	5,119,832	5,159,448	4,443,042	4,362,999	4,203,923	3,995,689	3,669,805	3,406,002	3,375,912	3,181,202	
	資 本 的 支 出 額 (D)-(C)																
	1. 捐 益 勘 定 留 保 資 金					1,494,200	1,445,933	1,472,556	1,511,398	1,528,219	1,545,406	1,556,277	1,566,724	1,584,066	1,542,668	1,376,136	
	2. 利 益 剰 余 金 分 額					-	465,064	697,538	632,737	675,807	633,724	501,327	303,449	64,737	-	-	
	3. 緑 越 工 事 資 金					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. そ の 他					570,500	130,696	67,432	22,811	54,133	56,979	60,791	69,268	76,205	-	-	
	計 (F)					2,064,700	2,044,693	2,238,226	2,166,946	2,258,219	2,238,109	2,118,395	1,939,441	1,725,008	1,542,668	1,376,136	
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)					-	45,560	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	企 業 債 債 残 高 (H)	36,657,777	34,295,493	31,901,374	29,846,953	26,891,059	23,934,446	20,868,762	17,740,454	15,354,713	13,019,034	10,943,189	9,226,932	7,847,457	6,697,490	5,981,838	

営業収益は、2022 年度をピークとして緩やかに減少していくことに伴い、収入計も同様の傾向をたどる。営業費用は、2021 年度をピークとして緩やかに減少していくことに伴い、支出計も同様の傾向をたどる。上記の結果、収入と支出がともに緩やかに減少していくことから、2021 年度からの 10 年度は、安定的に純利益が計上されることが見込まれている。

資本的収入は、企業債の発行による借入が 2021 年度をピークとして、2023 年度に大きく減少し、その後は緩やかに減少していく。資本的支出は、企業債の償還が 2016 年度から継続して減少していくが、建設改良費は、2021 年度からの 10 年度は、1,268 百万円から 1,777 百万円の間を推移すると見込まれているため、資本的収入ほどは減少しない。上記の結果、2021 年度からの 10 年度では、資本的収支がマイナスとなり、企業債残高が大きく減少する。

他会計繰入金のうち基準外繰入金の内容は、以下のとおりである。

収益的収支のうちの基準外繰入金は、生活保護者等に対する下水道使用料の基本料金の減免である。資本的収支のうちの基準外繰入金は、流域下水道に係る負担金について、平成 12 年度以降の借入金によるものである場合には、その償還金と利息が基準内繰入金として処理されるため、当該負担金のうちの平成 11 年度以前の借入金によるものである場合に、その償還金と利息を基準外繰入金としているものである。上記の基準外繰入金は、収益的収支、資本的収支の金額に比して少額であるため、越谷市の下水道事業については、財務的に基準外繰入金に依存する必要はないと考えられる。

(2) 監査手続

以下の監査手続を実施した。

- ・経営戦略に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- ・経営戦略に係る資料（関連する計画）入手し、その内容（整合性等）を検証した。
- ・経営戦略に関連するデータ（人口・財務に係るデータ）入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- ・所管課に質問を実施した。

(3) 指摘及び意見

① 経営戦略の進捗状況の確認と開示【意見 10】

ア 概要

経営戦略「第 6 章 経営戦略の事後検証・更新等」には、以下の記述がある。

「原則 5 年毎の経営戦略の見直しを行うとともに、年度毎に計画の進捗状況等を確認し、事業運営に反映させます。なお、年度毎の進捗を公表し、確実な計画進捗とともに、健全な運営に努めます。」

イ 問題点

投資目標・財政目標の具体的な内容は、前述のとおりであるが、財政目標の計画期間内の主な取り組み（「経常収支比率 100%以上の経営を行う」）を除き、具体的な数値目標が設定されていない。また、具体的な数値目標と実績との比較分析及びその開示が行われていない。

ウ 改善事項

年度毎に計画の進捗状況等を確認し、事業運営に反映させるとともに、年度毎の進捗を公表するためには、投資目標・財政目標に具体的な数値目標を設定し、年度毎に具体的な数値目標と実績との比較分析及びその開示を行う必要がある。

なお、経営戦略及び決算書に基づく、経営戦略の損益収支予測・資本収支予測と実績との比較（令和3年度）は、以下のとおりである。

設備投資の減少に伴い、企業債及び建設改良費が、経営戦略の収支予測に比して、大きく減少している。

	① 収支予測（千円）	② 決算額（税込：千円）	差額（=②-①：千円）	比率（%：②/①）
下水道事業収入				
営業収益	4,695,415	4,698,014	2,599	100%
営業外収益	2,005,630	2,053,196	47,566	102%
計	6,701,045	6,751,210	50,165	101%
下水道事業費用				
営業費用	5,426,372	5,522,184	95,812	102%
営業外費用	583,901	583,797	-104	100%
計	6,010,273	6,105,981	95,708	102%
経常損益	690,772	645,229	-45,543	93%
特別利益	—	3,058	—	—
特別損失	—	—	—	—
当年度純利益（又は純損失）	690,772	648,287	-42,485	94%
	① 収支予測（千円）	② 決算額（税込：千円）	差額（=②-①：千円）	比率（%：②/①）
資本的収入				
企業債	1,878,100	1,230,200	-647,900	66%
他会計補助金	6,000	38,835	32,835	647%
他会計負担金	819,035	933,856	114,821	114%
国（都道府県）補助金	325,228	228,755	-96,473	70%
工事負担金	700	557	-143	80%
その他	516	408	-108	79%
計	3,029,579	2,432,611	-596,968	80%
資本的支出				
建設改良費	1,577,682	818,419	-759,263	52%
固定資産購入費	—	12,988	—	—
企業債償還金	3,542,150	3,496,650	-45,500	99%
その他	—	408	—	—
計	5,119,832	4,328,465	-791,367	85%

② ストックマネジメント計画との整合性【意見 11】

ア 概要

越谷市は、下水道施設の長寿命化による更新投資の減少を目的として、ストックマネジメント計画を作成している。同計画に基づくコスト縮減効果は、4,815 百万円と見積もられている。

イ 問題点

ストックマネジメント計画に従って、下水道施設の長寿命化による更新の投資が減少すれば、固定資産の新規取得の減少及び既存の固定資産の減価償却の終了を通じて、経営戦略期間の減価償却費の減少することが予測される。しかしながら、収支予測の減価償却費は、2021 年度の 3,268 百万円から 2030 年度の 3,484 百万円まで漸増することが予測されている。これは、収支予測の減価償却費は、地方公営企業法施行規則別表 2 号の耐用年数を使用して推計していることがその原因と考えられる。

ウ 改善事項

経営戦略は、下水道事業における中長期的な経営の基本計画であるため、同戦略は、越谷市の作成する他の計画との整合性がとれたものである必要がある。具体的には、ストックマネジメント計画の耐用年数を用いて算定した減価償却費に基づく収支予測を補足資料として添付することが考えられる。

③ 設備投資の具体的な内容【意見 12】

ア 概要

経営戦略では、投資目標として、以下の目標が挙げられているが、具体的な投資対象や投資金額が開示されていない。

- ・ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策
- ・総合地震対策計画に基づく耐震化
- ・浸水対策

イ 問題点

上記のような投資目標については、老朽化対策、耐震化、浸水対策の各対策の事業内容ごとに、具体的な投資対象や投資金額を明確に設定されないと投資目標に対する進捗状況を把握することができない。

ウ 改善事項

投資目標の老朽化対策、耐震化、浸水対策の各対策の事業内容ごとに、具体的な投資対

象や投資金額を明確に設定し、投資目標に対する進捗状況を把握することが必要である。

3. ストックマネジメント計画

(1) ストックマネジメント計画の内容

① 概要

下水道施設の長寿命化による更新投資の減少を目的として、越谷市は、平成 30 年 10 月に越谷市公共下水道ストックマネジメント計画を作成した。

同計画では、施設の重要性と劣化状況の把握の可能性に応じて、保全方法を分類し、改築の判断基準を明確化して、施設の長寿命化を図るものである。

② 基本方針

以下のように施設の重要性と劣化状況の把握の可能性に応じて、施設・設備の保全方法を分類している。

- 状態監視保全

各処理機能を発揮するうえで重要な施設・設備であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設・整備を対象とする。

- 時間計画保全

各処理機能を発揮するうえで重要な施設・設備であるが、調査により劣化状況の把握が困難な施設・整備を対象とする。

- 事後保全

各処理機能を発揮する上で、特に重要でない施設・設備を対象とする。

③ 施設の管理区分の設定

上記の保全方法ごとに分類された施設・設備について、管理区分を設定している。

- 状態監視保全施設

施設の内容、腐食性の有無、重要度に応じて、点検・調査の頻度を設定している。

- 時間計画保全施設

施設の内容に応じて、目標耐用年数を設定している（標準耐用年数の 1.5 倍～2.2 倍）。

④ 改築実施計画

上記の基本方針、管理区分に応じて、計画期間（平成 31 年度～令和 4 年度）施設の改築計画を作成している。

同期間の改築計画の概算費用は、以下のとおりである。

管路施設 514 百万円

処理場・ポンプ場 1,220 百万円

⑤ コスト縮減効果

ストックマネジメントの導入によりコスト縮減効果は、4,815 百万円/年と見積もられている。

(2) 監査手続

以下の監査手続を実施した。

- ・ストックマネジメント計画に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- ・ストックマネジメント計画に係る資料（関連する計画）入手し、その内容（整合性等）を検証した。
- ・ストックマネジメント計画に関連するデータ（財務・設備投資に係るデータ）入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- ・所管課に質問を実施した。

(3) 指摘及び意見

① コスト縮減効果の妥当性【意見 13】

ア 概要

ストックマネジメントの基本的な考え方は、重要な施設以外は事後保全で対応するが、重要な施設について、①調査により劣化状態の把握が困難なものは計画保全として耐用年数を超えたものから順次更新する、②それ以外は定期的な調査や検査により施設の劣化状態を把握し、耐用年数を超えても補修や修繕で延命できるものはそのまま使用し、改築が必要なものについては健全度が低いものから順に工事を実施して延命化を図るものである。

したがって、同計画では、コスト縮減効果も期待しているが、最も重要なこととして、安定した下水道サービスの提供のため、目標とする確保すべき施設の健全度に着目し、実践している。

上記の前提を踏まえて、ストックマネジメント計画のコスト縮減効果は、以下のように作成される。

下水道事業の設備更新について、複数のシナリオを作成し、それらのシナリオごとの費用を試算・集計する。上記のシナリオのうち、最適のシナリオの費用と通常シナリオとの差額をコスト縮減効果とする。ここで、通常シナリオとは、ストックマネジメントの考え方を取り入れずに、耐用年数に達したものから順に更新するというシナリオのことである。なお、最適シナリオの実現可能性は検討されていない。

したがって、同計画のコスト縮減効果は、最適シナリオと同計画の未実施の場合との比較となる。

イ 問題点

令和3年度の減価償却費3,273百万円、有形固定資産等の取得による支出758百万円に比較すると、上記のコスト縮減効果4,815百万円は、非常に多額である。したがって、ストックマネジメント計画に記載されている上記の金額については、その重要性が高い。よって、最適シナリオの実現可能性を検討し、実現可能性なシナリオであることを確認する必要があるが、現時点では、その検証は実施されていない。また、コスト縮減効果の予測値と実績との比較分析及びその開示も行われていない。

ウ 改善事項

ストックマネジメント計画の重要性の高いコスト縮減効果については、その算定についての適切性の検証が必要である。また、コスト縮減効果の予測値と実績との比較分析及びその開示を適切に行う必要がある。

なお、越谷市の下水道ストックマネジメント計画は、国土交通省が定める「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（H27年11月）」に基づいて策定されており、同ガイドラインにおいては、長期的な改築事業のシナリオ設定にあたり、複数の改築シナリオを比較し、最適なシナリオを選定することが定められている。

一方で、その選定方法については、「費用、リスク、執行体制等を踏まえ、総合的に勘案する」とされており、評価手法は示されているものの、シナリオの実現性等、最終的な判断は各自治体に委ねられている状態である。

これについては、各自治体の作成する地方公営企業の情報の適切性の確保の観点から、前提として、国が長期の改築シナリオの実現性に対して具体的な評価手法を設定する等、具体的なガイドラインを設定した後に、各自治体は同ガイドラインに従って、同計画によるコスト縮減効果を算定し、開示すべきである。

また、下水道ストックマネジメント実施の基本方針として、施設を「状態監視保全（調査結果に応じて改築）」、「時間計画保全（目標耐用年数等で予め周期を定めて改築）」、「事後保全（障害等が生じた場合に都度改築）」に分類して事業を行うことから、計画におけるコスト縮減効果に対しては、評価が困難な状況であるため、この点についても、具体的な評価方法の設定が必要である。

4. 組織体制

(1) 人員構成

① 下水道経営課、下水道事業課の人員構成は以下のとおりである。

下水道経営課人員表

職名	担当	年齢	従事年数	備考
課長		50	5	
調整幹		50	7	
主幹	経営・庶務	41	5	
主事	経営・庶務	28	2	
技師	経営・庶務	29	2	
主幹	料金・受益者負担金	53	4	
主幹	料金・受益者負担金	41	0	
主幹	料金・受益者負担金	64	4	再任用（隔日）
主幹	料金・受益者負担金	64	3	再任用（隔日）
主査	料金・受益者負担金	56	1	

※年齢は R4.4.1 時点の満年齢

※従事年数は R4.4.1 時点の年数

（下水道経営課作成資料より）

下水道事業課人員表

職名	担当	年齢	従事年数	備考
課長（技）		54	1	
副課長（技）		46	1	
副課長（技）		40	5	
技師	計画	28	4	
主事	計画	27	0	
主幹（技）	ポンプ	39	0	
技師	ポンプ	28	2	
技師	ポンプ	29	0	
主幹（技）	管渠	45	1	
技師	管渠	28	0	
技師	管渠	24	2	
主任（技）	排水設備	33	1	
技師	排水設備	30	3	
再：主幹（技）	排水設備	61	1	再任用（フルタイム）

再：主幹（技）	排水設備	64	4	再任用（隔日）
---------	------	----	---	---------

※年齢は R4.4.1 時点の満年齢

※従事年数は R4.4.1 時点の年数

（下水道事業課作成資料より）

② 下水道経営課、下水道事業課の年齢別人員構成は以下のとおりである。

年齢別構成	人数
21歳～29歳	8
30歳～39歳	3
40歳～49歳	5
50歳～59歳	5
60歳～69歳	4
計	25

（下水道経営課、下水道事業課作成資料に基づき、監査人が作成した）

20代の職員が多く、30代の職員が少ない。また、60代の再任用の職員が4名おり、所管課の人員合計の16%と少なくない割合を占めている。

これは、越谷市職員の年齢別人員構成とほぼ同じである。また、再任用の職員のうち隔日勤務の職員は、定数外であるため、所管課の要望と本人の希望と合致すれば、再任用職員として採用後、配属されるが、下水道事業の経験の有無は、配属にあたり必要不可欠な要素とはされない。

③ 下水道経営課、下水道事業課の従事年数別構成は以下のとおりである。

従事年数別構成	人数
0年	5
1年	6
2年	4
3年	2
4年	4
5年	3
6年	0
7年	1
計	25

（下水道経営課、下水道事業課作成資料に基づき、監査人が作成した）

従事年数が 2 年以下の職員が 15 名と所管課合計の約半数となっている。また、従事年数が 5 年以上の職員は 4 名と所管課合計の約 6 分の 1 である。

越谷市的人事異動の目安は、事務職が 4 年、技術職が 5 年であるが、令和 2 年度の地方公営企業会計への移行にあたり、その前後でベテランの職員の異動がなかったことによるものである。

(2) 監査手続

以下の監査手続を実施した。

- ・組織体制に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- ・組織体制に関連するデータ（年齢、従事年数）入手し、分析を行った。
- ・所管課に質問を実施した。

(3) 指摘及び意見

① 人員構成【意見 14】

ア 概要

前述のとおり、下水道事業に係る所管課（下水道経営課、下水道事業課）の年齢別、従事年数別の構成は、特定の層に偏りがある。具体的には、年齢別の人員構成であれば、20 代が多く、30 代が少ない。また、従事年数別の人員構成であれば、1 年～2 年が多く、5 年以上が少ない。

イ 問題点

上記の人員構成の偏りは、越谷市職員全体の年齢構成及び人事異動の目安を反映したものである。しかしながら、下水道事業という市民生活に必要なインフラの維持管理の継続性、ノウハウの継承及び業務委託先に対する執行管理を考慮すると、特定の年齢層・従事年数に偏った人員構成の場合、それらに問題が生じる可能性がある。また、下水道インフラ管理においては、ノウハウのある委託先の事業者に、決算書の作成については、特定の人員に依拠している面がある。

ウ 改善事項

上記の人員構成の偏りは、越谷市全体の年齢構成及び人事異動の目安を反映したものである。しかしながら、下水道事業という市民生活に必要なインフラの維持管理の継続性及びノウハウの継承を考慮すると、年齢別・従事年数別で均等な人員構成となることが必要である。

また、継続的に職員の専門性の追求や定着化を図るため、公営企業に精通した管理者を設置することの検討も必要である。さらに、公営企業に精通した職員の育成と増員が必要である。

5. 下水道使用料

(1) 概要

① 下水道使用料についての基本原則

下水道使用料は、家庭や事業所等から出た汚水を処理場まで流すための下水管等の建設や維持管理、汚水を浄化するための費用に充てられる。下水道法第20条には、下水道使用料についての以下の4つの基本原則が定められている。

- ・ 下水の量及び水質その他使用者の使用的な態様に応じて妥当なものであること。
- ・ 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- ・ 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- ・ 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(下水道法第20条より)

② 下水道使用料の改定

越谷市では、平成17年度に下水道使用料等のあり方に関する基本方針を決定し、状況の変化などにあわせて適正な額を維持するため、3年ないし5年ごとに見直しを行うこととした。この方針に基づき、平成18年度以後、以下のように4度の下水道使用料の改定を行っている。

- ・ 第1回 平成18年
- ・ 第2回 平成23年
- ・ 第3回 平成28年
- ・ 第4回 令和3年

直近では、令和2年度の越谷市下水道事業運営審議会の答申を踏まえ、令和3年度に下水道使用料の見直しを行った。

使用料（1か月あたり・税抜）					
用途	使用水量	現行料金		改定料金	
		基本料金	超過料金	基本料金	超過料金
一般用	6m ³ まで	1,050円	—	800円	—
	6m ³ を超え 10m ³ まで		—		110円
	10m ³ を超え 20m ³ まで		110円		120円
	20m ³ を超え 50m ³ まで		115円		132円
	50m ³ を超え 200m ³ まで		118円		142円
	200m ³ を超え 500m ³ まで		121円		150円
	500m ³ を超える分				
	公衆浴場用		49円		49円
	1m ³ につき				

(所管課作成資料より)

③ 令和3年度の下水道使用料の見直しの根拠

令和3年度の下水道使用料の見直しについては、令和3年度から令和7年度の5年間における収入と支出の予測に基づき、収入から支出を差し引いた金額（収支ギャップ）が解消されるように、下水道使用料の改定を行った。

以下は、下水道使用料の改定前の収入と支出の算定による収支ギャップの予測である。令和3年度から令和7年度の5年間のすべての年度において、収支ギャップがマイナスとなると予測されていた。当該ギャップを解消すべく、令和2年度において、11.7%の下水道使用料の増額が決定された。

						(単位：百万円 税抜)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
収入額	8,080	8,079	7,380	7,273	7,156	
支出額	△ 8,243	△ 8,479	△ 7,825	△ 7,624	△ 7,500	
差引	△ 162	△ 400	△ 445	△ 350	△ 344	

収入：下水道使用料、国庫補助金、企業債の起債など

支出：人件費、負担金、修繕費、建設改良費、企業債の返済など

(令和3年度 第3回 越谷市下水道事業運営審議会資料より)

また、令和 3 年度の下水道使用料の改定では、基本料金及びその基準量の見直しを行い、基本料金を 1,050 円から 800 円に引き下げるとともに、基本料金の上限の使用量を従来の 10 m³から引き下げ 6 m³までとした。これは、使用水量の分布におけるピークが 6 m³であることから、当該水量を基本料金の使用水量の基準としたものである。

④ 下水道使用料の減免

下水道は、近代的な市民生活に不可欠なインフラであるため、経済的困窮者に対しては、以下の配慮が行われている。

下水道使用料は、次の場合減免を受けることができる。

- (1) 天災その他これに類する災害を受け、使用料を納付することが困難と認められる者
- (2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活扶助を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による生活支援給付を受けている者
- (4) 公益上その他特別の事情があると認められる者

(越谷市下水道条例施行規則第 22 条より)

⑤ 下水道使用料の徴収手続

ア 区分

下水道使用料の徴収手続は、以下の 2 つの区分に分けられる。

併合分：越谷・松伏水道企業団が上水道使用料とあわせて徴収手続を行う

単独分：越谷市が独自に下水道使用料の徴収手続を行う

イ 併合分

下水道使用量については、上水道の使用量と下水道の使用量とはほぼ一致するものと考えられるため、上水道の使用量を下水道の使用量とみなして、水道料金と下水道料金とをあわせて徴収する場合（併合分）が多い。

越谷市の場合、上水道事業は、越谷市とは別の組織である、越谷・松伏水道企業団が行っているため、同企業団と下水道使用料徴収事務等の共同処理に関する協定書に基づき、下水道料金の徴収手続を同企業団が共同処理する事務としている。

具体的には、同企業団が、汚水量の認定、下水道使用料の調定、納入告知、収納、消込を行い、調定額現在簿にて排除汚水量及び下水道使用料を越谷市に報告するとともに、毎月、精算書を送付している。そして、同企業団は、徴収した下水道使用料を徴収月の翌月 10 日に越谷市に振り込んでいる。また、併合分の収納・還付状況については、同企業団か

ら精算書の形式で、年度末に年度分の合計金額が報告される。

ウ 単独分

地下水（井戸水、温泉）や雨水の利用、大型店舗の飲料水の配布等の理由により、下水道の使用量が上水道の使用量と大きく相違する場合には、使用者からの報告により下水道の使用量を算定し、越谷市が独自に徴収手続を行っている。

- ・使用者からの報告より排除汚水量を算定する
- ・使用者ごとの下水道使用料を算定し調定及び決裁を行う
- ・下水道使用料システムに各使用者の排除汚水量を入力する
- ・使用者への納付書の送付及び金融機関への口座振替の依頼を行う
- ・納付状況を確認し、システムへ納付額等の入力を行う

（2）監査手続

以下の監査手続を実施した。

- ・下水道使用料に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- ・下水道使用料に係る資料（越谷市下水道事業運営審議会資料、経営戦略、総勘定元帳等）を入手し、その内容（整合性及び妥当性）を検証した。
- ・所管課に質問を実施した。

（3）指摘及び意見

① 下水道使用料の改定の根拠資料【意見 15】

ア 概要

令和 2 年度の下水道使用料の改定は、令和 2 年度の越谷市下水道事業運営審議会（第 1 回令和 2 年 7 月 6 日～第 5 回令和 2 年 11 月 20 日）の答申（令和 2 年 12 月 3 日）を経て決定された。その際には、令和 3 年（2021 年）度から令和 7 年（2025 年）度の改定前の下水道事業の収入と同期間の支出とを比較し、当該期間において、以下のように、令和 4 年（2022 年）度以降に現預金残高がマイナスとなることがその根拠とされた。

収支ギャップの算定について (単位：百万円)					
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
① 収入額	8,090	8,088	7,384	7,270	7,145
② 支出額	8,243	8,479	7,825	7,624	7,500
差引 (①-②)	-153	-390	-441	-354	-354
現預金残高	40	-350	-791	-1,144	-1,499

（令和 2 年度 第 4 回 越谷市下水道事業運営審議会より）

イ 問題点

上記の収支ギャップの算定は、以下の簡易キャッシュ・フローにより作成されたものである。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
当期純利益	296,131	321,631	308,719	320,875	325,285
減価償却費	3,268,626	3,310,286	3,371,379	3,377,244	3,389,461
長期前受金戻入	△ 1,822,693	△ 1,837,330	△ 1,859,981	△ 1,848,964	△ 1,844,055
流動資産の増減	2,541	△ 1,230	2,683	1,369	1,786
流動資産増加分	709,802	707,261	708,490	705,808	704,439
流動資産減額分	707,261	708,490	705,808	704,439	702,653
流動負債の増減	180,581	42,358	△ 108,749	42,112	△ 969
流動負債の增加分	773,598	815,955	707,206	749,318	748,348
流動負債の減額分	593,017	773,598	815,955	707,206	749,318
資本的収支差額	△ 2,078,254	△ 2,226,228	△ 2,154,953	△ 2,246,227	△ 2,226,024
資本的収入	3,041,579	2,933,222	2,288,096	2,116,780	1,977,914
資本的支出	5,119,833	5,159,450	4,443,049	4,363,007	4,203,939
簡易CF	△ 153,006	△ 390,446	△ 440,842	△ 353,519	△ 354,481

(下水道経営課作成資料 単位：千円)

上記の料金改定後の簡易キャッシュ・フローは、以下のとおりである。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
当期純利益	690,772	714,390	704,221	720,089	728,644
減価償却費	3,268,626	3,310,286	3,371,379	3,377,244	3,389,461
長期前受金戻入	△1,822,693	△1,837,330	△1,859,981	△1,848,964	△1,844,055
流動資産の増減	△80,107	△850	3,147	1,904	2,343
流動負債の増減	201,532	42,358	△108,749	42,112	△969
資本的収支差額	△2,090,253	△2,238,226	△2,166,946	△2,258,219	△2,238,109
簡易CF	167,877	△9,372	△56,929	34,166	37,314

(下水道経営課作成資料 単位：千円)

料金の改定により、当期純利益が増加しており、2022 年度と 2023 年度を除いて簡易キャッシュ・フローはプラスとなっている。

また、料金改定後の現預金残高は、以下のとおりである。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
業務活動による現預金の増減	2,258,130	2,228,854	2,110,017	2,292,384	2,275,423
内、料金収入	3,642,440	3,645,723	3,643,618	3,636,878	3,628,235
投資・財務活動による現預金の増減	-2,090,253	-2,238,226	-2,166,946	-2,258,219	-2,238,109
差引	167,877	-9,372	-56,929	34,166	37,314
現預金残高	361,374	352,002	295,073	329,239	366,553

(下水道経営課作成資料 単位：千円)

簡易キャッシュ・フローが増加したことにより、現預金残高は継続してプラスとなっており、料金改定前の現金収支のマイナスギャップは解消されている。

上記のとおり、料金改定により、現金収支のマイナスギャップは解消され、事業継続性の問題は解決されたが、一方で、簡易キャッシュ・フローに減価償却費に次いで大きな影響を及ぼす資本的収支差額については、少額の修正を除き変更されていない。

ウ 改善事項

料金の改定を検討する際には、料金の改定による影響だけではなく、資本的収支差額、投資計画の見直しや企業債の借換も検討すべきである。

② 基本料金と従量料金との構成割合【意見 16】

ア 概要

前述のとおり、越谷市の場合、下水道使用料は、基本料金と従量料金で構成される。

2022 年度を含む過去 5 年度の基本料金と従量料金との構成割合は、以下のとおりである。

		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
調定件数	(A)	730,575	744,244	822,426	768,966	777,433
使用料収入（調定額）	(B)	3,431,950,405	3,447,190,622	3,757,630,011	3,619,196,172	3,717,093,380
基本使用料	(C)	1,687,628,250	1,719,203,640	1,899,804,060	1,776,311,460	1,617,434,830
減免額	(D)	△ 7,850,767	△ 8,836,537	△ 9,696,674	△ 11,014,537	△ 10,215,422
基本使用料（調定額）	(E)=(C)-(D)	1,679,777,483	1,710,367,103	1,890,107,386	1,765,296,923	1,607,219,408
		48.95%	49.62%	50.30%	48.78%	43.24%
従量料金	(F)=(B)-(E)	1,752,172,922	1,736,823,519	1,867,522,625	1,853,899,249	2,109,873,972
		51.05%	50.38%	49.70%	51.22%	56.76%

(下水道経営課作成資料 単位：件あるいは円)

※基本使用料については、調定件数×基本料金で算定している。

※基本料金については、R3.10月検針以前は2,100円/件、R3.11月検針以降は1,600円/件となっている。

料金の改定以前は、基本料金と従量料金との構成割合はほぼ同じであったが、料金の改

定後は、従量料金の構成割合が増加している。これは、令和3年11月検針以降の基本料金が、1件当たり2,100円から1,600円に引き下げられたためである。

イ 問題点

下水道事業では、設備投資及びその維持管理のための固定費の割合が非常に高い。令和3年度の営業費用について、使用者数及び設備投資額を一定とした前提で、下水道汚水量に変動すると考えられる費用を抽出すると以下のとおりである。ここで、使用者数及び設備投資額を一定とするのは、料金の改定は5年ごとに行われるため、今後の当該期間における人口の増減は緩やかなものであると考えられること、また、設備投資についても今後は新規の投資よりも更新や修繕のための投資が計画されていることによるものである。

下水道営業費用の明細			
目	節	金額	変動費
管渠費	光熱水費	3,255,192	3,255,192
	通信運搬費	109,440	
	委託料	64,950,798	
	修繕費	23,011,768	
	工事請負費	1,700,000	
	材料費	4,042,090	
	保険料	110,110	
	負担金	2,240,376	
ポンプ場費	備消耗品費	337,236	
	燃料費	597,660	597,660
	光熱水費	47,225,943	47,225,943
	通信運搬費	4,056,228	
	委託料	254,364,960	
	手数料	10,000	
	賃借料	1,784,417	
	修繕費	40,856,600	
	保険料	564,131	
水洗化普及費	印刷製本費	24,000	
業務費	報償費	71,600	
	印刷製本費	826,475	
	委託料	2,990,750	
	手数料	3,750	
	負担金	243,730,345	
	雑費	478,006	
総係費	給料	68,651,583	
	報酬	1,799,028	
	手当	30,276,316	
	賞与引当金繰入額	9,720,000	
	法定福利費	27,363,617	
	法定福利費引当金繰入額	1,760,000	
	旅費	32,470	
	備消耗品費	525,969	
	燃料費	286,707	
	印刷製本費	53,781	
	公課費	32,800	
	通信運搬費	6,603,521	
	委託料	19,750,600	
	手数料	124,800	
	賃借料	468,139	
	修繕費	277,500	
	保険料	91,814	
	負担金	2,217,574	
	厚生費	47,500	
	貸倒引当金繰入額	4,590,716	
流域下水道維持管理費	流域下水道維持管理費負担金	1,183,163,201	1,183,163,201
減価償却費	有形固定資産減価償却費	3,000,354,241	
	無形固定資産減価償却費	272,853,070	
資産減耗費	固定資産除却費	3,096,451	
	合計	5,331,483,273	1,234,241,996
		変動費の割合	23%

(令和3年度 越谷市公共下水道事業会計決算書より 単位：円)

(注1) 燃料費や光熱水費には雨水事業分が含まれており、決算値は汚水量によらず変動している部分がある。

(注2) 業務費のうちの負担金は、越谷・松伏水道企業団に対する徴収事務費負担金であるが、当該負担金は、「単価×調定件数」で算定されるため、使用者数が一定とすれば、各年度の件数が変動することではなく、また、汚水量の増減が負担金の額に影響を与えることはない。

(注3) 流域下水道維持管理費負担金は、越谷市を含む中川流域の埼玉県東部地区15市町の共同の下水道の維持管理のための負担金で、その事業費は各市町の排出する下水量に応じて、上記の15市町が負担しているため、越谷市にとっては汚水量により変動する費用である。

上記のとおり、営業費用の23%が変動費であり、残りの77%が固定費であると考えられる。したがって、事業費のコスト構造と使用料収入の構成割合とが異なっている状況にあり、使用料収入に占める基本使用料の割合が、支出に占める固定費割合に比して、低水準であるため、人口減少による使用料の減少により、基本料金の減少よりも大きく従量料金が減少し、下水道事業の維持が困難となる可能性がある。

ウ 改善事項

事業の持続可能性の観点より、料金の改定については、基本料金と従量料金の構成割合を考慮して決定すべきである。

③ 下水道使用料の減免【意見17】

ア 概要

生活保護世帯等に対する下水道使用料の減免は、使用者ではなく、越谷市の負担となることから、基準外繰入金として、営業外収益の区分の補助金として計上されている。令和3年度の当該金額は、10,215,422円である。

イ 問題点

地方公営企業法施行規則では、営業収益についての定義がないため、企業会計と同様に収益認識に関する会計基準（改正2020年3月31日企業会計基準委員会）に従うものと考えられる。当該会計基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである（同基準第16項）。

具体的には、以下の 5 つのステップで収益を認識する。

ステップ 1：顧客との契約を識別する

ステップ 2：契約における履行義務を識別する

ステップ 3：取引価格を算定する

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

下水道使用料の減免を、上記の 5 つのステップに当てはめるとすべてのステップの要件を満たしているため、営業収益を認識するための条件をクリアしていると考えられる。当該減免取引が他の契約と異なる点は、その負担先が越谷市であることである。なお、負担先は越谷市であるものの下水道事業とは異なる生活保護世帯等に係る事業であることから、下水道事業においては、営業収益として計上することが会計的には適切と考えられる。

また、本来、営業収益に計上すべき金額を営業外収益に計上した場合、営業利益が異なる。この点についての地方公営企業法施行規則の規定は、以下のとおりである。

(営業損益金額)

第二十四条 営業収益から営業費用を減じて得た額（以下「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しなければならない。

ウ 改善事項

下水道使用料の減免については、使用料の負担先の変更であり、下水道事業に係る主たる営業収益であるため、営業収益の区分に計上するべきである。なお、実務的には、下水道使用料は減免分を含めた総額で調定し、減免分を費用処理して、当該額に対する補てんとしての基準外繰入という処理を行うことが考えられる。

④ 排除汚水量の認定の申告書の提出【指摘 1】

ア 概要

下水道の使用料については、越谷市下水道条例では、下記のように定められている。

i . 使用料の算定（第 24 条）

（i）使用料は、隔月の定例日（使用料算定基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。）現在において算定した排除汚水量を各月均等とみなして算定する。

（ii）使用月の途中において公共下水道の使用を開始又は廃止した場合の使用料の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（1）水道水を使用した場合は、越谷・松伏水道企業団給水条例第 25 条第 1 項の例による。

（2）水道水以外の水を使用した場合は、排除汚水量が基本汚水量の 2 分の 1 を超えないとき

は基本料金の 2 分の 1 とし、排除汚水量が基本汚水量の 2 分の 1 を超えるときは、1 使用月分とする。

ii. 排除汚水量の認定（第 25 条）

(i) 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を認定することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様その他の事情を勘案して市長が認定する。

(3) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して 7 日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前 2 号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(ii) 現に水道水を使用している使用者が、使用月の途中において公共下水道を使用することとなった場合の排除汚水量は、その使用日数に応じて認定するものとする。

iii. 使用料の徴収（第 26 条）

(i) 使用料は、毎使用月の 2 月分をまとめて、その最終使用月の翌月の末日までに、納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(ii) 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため 公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

イ 問題点

越谷市下水道条例第 25 条第 1 項 (3) 第 1 文の「申告書」について、サンプル A, B の 2 件を閲覧した結果、下記の内容となっていた。

i. サンプル A, B 共通

(i) 申告書の提出頻度

申告書は、2 か月に 1 回 (2, 4, 6, 8, 10, 12 月) の提出とされていた。

一方、越谷市下水道条例第 25 条第 1 項 (3) には「毎使用月」と記載されている。

この点、条例では申告書の提出は毎月とされているのに対し、本件では 2 か月に 1 回しか提出されていないことになる。

(ii) 申告書の記載内容

サンプル A においては、標題が「控除汚水量申告書」とされ、設置したメーターの該当期間における前回指針と今回指針との差額が控除汚水量として記載されていた。また、サンプル B においては、申告書提出月の月別の下水道メーター値のみが報告されていた。

一方、越谷市下水道条例第 25 条第 1 項(3)には「その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書」を提出することと記載されている。

この点、条例では排除汚水量を記載することとされているのに対し、本件では控除汚水量もしくは控除する際に使用する下水道メーター値が記載されているのみで、「その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠」が記載されていない。

ii. サンプル B について

(i) 8月の申告書

2か月に1回下水道メーター値を記載した申告書(FAX)を提出しているとのことであつたが、8月末の下水道メーター値を記載した申告書(FAX)がなかった。

(ii) 申告書の期限

2022年3月及び4月についての申告書(FAX)が、2022年5月16日に提出されていた。一方、越谷市下水道条例第 25 条第 1 項(3)には「その使用月の末日から起算して 7 日以内に市長に提出しなければならない。」と記載されている。
この点、2022年3月（および4月）の申告書(FAX)の提出は、その使用月の末日から起算して 7 日を超えていた。

(iii) 申告書の様式

サンプル B の申告書は、書類名やメーター数値等の記載欄が全くない紙に手書きで記載されていた。一方、サンプル A では、メーター数値を記載する表等が印刷された形式で提出されていた。

(iv) 申告書(FAX)の日付

10月末の下水道メーターの指針値を記載した申告書(FAX)の日付が 2021 年 10 月 23 日と記載され、FAX 送信日付も同日であった。

ウ 修正事項

i. サンプル A、B 共通

(i) 申告書の提出頻度

申告書の提出は、越谷市下水道条例第 25 条第 1 項(3)では毎使用月とされている。一方、本件では、申告書は 2 か月に 1 回しか提出されていない。この点、条例と実務とが乖離しているため、条例と実務との一体性を図るべきである。

(ii) 申告書の記載内容

本件では、サンプル A では、申告書の標題が「控除汚水量申告書」とされ、設置したメーターの該当期間における前回指針と今回指針との差額を控除汚水量として記載されていた。また、サンプル Bにおいては、下水道メーター値のみが報告されていた。

しかし、越谷市下水道条例第 25 条第 1 項（3）には「その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書」と記載されているため、排除汚水量及びその算出の根拠を記載した形式の、排除汚水量申告書とすべきである。

ii. サンプル Bについて

(i) 8月の申告書

本件では、8月末の下水道メーター値を記載した申告書（FAX）が保管されていなかった。しかし、2か月に1回（偶数月）下水道メーター値を記載した申告書（FAX）の提出を受けているとのことであるから、保管されるようにすべきである。

(ii) 申告書の期限

本件では、2022年3月及び4月についての申告書（FAX）が、2022年5月16日に提出され、4月末から7日を超えていた。しかし、越谷市下水道条例第25条第1項（3）には「その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。」と記載されているのであるから、7日以内に提出を受けるようにすべきである

(iii) 申告書の様式

本件では、サンプル B の申告書は、書類名やメーター数値等の記載欄が全くない紙に手書きで記載されていた。一方、サンプル A では、メーター数値を記載する表等が印刷された形式で提出されていた。この点、条例では申告書のひな型は定められていないが、ひな形を作成し、記載事項を明示することで、申告者に申告を容易にさせ、よりスムーズに申告書が作成できるよう検討すべきである。

(iv) 申告書（FAX）の日付

10月末の下水道メーターの指針値を記載した申告書（FAX）の日付が 2021 年 10 月 23 日と記載され、FAX 送信日付も同日であったが、越谷市下水道条例第 25 条第 1 項（3）には「その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。」と記載されており、末日より前の日付での提出は想定されていない。したがって、末日より前の日付での申告書の受付は行わないようにすべきである。

⑤ 併合分の下水道使用料の確認【意見 18】

ア 概要

越谷市が単独で下水道事務を処理している使用者以外については、越谷市と越谷・松伏水道企業団が下水道使用料徴収事務等の共同処理に関する協定書にしたがって下水道事務を行っているところである。

本協定書においては、共同処理事務の内容は以下のように記載されている。

第1条（共同処理事務）

- (1) 汚水量の認定に関すること
- (2) 下水道使用料の調定、納入通知、収納及び消込に関すること
- (3) 下水道使用料の調定等報告に関すること
- (4) 下水道使用料の徴収及び還付に関すること
- (5) 下水道使用料の収納金の振込に関すること

また、本協定書においては、下水道使用料の徴収・振込について、以下のように記載されている。

第3条（下水道使用料の徴収）

下水道使用料は、水道料金と併せて徴収する。

第4条（下水道使用料の入金）

越谷・松伏水道企業団は、下水道使用料の収納金を翌月10日に、それぞれ越谷市長および松伏町長の指定する口座へ振込むものとする。

この点、実際の下水道使用料徴収事務に関しては、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排出する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者で、毎使用月に申告書を提出しているもの（越谷市下水道条例第25条第1項（3）。単独分。）を除いて（併合分。）越谷・松伏水道企業団が行っており、この併合分については、越谷市は、越谷・松伏水道企業団からの報告に基づいて、越谷市公共下水道事業会計の下水道使用料を計上しているとのことである。

イ 問題点

一般に、団体が、別人格である他の団体からの報告に基づいて収益等を計上する場合、団体はその報告の正確性を検証すべきである。

すると、越谷市と越谷・松伏水道企業団とは別人格であるから、本来、越谷・松伏水道企業団という別人格である他の団体が集計した数値は、越谷市としてその正確性を検討すべきである。

しかし、越谷市は、併合分の下水道使用料については、越谷・松伏水道企業団が発行する調定件数・金額に関する集計表に基づいて計上しているところ、この集計表に記載される調定件数・金額の正確性については検討していない。

ウ 改善事項

越谷市と越谷・松伏水道企業団とは別人格であるから、越谷市は企業団から通知される下水道使用料について、市として把握している下水道使用量に基づいた検証を行うべきである。

- ・下水道使用料は下水道使用量に基づいて算定されるが、市が把握している下水道使用量に基づいて下水道使用料を再計算し、越谷・松伏水道企業団が提示する下水道使用料と照合することで、振り込まれる金額の妥当性を検証することを検討することが望ましい。
- ・越谷・松伏水道企業団が作成する調定件数・金額が適切な手続きを経て作成されていることを確かめるため、越谷・松伏水道企業団の下水道使用料の算定について第三者機関の証明を得ることを検討することが望ましい。

6. 契約管理

(1) 契約管理

① 概要

下水道事業には、多額の設備投資及びその保守・修繕が必要であるため、工事及び保守・修繕に係る請負工事に係る契約が多く存在する。また、下水道事業を所管する課は、下水道経営課と下水道事業課の2課のみであり、その人員数の合計は25名である。そのため、越谷市では、人的リソースの少なさをカバーするため、下水道事業に関連する多くの業務（設備に係る保守・点検、耐水計画の作成、耐震調査等）を外部委託先に多く発注している。

これらの契約については、地方自治法、越谷市契約規則の規定に従って行われている。なお、契約手続については、令和元年度の包括外部監査「業務委託に関する事務の執行について」のテーマとなっているため、詳細な記述は省略する。

② 契約の種類

契約は、以下の3種類に分類される。

- ・一般競争入札とは、公告により不特定多数の者を誘引して申込を競争させ、その申込者から、自治体にもっとも有利な条件を提示した者と締結する契約をいう。
- ・指名競争入札とは、競争入札制度の一つで特定の条件により発注者側が指名した者同士で競争に付して契約者を決定し締結する契約をいう。
- ・随意契約とは、競争入札の方法によらず、地方自治体が特定の相手方を選択して契約を締結する契約方法をいう。随意契約は、適用理由により主に「特命随契」「少額随契」「不落随契」の3種類に分類される。

「特命随契」とは、発注者側の都合により、特定の事業者を指定して契約を締結する方式である。

「少額随契」とは、予定価格が少額の場合に、2者以上の業者から見積書を徴取して契約者を決める方式である。

「不落随契」とは、競争入札を行っても、入札者がいなかつたり落札しなかつたりした場合、または落札者が契約を結ばない場合には、最低価格での入札者との間で随意契約を行うことができる。

③ 地方自治法

地方自治法第234条の規定により、契約の締結は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結される。また、契約の締結は、一般競争入札が原則とされる。

地方自治法第234条の規定は、以下のとおりである。

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当する限り、これによることができる。

(注) せり売りの方法は、動産の売り払いに係わる規定であるため、本報告書では省略する。

④ 越谷市契約規則

越谷市契約規則においては、契約の締結は、一般競争入札が原則とされる。随意契約については、越谷市契約規則、越谷市随意契約事務取扱要領、随意契約事務の指針の規定の条件を満たしたものに限定されている。

越谷市契約規則第25条の規定は、以下のとおりである。

第25条 市長は、随意契約によろうとするときは、予定価格を定め、契約の相手方から見積書(電子入札案件にあつては、電磁的記録。以下同じ。)を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- (1) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
- (2) 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。
- (3) 単価契約を締結した物品を購入するとき。
- (4) 50,000円以下の物品を購入するとき。
- (5) その他市長が見積書を徴することが適当でないと認める契約を締結するとき。

2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として2人以上の相手方から徴さなければならない。

- (1) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- (2) 特殊な修繕をするとき。
- (3) 契約の内容の特殊性により契約の相手方が特定されるとき。
- (4) 災害等により緊急を要するとき。
- (5) 50,000円以下の物品の購入及び売払い、修繕、印刷製本、製造の請負、委託、賃貸借又は保険の加入を行うとき。
- (6) その他契約の性質又は目的により市長が2人以上の相手方から見積書を徴する必要がないと認めるとき。

また、随意契約事務の指針の規定は、以下のとおりである。

III 随意契約執行要件

2 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。(第2号)

契約の性質又は目的すなわち契約の内容が本来競争を許さないもの（競争の余地がないもの）は随意契約とすることができます。

該当する主な例としては、次のようなものがあります。

(1)特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない契約をするとき。

①特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事

②文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工業者が特定される補修、増築等の工事

③実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

④ガス事業法等法令等の規定に基づき施工業者が特定される工事

⑤特定の者だけしか持っていない物品

⑥不代替物であり、用途が一定しておりそれ以外の目的に使用することができないなど、特別の目的があるため購入先が特定される物品

⑦特定の技術者でなければ製造できない物品（ただし、販売する者が複数いる場合は、競争の余地が十分あるためこれには該当しません。）

⑧試験のため購入又は製造注文する物品

⑨新聞、雑誌等への広告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送の委託

⑩不動産の買入れ又は借入れ

⑪必要とする物品の製造、修理、加工、納入に使用させるために必要な物品を売払う場合

⑫市民の自治意識高揚を目的とした委託を市民で組織された団体等に委託するとき。

⑬電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合

⑭既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合

(2)経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約する必要があるとき。

①本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工業者に本工事を施工させなければならない工事

②既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

③埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法を用いる必要がある工事

- ④補償調査を行った者に施工させる必要がある補償・補填工事
- ⑤災害応急工事、未然防止工事を行った者に引き続き行わせる本工事
- ⑥特殊な技術、経験及び知識を必要とする研究調書の作成等の委託
- ⑦訴訟、調停、登記、鑑定等の事務の委託
- ⑧基本設計を行った者だけしかできないという特別な理由がある実施設計の委託
- ⑨酸素欠乏危険作業等を作業に精通した者に行わせる必要がある委託
- (3)市場価格が一定している場合で、競争に付す必要がない物品を購入するとき。
- (4)農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるもの生産に係る物品を売払う契約をするとき。
- (5)非常災害による罹災者に市の生産に係る建築材料を売払う契約をするとき。
- (6)罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売払う契約又は貸し付ける契約をするとき。
- (7)外国で締結する契約をするとき。
- (8)学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売払う契約又は貸し付ける契約をするとき。
- (9)試験のため工作及び製造させ、又は物件の買入れをするとき。
- (10)国及び地方公共団体又は営利を目的としない団体と直接契約をするとき。
- (11)保管の場所及びその目的から特定の者に保管させる必要があるとき。
- (12)道路修繕単価契約、物品供給単価契約等複数の単価を定めて契約をする必要があるとき。(複数単価契約)
- (13)企画書の作成等契約の内容が金額の競争だけではなく、企画等の内容も競争させ、契約の相手方を選定する必要があるとき。(企画提案方式による契約)

6 競争入札に付することが不利と認められるとき。(第6号)

一般競争入札又は指名競争入札に付して契約を締結するのは、その理由の一つに競争の利益を享受しようとするものですが、場合によっては、競争入札に付することがかえって不利益をもたらすことがあります。このような場合は、随意契約とすることができます。該当する主な例としては、次のようないがあります。

- (1)現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
 - ①当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ②本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2)前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工業者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。
 - ①前工事と後工事とが一体の構造物(一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事が異なる場合は、瑕疵担保

責任の範囲が不明確となる等不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

②前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

(3)他の発注者（たとえば国、県など）の施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められるとき。

①鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

②他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

(4)物品の買入れ、製造の請負において、現に契約履行中の契約に直接関連する契約をするとき、その業者に履行させた場合、納期の短縮、経費の節減等が確保できる等有利と認められるとき。

(5)買入れを必要とする物品が多量であって、その取扱業者が少数であり、分割して買入なければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

(6)早急に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

①市場の動向が、季節、事変、災害等により買い手市場から売り手市場に変化しようとしているときに、物品を購入する場合

(7)競争入札に付した場合、不信用又は不誠実な者が競争に参加し、市が損害を被るおそれがあるとき。（ただし、損害を被る可能性が相当程度ある場合に限る。）

(8)機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないとき。

①既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確である場合

②密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確である場合

⑤ 令和3年度の契約状況

下水道事業に関連する契約の状況は以下のとおりである。

・ 隨意契約の状況

令和3年度の区分ごとの契約のうち、随意契約の割合は、以下のとおりである。

区分	契約件数	随意契約件数	随意契約件数の割合	随意契約の割合が大きい理由
営業費用(汚水)	189	57	30%	
建設改良費(汚水)	27	8	30%	
営業費用(雨水)	45	29	64%	委託は50万円以下、工事は130万円以下の場合は随意契約となる。 清掃や保守点検、修繕は、1案件当りの予定価格が低価格であるため、契約件数に対して相対的に随意契約の比率が高くなっている。
建設改良費(雨水)	14	4	29%	
合計	275	98	36%	

(所管課作成データに基づき、監査人が作成した)

- 入札者数が1者の契約

令和3年度の細節ごとの契約のうち、入札者数が1者の契約の割合が大きい細節は、以下のとおりである。

細節ごとの落札率と入札者数の状況(令和3年度)		契約件数	落札率 (合計金額)	入札者数1者	入札者数1者の割合	回答
管渠費	清掃委託料	71	98%	66	93%	契約の概要:汚水管の閉塞等は、市民生活への影響が多大となるため、年度当初に清掃単価の入札を実施し、区域ごとに担当業者と単価契約をしている。 落札率が100%となっている契約が多い理由:緊急清掃に関する契約が多く、当該契約は事前に概算費用を確認し、口頭により課長の承認を得て担当業者に清掃を実施させており、手続きが執行後となるためである。
管渠費	下水道施設等修繕料	68	97%	63	93%	契約の概要:汚水等の緊急を要する修繕は、市民生活への影響が多大となるため、年度当初に修繕単価の入札を実施し、工区ごとに担当業者と単価契約をしている。 落札率が100%となっている契約が多い理由:緊急を要する修繕が多いため、事前に概算費用を確認し、口頭により課長の承認を得て担当業者に修繕を実施させており、手続きが執行後となるためである。
総係費	システム運用委託料	2	100%	2	100%	下水道情報管理システムは平成11年の稼働開始以来、日々の業務に利用されており、その性質上、障害等による業務停滞は許されない。 下水道情報管理システム保守管理委託(長期継続契約)では、データ更新業務・保守管理業務を委託しており、これらの業務を安定的に行うには当該システムを熟知している必要があるため、システム開発者との特命契約としている。 また、下水道情報管理システム業務委託についても、データのセットアップや当該システム内に竣工図等をファイリングなど上記の理由と同様にシステムを熟知している必要があることからシステム開発者との特命契約としている。
合計		275	94%	169	61%	緊急清掃、緊急修繕の案件が多いことから、入札者1者の割合が多くなっている。

(所管課作成データに基づき、監査人が作成した)

- 落札率が100%となる契約

令和3年度の細節ごとの契約のうち、落札率が100%となる契約の割合が大きい細節は、以下のとおりである。

細節		契約件数	落札率100% (契約単位)	落札率100% の割合	回答
管渠費	清掃委託料	71	68	96%	契約の概要：汚水管の閉塞等は、市民生活への影響が多大となるため、年度当初に清掃単価の入札を実施し、区域ごとに担当業者と単価契約をしている。 落札率が100%となっている契約が多い理由：緊急清掃に関する契約が多く、当該契約は事前に概算費用を確認し、口頭により課長の承認を得て担当業者に清掃を実施させており、手続きが執行後となるためである。
管渠費	保守点検委託料	1	1	100%	予定価格の設定に際し、歩掛がない場合は参考見積を2者から微収し、安価な方を予定価格としている。 指名競争入札において、参考見積を微収した2者を含む8者を選定したが、開札の結果、安価な参考見積りの提出業者が参考見積額と同額で入札し落札したため、落札率が100%となった。
管渠費	下水道施設等修繕料	68	63	93%	契約の概要：汚水等の緊急を要する修繕は、市民生活への影響が多大となるため、年度当初に修繕単価の入札を実施し、工区ごとに担当業者と単価契約をしている。 落札率が100%となっている契約が多い理由：緊急を要する修繕が多いため、事前に概算費用を確認し、口頭により課長の承認を得て担当業者に修繕を実施させており、手続きが執行後となるためである。
管路建設費	測量設計委託料	1	1	100%	価格調査は歩掛がないため予定価格の設定に際し、参考見積りを2者から微収し、安価な方を予定価格としている。 見積りの業者選定は、参考見積を微収した2者を含む3者とし、開札の結果、参考見積りが安価であった業者が参考見積額と同額で入札し落札したため、落札率が100%となっている。
合計		275	159	58%	

（2）監査手続

以下の監査手続を実施した。

- ・契約に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- ・契約に係る資料（支出負担行為書、契約書等の添付書類）入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- ・契約に関連するデータ（契約管理データ）入手し、契約種別・入札者数・入札率等の分析を行った。
- ・所管課に質問を実施した。

（3）指摘及び意見

① 令和元年度の指摘に対する改善状況【意見 19】

ア 概要

契約管理については、令和元年度の包括外部監査の対象となった（選定した特定の事件業務委託に関する事務の執行について）。

上記監査の指摘事項（当時は、監査の結果としている）として、以下の事項が挙げられている。

【監査の結果 13】随意契約の乱用

越谷市においては、多くの部局で随意契約の割合が高い。アンケート結果では、本来競争入札によることができると思われる契約が随意契約とされていた例もあった。また、個別検証の結果でも、競争入札への移行が可能と考えられる契約が確認された。地方自治法上は、競争入札が原則である（地方自治法第 234 条第 1 項および第 2 項、および同施行令第 167 条の 2 第 1 項）ものの、越谷市の外部委託契約においては、随意契約が乱用されている。入札契約制度の趣旨に沿った運用を確保するため、競争入札を増やす必要がある。

上記の指摘事項の根拠は、以下のような随意契約の弊害である

- ・ 随意契約は、相対での交渉である。例えば、1 者のみとの交渉で済ますこともできる。
- ・ 地方自治法・同施行令に手順が詳細に定められている入札と異なり、発注者に裁量の余地がある。
- ・ 受注者にとっても、入札ほど法規定が厳格でない。
- ・ 受注希望者にとって、自ら名乗りでて、手続きに参加するチャンスがない。随意契約が当り前の状況が続くと、法律上の厳格さが少ないと随意契約の性質から、競争性のない契約が多くなるおそれがある

（令和元年度の包括外部監査報告書より）

イ 問題点

前述のとおり、令和 3 年度においても特定の営業費用（雨水）における随意契約の割合は、64%と、依然、高い水準にある。越谷市としては、令和元年度の包括外部監査の指摘を受けて、随意契約の乱用の改善を行ってはいるものの、特定の部署においては、改善が未了であると言わざるを得ない状況にある。

所管課では、この点に関して、以下の回答を行っている。

委託は 50 万円以下、工事は 130 万円以下の場合は随意契約となる。清掃や保守点検、修繕は、1 案件当たりの予定価格が低価格であるため、契約件数に対して相対的に随意契約の比率が高くなっている。

ウ 改善事項

確かに随意契約事務の指針の規定では、上記の金額基準により、随意契約を認めている。しかしながら、一律に金額基準により随意契約を認めることは、随意契約の乱用につながり、また、契約の分割を招く恐れがある。したがって、金額基準により、随意契約が認められる場合においても、競争入札を検討する、複数の同種の契約をまとめる等の検討を行う必要がある。

② 長期間の契約【意見 20】

ア 概要

委託契約のうちには、以下の契約のように長期間、同一の請負業者に委託している契約が存在している。

その理由は、以下のとおりである。下水道情報管理システムは平成 11 年の稼働開始以来、日々の業務に利用されており、その性質上、障害等による業務遅滞は許されない。下水道情報管理システム保守管理委託（長期継続契約）では、データ更新業務・保守管理業務を委託しており、これらの業務を安定的に行うには当該システムを熟知している必要があるため、システム開発者との特命契約としている。また、下水道情報管理システム業務委託についても、データのセットアップや当該システム内に竣工図等をファイリングするなど上記の理由と同様にシステムを熟知している必要があることからシステム開発者との特命契約としている。

契約	契約種別	契約期間	入札者数	請負額（円）	落札率	請負業者
下水道情報管理システム保守管理委託（長期継続契約）	特命	2020/11/1～ 2025/10/31	1	2,442,000	100.00%	アジア航測株式会社
下水道情報管理システム業務委託	特命	2021/12/15～ 2022/3/18	1	8,910,000	99.75%	アジア航測株式会社

（所管課作成データに基づき、監査人が作成した）

イ 問題点

特殊な情報システムについては、保守業務や管理業務について、当該システムを納入したソフトウェア会社に長期間委託せざるを得ない場合がある。その結果、導入段階では一般競争入札により納入事業者を決定していたとしても、導入後の保守業務等を当該業者と特命契約で長期間にわたり同一の業者に委託している場合には、ライフサイクルコストとしては、コスト的な競争性が失われ、その結果、トータルのコストとしては、他の代替的なシステムに劣位となることも考えられる。

ウ 改善事項

特殊な情報システムについては、ライフサイクルコストを考慮した定期的なコストの検証による代替的なシステムの導入の可否の検討が必要である。

7. 財産・物品管理

(1) 概要

越谷市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則では、物品の取得・管理、固定資産の取得・管理について、以下のように規定されている。

第4章 物品

(直購入)

第44条 下水道経営課長は、消耗品、消耗工具、器具及び備品のうち、購入後直ちに使用する予定のものを、市長の決裁を経て、直接当該科目の支出として購入することができる。

(物品の管理)

第45条 下水道経営課長は、前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの(以下「物品」という。)を適正に管理しなければならない。

2 下水道経営課長は、物品受払簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

第5章 固定資産

第1節 通則

(購入)

第50条 下水道経営課長は、固定資産を購入しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 固定資産の明細(土地については地番、地目及び地積、建物については所在する位置、構造、種目及び床面積その他の固定資産については数量等を記載すること。)
- (3) 相手方の住所及び氏名
- (4) 購入しようとする理由
- (5) 予定価額及びその単価
- (6) 予算科目及び予算額
- (7) 契約の方法
- (8) 土地物件については質権、抵当権、貸借権その他の権利の有無
- (9) その他参考となるべき事項

第3節 管理及び処分

(管理)

第58条 下水道経営課長は、その管理に属する固定資産が、常に最良の状態においてその使用に供されるよう留意し、固定資産の得喪及び現状等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年1回固定資産の実態を照合し、その一致を確認するよう適正な管理を

しなければならない。

上記の規定は、令和 2 年 4 月 1 日の下水道事業についての地方公営企業法の適用にあたり、制定・施行されたものである。

(2) 監査手続

以下の監査手続を実施した。

- ・財産・物品に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- ・財産・物品に係る資料（支出行為負担書及び添付資料、固定資産台帳等）を入手し、その内容（整合性及び承認手続）を検証した。
- ・ポンプ場の視察を行い、財産・物品の管理状況を確認した。
- ・所管課に質問を実施した。

① 貯蔵品（重油あるいは軽油）【意見 21】

ア 概要

ポンプ場には、停電時のための非常発電装置が設置されており、そのための燃料（重油あるいは軽油）が貯蔵されている。所管課では、これらの燃料の購入費を以下の勘定科目で費用処理しており、令和 3 年度の購入費は、649,080 円である。

下水道事業費用—営業費用—ポンプ場費—燃料費

上記の燃料は非常用の燃料であることから常に一定量を備蓄しており、決算日においても一定量が貯蔵されている。

一方、地方公営企業法施行規則第 5 条（資産勘定の区分）第 4 項第 5 号及び別表第 1 号勘定科目表では、水道事業における決算日時点の未使用の燃料は、以下の勘定科目で計上すべきとされている。

たな卸資産—貯蔵品

イ 問題点

上記の会計処理の結果、決算書には令和 3 年度決算日時点で、保有する貯蔵品が計上されず、過年度の費用に計上されている。

ウ 改善事項

決算日時点で、各ポンプ場に貯蔵されている燃料の棚卸を行い、未使用の燃料を貯蔵品として資産に振り替える処理を行う必要がある。

具体的な会計処理は、以下のとおりである。

決算日時点の未使用の燃料の取得価格を 100 千円とする。

(借方) たな卸資産—貯蔵品 100 千円

(貸方) 下水道事業費用—営業費用—ポンプ場費—燃料費 100 千円

なお、上記の金額（649,080 円）は、令和 3 年度の燃料の購入費であり、令和 3 年度の決算日に存在する燃料については、過年度に購入した燃料の未使用分であることから、当該修正処理を行うにあたっては、令和 4 年度の決算日における棚卸を行う必要がある。

② 貯蔵品（マンホールの蓋）【意見 22】

ア 概要

ポンプ場には、マンホールの修繕のための部品である蓋が保管されていることがある。所管課では、これらの蓋の購入費を以下の勘定科目で費用処理しており、受払記録も作成されていなかった。

下水道事業費用—営業費用—管渠費—材料費

上記の備品は、原則、修繕が発生する都度購入し、年度末には使い切る運用となっている。一方、地方公営企業法施行規則第 5 条（資産勘定の区分）第 4 項第 5 号及び別表第一号勘定科目表では、水道事業における決算日時点の未使用の備品は、以下の勘定科目で計上すべきとされている。

たな卸資産—貯蔵品

イ 問題点

上記の会計処理の結果、決算書には令和 3 年度決算日時点で、保有する貯蔵品が計上されず、過年度の費用に計上されている。また、受払記録も作成されていなかった。

ウ 改善事項

決算日時点で、各ポンプ場に貯蔵されているマンホールの蓋の棚卸を行い、未使用の備品を貯蔵品として資産に振り替える処理を行う必要がある。

具体的な会計処理は、以下のとおりである。

決算日時点の未使用の備品の取得価格を 100 千円とする。

(借方) たな卸資産—貯蔵品 100 千円

(貸方) 下水道事業費用—営業費用—管渠費—修繕費 100 千円

なお、上記の金額（100 千円）は、令和 3 年度のマンホールの蓋の購入費であり、令和 3 年度の決算日に存在するマンホールの蓋については、過年度に購入したマンホールの蓋の未使用分であることから、当該修正処理を行うにあたっては、令和 4 年度の決算日における棚卸を行う必要がある。

また、物品管理の観点より、マンホールの蓋の受払記録を作成する必要がある。

③ レイクタウン第 1 ポンプ場【指摘 2】

ア 概要

令和 4 年 9 月 1 日にレイクタウンポンプ場の観察を行った。

当該ポンプ場は、供用開始は平成 17 年 4 月と新しいポンプ場であり、建物内部の構造にも余裕のあるつくりとなっている。そのこともあって、当該ポンプ場にはスチール製の棚が持ち込まれ、文書や備品が保管されていた。



イ 問題点

ポンプ場は、汚水あるいは雨水処理のための設備であり、建物内部の構造に余裕があるのは、機械装置の修繕や非常時の対応のためのスペースである。よって、文書や備品を保管すべき場所ではない。

ウ 修正事項

所管課は、ポンプ場に保管されている文書や備品を適切に管理する必要がある。

8. 越谷市公共下水道事業会計決算書

(1) 概要

越谷市は、令和 2 年度より、下水道事業について、従来の特別会計による決算から地方公営企業法に基づく決算に移行した。

地方公営企業法で適用される会計基準は、民間企業における企業会計を基礎として作成されており、特別会計とは大きく異なる。

具体的な相違点は、以下のとおりである。

・ 発生主義会計

地方公営企業法では、発生主義会計を原則としている。

発生主義会計とは、収益、費用を会計処理する際に、実際の現金あるいは預金の入出金時点ではなくて、権利、義務が発生した時点でこれらを認識して会計処理をすることである。この考え方に基づき、引当金が計上されることになる。引当金とは、将来発生する特定の費用や損失に備えるため、あらかじめ当期の費用として見積もり、計上した金額のことである。具体的には、次期以降に回収が見込めない債権に対する貸倒引当金、次期の賞与のための賞与引当金、次期以降の退職金のための退職給付引当金などである。

・ 固定資産の計上、減価償却及び繰延収益の計上と戻入

下水道事業に使用する財産及び物品を固定資産として計上し、その使用年数に応じて規則正しく費用化（減価償却）する。また、その計上と費用化とともに、当該財産の取得のために交付された国庫補助金等の財源を繰延収益として計上し、費用化した金額と同額を収益化していく。ただし、土地等の減価償却を行わない資産の取得のために交付された財源は、資本剰余金として計上し、収益化は行わない。

・ 減損会計

減損会計とは、固定資産の収益性あるいは経済的な便益が低下し、その固定資産を取得するために投資した金額のうちのその時点の帳簿価額を回収する見込みがなくなったときに、貸借対照表に計上されている固定資産の帳簿価額を一定の条件のもとで回収可能価額まで減額する会計処理である。

・ キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、現金（及び満期まで 3 か月未満の預金等）の増減とその内容を記載した計算書である。当該内容は、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動（設備投資等）によるキャッシュ・フロー、財務活動（資金調達等）によるキャッシュ・フローに区分して記載される。

(2) 監査手続

以下の監査手続を実施した。

- ・会計に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- ・決算書及び決算附属書類が、地方公営企業法及び地方公営企業法施行規則に従って作成されているかどうかを検証した。
- ・会計に係る資料（決算書、支出行為負担書及び添付資料等）を入手し、その内容（整合性及び承認手続）を検証した。
- ・会計に関連するデータ（総勘定元帳、決算根拠データ）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- ・所管課に質問を実施した。

（3）指摘及び意見

① 貸倒引当金【指摘3】

ア 概要

所管課では、決算日現在の未収の下水道使用料の貸倒に備えて、当事業年度に負担すべき貸倒の負担額を貸倒引当金として、16,991,556 円（うち 26,300 円は受益者負担金）を計上している。当該計算の根拠となる貸倒見積率は、以下の割合で計算している。

令和 3 年度発生の債権 0 %

令和 2 年度発生の債権 50%

平成 31 年度発生の債権 100%

上記の見積による貸倒引当金の算定は、以下のとおりである。

収入未済額（使用料）							
現年度	697,099,066 円	×	乗率	0 %	=	0 円	+
前年度	6,571,248 円	×	乗率	3 %	=	197,137 円	+
過年度	13,679,632 円	×	乗率	88 %	=	12,038,076 円	= 12,235,214 円
収入未済額（受益者負担金）							
現年度	0 円	×	乗率	0 %	=	0 円	+
前年度	0 円	×	乗率	50 %	=	0 円	+
過年度	26,300 円	×	乗率	100 %	=	26,300 円	= 26,300 円
使用料引当金 + 受益者負担金引当金							
使用料	12,235,214 円	+	受益者負担金	26,300 円	=	12,261,514 円	貸倒引当金

上記の見積方法の根拠は、下水道使用料の多くが水道企業団の債権である上水道料とまとめて徴収されることから、同企業団の貸倒引当金の算定方法と同一の方法を採用することが適切であるというものである。一方、地方公営企業法施行規則第 22 条（引当金）では、引当金の金額は合理的な見積によるものとされる。

地方公営企業法施行規則第 22 条（引当金）の規定は以下のとおりである。

将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第九項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

なお、決算書の注記事項の記載は以下のとおりである。

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（2）引当金の計上方法

③ 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している

イ 問題点

過去2年度の不納欠損と貸倒引当金の金額は、以下のとおりである。

年度	不納欠損（円）①	貸倒引当金（円）②	②-①
令和2年度	4,883,891	16,663,929	11,780,038
令和3年度	4,263,089	16,991,556	12,728,467
（決算書より）			

明らかに不納欠損に比して、貸倒引当金の金額が大きい。これは、未回収の債権であっても不納欠損処理が行われる5年までには、ある程度の回収が行われることによるものである。

ウ 修正事項

所管課の使用している貸倒見積率は、水道企業団の基準による見積率であり、将来の貸倒を合理的に見積もったものではない。一方、下水道使用料は、不特定多数に対する債権であることから、個々の債務者の財産状況を確認して、それぞれの回収可能性を検討することは現実的ではない。企業会計においては、そのような債権に対する貸倒引当金の算定には、過去3年間の貸倒実績に基づき、当年度末時点の債権に対する貸倒引当金を計上する必要がある。

令和2年度を含む過去3年度の未収金残高は、以下のとおりである。

年度	未収入金（円）
平成30年度	366,226,881
平成31年度	659,466,527
令和2年度	677,994,378
過去3年の計	1,703,687,786 ①
(決算書より)	

また、令和 3 年度を含む過去 3 年度の不納欠損の金額は、以下のとおりである。

年度	不納欠損（円）
平成31年度	4,834,065
令和2年度	4,883,891
令和3年度	4,263,089
過去3年の計	13,981,045 ②
(決算書より)	

上記に基づき、過去 3 年度の貸倒実績に基づき、貸倒引当金を計算すると以下のようになる。

令和 3 年度末未収入金 × 貸倒実績率 (②/①)

$$= 720,559,254 \times 0.008$$

$$= 5,913,156$$

上記の金額は、現在計上されている貸倒引当金の金額に比して、過去 2 年度の不納欠損の金額に近いものである。

② 賞与引当金【指摘 4】

ア 概要

所管課では、所管課職員の翌事業年度の賞与に備えて、当事業年度に負担すべき賞与の負担額を賞与引当金として、12,790 千円を計上している。

所管課は、上記の金額の根拠として、前事業年度の 6 月賞与支給額と昇給差額との合計額のうちの当事業年度に負担されるべき金額としている。一方、地方公営企業法施行規則第 22 条（引当金）では、引当金の金額は合理的な見積によるものとされる。

地方公営企業法施行規則第 22 条（引当金）の規定は以下のとおりである。

将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第九項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

イ 問題点

令和3年度の決算時点では、令和4年度の予算が確定しているため、翌事業年度の賞与の金額についての合理的な見積が可能である。したがって、前事業年度の6月賞与支給額と昇給差額との合計のうちの当事業年度に負担されるべき金額ではなく、翌事業年度の予算に基づく賞与支給見込額のうちの当事業年度に負担されるべき金額を賞与引当金とする必要がある。

また、賞与引当金について、重要会計方針の注記では、以下のように記載されている。

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込み額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

ウ 修正事項

決算時に賞与引当金を計上する時には、地方公営企業法施行規則第22条（引当金）の規定にしたがって、翌事業年度の予算に基づく賞与支給見込額（令和4年予算額 61,860千円）のうちの当事業年度に負担されるべき金額（4か月/12か月）を賞与引当金とする必要がある。

上記の金額に基づき、算定される賞与引当金の金額は、20,620千円であるため、令和3年度においては、7,830千円だけ過少計上されることになる。

また、賞与引当金に対応する法定福利費の負担額を法定福利費引当金として計上しているが、同様の問題点及び修正が必要な事項がある。

③ 退職給付費【意見23】

ア 概要

所管課では、所管課職員の将来の退職に備えて、当事業年度に負担すべき退職金の増加額を埼玉県市町村総合事務組合に対する拠出金として退職手当負担金16人分を月次で、以下の勘定科目で計上している（年額 8,198,856円）。

下水道事業費用—営業費用—総務費—法定福利費

一方、地方公営企業法施行規則第3条（勘定科目の区分）では、水道事業における退職

給付費は、以下の勘定科目で計上すべきとされている（別表第一号勘定科目表）。

下水道事業費用—営業費用—総務費—退職給付費

イ 問題点

上記の会計処理の結果、「令和3年度越谷市公共下水道事業会計決算書 決算附属書類 収益費用明細書」において、退職給付費（8,198,856円）が開示されず、法定福利費に含まれている。

ウ 改善事項

決算手続で、以下の会計上の振替処理により、地方公営企業法施行規則第3条（勘定科目的区分）に従った適切な会計処理を行い、令和4年度では「越谷市公共下水道事業会計決算書 決算附属書類 収益費用明細書」の適切な開示を行う必要がある。

（借方）下水道事業費用—営業費用—総務費—退職給付費

（貸方）下水道事業費用—営業費用—総務費—法定福利費

④ キャッシュ・フロー計算書【指摘5】

ア 概要

キャッシュ・フロー計算書のうちの以下の項目については、令和3年度の有形固定資産の取得による支出と無形固定資産の取得による支出とを合算して計上している。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産等の取得による支出 △758,725,977

地方公営企業法施行規則別記第15号キャッシュ・フロー計算書様式によれば、上記部分の様式は、以下のとおりである。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出 △×××

無形固定資産の取得による支出 △×××

イ 問題点

令和3年度の有形固定資産の取得による支出と無形固定資産の取得による支出とを合算して計上しているため、地方公営企業法施行規則別記第15号キャッシュ・フロー計算書様式にしたがっていないことになる。

ウ 修正事項

令和4年度以降においては、キャッシュ・フロー計算書の表示を以下のように修正し、有形固定資産の取得による支出と無形固定資産の取得による支出と別記して計上する必要がある。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出 △609,063,846

無形固定資産の取得による支出 △149,662,131

⑤ 固定資産の財源割り当て【意見24】

ア 概要

中川流域下水道建設費負担金の当初取得額、当初財源過去10年間の推移は、以下のとおりである。

中川流域下水道建設費負担金の当初取得額、当初財源過去10年間の推移（出典：固定資産台帳、単位：円）						
事業年度	完成年月日	当初取得額	当初財源名1	当初財源1	当初財源名2	当初財源2
平成24年度	2013/3/31	84,774,075	負担金等	692,888	他会計補助金	10,232,949
平成25年度	2014/3/31	130,156,311	負担金等	1,063,813	他会計補助金	15,710,970
平成26年度	2015/3/31	198,864,761	負担金等	1,625,391	他会計補助金	24,004,663
平成27年度	2016/3/31	181,929,053	負担金等	1,486,969	他会計補助金	21,960,379
平成28年度	2017/3/31	172,936,278	負担金等	1,413,469	他会計補助金	20,874,874
平成29年度	2018/3/31	225,100,798	負担金等	1,839,828	他会計補助金	27,171,575
平成30年度	2019/3/31	314,307,396	負担金等	2,568,945	他会計補助金	37,939,568
平成31年度	2020/3/31	402,320,926	負担金等	0	他会計補助金	0
令和2年度	2021/3/31	206,312,195	負担金等	0	他会計補助金	206,312,195
令和3年度	2022/3/31	149,662,131	負担金等	0	他会計補助金	24,797,361

（注）中川流域下水道建設費負担金とは、越谷市を含む県東南部11市4町の広域的な下水処理を目的とした中川流域下水道事業に基づく流域下水道施設建設のための費用の一部を当該11市4町が負担するものである。各年度の負担額は、埼玉県の事業計画により異なる。平成31年度以前の当初取得額、当初財源は、公営企業会計への移行時の金額である。

財源の割当は、年度末に各固定資産に割り当てるため、同じ資産であっても年度ごとに財源の内訳、金額は異なる。なお、財源の割り当てが行われていない部分については、下水道事業の利益により、当該固定資産の取得費用が賄われている。

イ 問題点

同一の固定資産について、各事業年度に財源の割り当ての構成及び当該固定資産に対する比率が異なる場合、当該固定資産の減価償却費に対する財源の戻り入れの比率が異なるため、事業年度ごとの財務情報の比較可能性に影響を及ぼす結果となる。

具体例をあげると以下のとおりである。

固定資産の取得にあたり、支出した金額を 100 百万円とする。

A 固定資産の取得にあたり、当該費用の全額に対して、財源を他会計補助金とした場合

減価償却費 100 百万円 / 固定資産 100 百万円

他会計補助金 100 百万円 / 長期前受金戻入 100 百万円

減価償却費と同額の長期前受戻入が計上される結果、下水道事業の利益に与える影響はない。

B 固定資産の取得にあたり、当該費用の全額を下水道事業の利益で行った場合

減価償却費 100 百万円 / 固定資産 100 百万円

減価償却費のみが計上される結果、下水道事業の利益に対しては減価償却費の金額だけの影響がある。

ウ 改善事項

財務情報の各事業年度の比較可能性を確保する点からは、同一の固定資産については、各事業年度に財源の割り当ての構成及び当該固定資産に対する比率を同一とする必要がある。

⑥ 大場落し排水機場等維持管理業務委託【意見 25】

ア 概要

越谷市は、日本環境クリア一株式会社越谷営業所に大場落し排水機場等維持管理業務委託を委託している。当該契約は、平成 30 年 6 月からの 5 年間にわたる長期継続契約であったが、当該委託契約のうちの雨水分について、令和 3 年度の組織改正により、公共下水道雨水の事務が治水課より下水道事業課に移管されたことに伴い、契約の修正を行った。

当該修正により、下水道事業に計上される委託費（ポンプ場費）が令和 2 年度 85,430 千円から令和 3 年度 149,809 千円に、64,379 千円増加している。また、当該費用の増加に対応して、繰入金収益（勘定科目要確認）も同額だけ増加している。

イ 問題点

越谷市の下水道事業の状況について、令和 2 年度と令和 3 年度とで事業自体の変化ではなく、組織改正により、費用と収益とが同額で 64,379 千円増加している。

法令、会計基準等の変更がない限り、決算書で開示される事業の範囲は、継続として同

じものであるべきであるが、前述のとおり、組織改正による影響を受けて、決算書で開示される事業の範囲に変更がある。

ウ 改善事項

法令、会計基準等の変更がない限り、決算書で開示される事業の範囲は、継続として同じものであるべきである。特別会計に含まれる委託契約のうちの雨水分については、令和3年度の下水道事業に含められているが、令和2年度の下水道事業には含められていない。

したがって、令和3年度の決算書には、当該事項を注記により開示すべきである。

⑦ 土地の減損【指摘6】

ア 概要

固定資産台帳には、レイクタウン第2ポンプ場用地として、以下のように土地55,578千円が計上されている。当該土地は、レイクタウン地区の開発に伴う人口の増加に対応して、レイクタウン第1汚水ポンプ場の処理能力を超えることが想定されたため、そのための対策として計画されたレイクタウン第2ポンプ場のための用地である。

資産番号	資産名	完成年月日	現在取得額	目名	節名
2009000099	レイクタウン第2ポンプ場用地	2010/1/29	16,025,417	土地	施設用地
2009000100	レイクタウン第2ポンプ場用地	2010/3/31	10,011,138	土地	施設用地
2009000101	レイクタウン第2ポンプ場用地	2009/10/21	10,189,908	土地	施設用地
2009000102	レイクタウン第2ポンプ場用地	2009/10/21	9,698,290	土地	施設用地
2009000103	レイクタウン第2ポンプ場用地	2009/10/21	9,653,597	土地	施設用地
		合計	55,578,350	円	

(固定資産台帳より)

イ 問題点

レイクタウン地区の開発計画の見直しにより、レイクタウン地区の下水は、レイクタウン第1汚水ポンプ場の処理能力内であることが想定されることとなったため、当該土地の用途については、現時点では、マンホールポンプ場としてのみ使用されている。

上記のような状況は、会計的には、減損の兆候が生じていると考えられるため、減損損失の計上が必要であるかどうかを検討するため、減損の判定を行う必要がある。

減損の判定は、以下のようないステップで行われる。

- ・ 資産のグルーピング

独立したキャッシュ・フローを生成する最小の単位であるかどうかを検討する

- ・ 減損の兆候の把握

事業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスであるか、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があるかどうか、市場価格の著しい下落があるかどうか等の検討を行う。

- ・ 減損損失の認識の判定

減損の兆候がある資産または資産グループについては、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産の帳簿価額を下回っているかどうかの検討を行う。その結果、下回っていると判定された場合には、減損損失を認識する。

- ・ 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産または資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。

上記の土地は通常の事業活動から外れているため、独立したキャッシュ・フロー生成単位であると考えられる。また、当該土地については、当初の目的でなく、代替的な用途として10年以上使用されているため、減損の兆候が生じていると考えられる。したがって、当該土地については、減損損失の認識の判定についての検討を行う必要があり、同判定において、減損損失を計上すべきであると判定された場合には、減損損失を計上する必要がある。

減損についての地方公営企業法施行規則の規定は、以下のとおりである。

第三章 資産等の評価等（資産の評価）

第八条第三項 二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

ウ 修正事項

レイクタウン第2ポンプ場用地については、独立したキャッシュ・フロー生成単位としてみなすべきであり、また、減損の兆候が生じていることから、減損損失の認識の判定を行う必要がある。また、その判定の結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする必要がある。

⑧ 期中に完成した固定資産の償却開始日【意見26】

ア 概要

固定資産の減価償却については、地方公営企業法施行規則第13条の以下の規定に従い、年度ごとに実施している。その際には、各年度に取得した固定資産は、全て年度末に取得し、翌年度から事業の用に供したとみなし、翌年度より減価償却を開始することとしている。

(減価償却)

第十三条 償却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとする。

上記のような会計処理を行っている理由は、毎年度、取得する資産の多くが管渠やポンプ場改修など、建設改良費に係るものであるためである。これらの工事については年度途中で完成する場合もあるが、建設改良費には人件費等の間接費（賞与・社会保険料等）が含まれており、完成年月日＝取得日とした場合に、年度末に当該間接費の配賦金額が確定するため、期中では固定資産の取得価格の金額の確定が未確定である。

イ 問題点

上記のような会計処理を行っている場合には、当該年度に取得した固定資産の減価償却費が計上されないこととなる。

固定資産の減価償却は、当該資産を事業の用に供した時から行うことが会計上の原則であり、期中に取得した固定資産については、当該会計期間のうちで当該固定資産を使用した期間分だけ減価償却費が計上される。また、地方公営企業法施行規則第15条第5項、第16条第4項に、以下の規定がある。

(有形固定資産の減価償却額)

第十五条

5 各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第1項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

(無形固定資産の減価償却額)

第十六条

4 各事業年度の中途において取得した無形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ取得の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない

ウ 改善事項

固定資産を事業の用に供した年度に減価償却費を計上するためには、決算における減価償却費の計算を当該固定資産の事業の用に供した年月で行うことが必要である。

なお、上記の方法では、当該年度で取得した減価償却費が決算月を除き、損益に反映されないため、月次決算を行う場合には、期中は予算に基づく間接費の配賦金額を暫定的に

使用して減価償却費を暫定的に算定し、決算時に当該暫定金額を決算に基づく間接費の確定した配賦に基づく減価償却費に修正するという方法が考えられる。

⑨ 固定資産のうちの減価償却停止資産【意見 27】

ア 概要

有形固定資産の減価償却については、地方公営企業法施行規則第 15 条第 1 項に従い実施している。その際には、減価償却費の計上を当該固定資産の取得価格の 5%（残存価額）まで行っている。その理由は、同項の以下の規定である。

（有形固定資産の減価償却額）

第十五条

償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（この項及び第四項において「法定耐用年数」という。）

（第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行つた年数を控除して得た年数とする。）に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

イ 問題点

上記のような会計処理を行つている場合には、固定資産のうちの残存価額に対応する金額部分だけ減価償却費が計上されないこととなる。

残存価額は、固定資産の耐用年数到来時において予想される当該資産の売却価格又は利用価格から解体、撤去、処分等の費用を控除した金額であり、耐用年数と同様に、各企業が当該資産の特殊的条件を考慮して合理的に見積りを行うべきものである。

（監査・保証実務委員会実務指針 第 81 号 減価償却に関する当面の監査上の取扱い 日本公認会計士協会）

一般的には、耐用年数を経過した固定資産については、売却価格又は利用価格から解体、撤去、処分等の費用を控除した金額はプラスとなることはないため、残存価額は 1 円（備忘価格）とされる。また、地方公営企業法施行規則 15 条第 3 項において、以下のように規定されている。

(有形固定資産の減価償却額)

第十五条

3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。

- 一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物
- 二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

ウ 改善事項

固定資産に係る取得価格を減価償却計算により、各年度の費用とするためには、残存価額を1円として、減価償却費を計上する必要がある。

⑩ 水洗便所改造資金融資（保証債務の注記）【意見 28】

ア 概要

水洗便所改造資金融資制度は、「公共下水道に連結する水洗便所に改造する資金を、指定金融機関から低利率の融資で受けられるよう斡旋し、また融資額の完済後に利子補給をすることで、今現在まとまった資金がなくても工事が出来るよう支援する制度」（水洗便所改造資金融資制度パンフレットより。）である。

i. 制度の概要は、以下のとおりである。

（i）目的（越谷市水洗便所改造資金融資規則第1条）

市の公共下水道処理区域内において既設の便所を公共下水道に連結する水洗便所に改造する者に対し、その改造に用する資金の融資及び当該融資に係る利子の補給を行うことにより水洗便所の普及促進を図り、もつて環境衛生の向上に資すること。（越谷市水洗便所改造資金融資規則第1条）

(ii) 融資の対象者（越谷市水洗便所改造資金融資規則第4条）

改造資金の融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならぬ。

- (1) 处理区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- (2) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (3) 自己資金のみでは改造工事費を一時に負担することが困難であること。
- (4) 融資を受けた改造資金の償還について弁済能力を有すること。

(iii) 融資の条件（越谷市水洗便所改造資金融資規則第5条）

改造資金の融資の条件は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 融資額は、改造工事1件(便槽又はし尿浄化槽1個に係る改造工事をいう。以下同じ。)につき、50,000円以上500,000円以内とし、10,000円を単位とする。
- (2) 前項に規定する改造資金の融資対象は、1所有者又は占有者につき、改造工事4件以内とする。
- (3) 融資利率は、年5.0パーセント以内とする。
- (4) 偿還方法は、指定金融機関から改造資金の融資を受けた日の属する月の翌月から別表に定めるところにより、元金均等(終回を除く。)による月賦償還とする。ただし、期限前において一括繰上償還を妨げないものとする。

(別表)

融資額	償還回数
50,000円以上150,000円以内	12回以内
160,000円以上300,000円以内	24回以内
310,000円以上500,000円以内	36回以内

- (5) 改造資金の融資を受けた者(以下「借受者」という。)が、前号に規定する償還を怠ったときは、指定金融機関の定めるところにより延滞利子を納めなければならない。

(iv) 融資の申請（越谷市水洗便所改造資金融資規則第6条）

改造資金の融資を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水洗便所改造資金融資申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 越谷市排水設備指定工事店の改造工事見積書

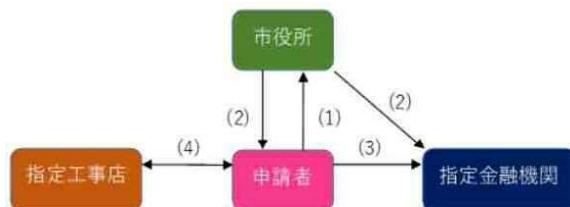
- (2) 申請者に係る市税の納税証明書(市がその証明をなし得る場合は添付を要しない。)

- (3) その他市長が必要と認める書類

(v) 融資までの流れ（越谷市水洗便所改造資金融資規則第6条～10条）

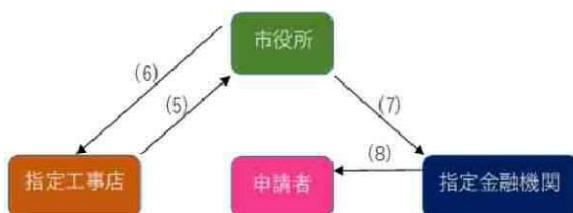
融資申請から融資実行までの流れは次のとおり（越谷市HPより）。

◇申請から工事まで



- (1) 申請書の提出（申請者→市）
- (2) 融資決定通知書の送付（市→申請者）、融資通知書の送付（市→指定金融機関）
- (3) 融資申し込み（申請者→指定金融機関）
- (4) 3か月以内に工事を完了（申請者→指定工事店）

◇工事完了から融資まで



- (5) 完了報告書の提出（指定工事店→市）
- (6) 排水設備検査の実施（市→指定工事店、申請者）
- (7)（検査合格後）工事完了確認通知書を送付（市→指定金融機関）
- (8) 融資実行（指定金融機関→申請者）

(vi) 利子補給（越谷市水洗便所改造資金融資規則第13条～16条）

（利子補給）

市長は、借受者の負担を軽減するため、融資額の償還が完了した者についてのみ第5条第3号に規定する利子を補給することができる。

利子補給は、融資額の償還完了までに付された利子相当額（以下「利子補給金」という。）とする。ただし、延滞利子については、この限りでない。

（利子補給金の交付申請）

利子補給金の交付を受けようとする者は、水洗便所改造資金利子補給金交付申請書（第7号様式）を市長に申請しなければならない。

（利子補給金の交付決定通知）

市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、水洗便所改造資金利子補給金交付決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

前条の交付決定通知を受けた者が、利子補給金の交付を受けようとするときは、水洗便所改造資金利子補給金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(vii) 損失補償等（越谷市水洗便所改造資金融資規則第 17 条、18 条）

（損失補償等）

指定金融機関は、借受者が次の各号の一に該当するに至つたときは、市長と協議するものとする。

(1) 未納の償還金が 6 箇月以上となったとき。

(2) 未納の償還金が 5 箇月以内の場合において、最終償還月から 2 箇月を経過したとき。

(3) 指定金融機関が協議の必要があると認めたとき。

市長は、前項の協議があつた場合において、借受者が債務を弁済できなくなったと認めたときは、これによって生ずる損失について、指定金融機関に対し補償するものとする。

（債務の弁済）

前条の規定により損失補償の対象となった借受者は、市に対して債務を負う。

前項の借受者は、市長が定める方法により債務を弁済しなければならない。

ii. 損失補償について

規則第 17 条 2 項において、「借受者が債務を弁済できなくなったと認めたときは、これによって生ずる損失について、指定金融機関に対し補償する」と規定されている。この補償の内容は、未返済の融資残高を市が弁済し、借受者が市に対して債務を負うものであるので、会計上の性質は、保証債務等に準ずる債務である。

公営企業会計上、保証債務等に準ずる債務は下記のように処理される。

(i) 地方公営企業法施行規則第 39 条（予定貸借対照表等に関する注記）第 3 号で、「保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務があるときは、当該債務の内容及び金額」を注記することとされている。

この注記は、地方公営企業法第 25 条「予算に関する説明書」、地方公営企業法施行令第 17 条の 2 第 1 項第 6 号の「予定貸借対照表」についてなされるべきである。

(ii) 地方公営企業法施行規則第 35 条「注記の区分」第 3 号で、「予定貸借対照表等に関する注記」することとされている。これは、地方公営企業法第 30 条第 9 項の「貸借対照表」への注記についてもなされるべきである。

イ 問題点

水洗便所改造資金融資制度に関し、指定金融機関における融資残高は、R3 年 3 月末現在 3 件 1,020,800 円、R4 年 3 月末現在 3 件 611,600 円となっている。したがって、その時点での残高については本来保証債務等に準ずる債務となるが、下記の会計上の対応がなされていない。

(i) 水洗便所改造資金融資に関する保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務の注記（当該債務の内容及び金額）が、予定貸借対照表になされて

いない。（地方公営企業法施行規則第39条第3号）

(ii) 水洗便所改造資金融資に関する保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務の注記（当該債務の内容及び金額）が、貸借対照表になされていない。（地方公営企業法施行規則第35条第3号）

なお、令和4年度越谷市公共下水道事業会計予算書の予算の第5条の債務負担行為に本件に関する記載はあるが、金額についての記載はない。この点、注記で金額の記載を求める趣旨は、保証債務等の財政状態への影響額を開示することにある。すると、債務負担行為に記載はあるものの金額の記載がないことは、注記を省略する理由とはならないと思料する。

ウ 改善事項

(i) 水洗便所改造資金融資に関する保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務の注記（当該債務の内容及び金額）を、予定貸借対照表に行う（地方公営企業法施行規則第39条第3号）ことを検討すべきである。

(ii) 水洗便所改造資金融資に関する保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務の注記（当該債務の内容及び金額）を、貸借対照表に行う（地方公営企業法施行規則第35条第3号）ことを検討すべきである。

⑪ 企業債の未払利息【意見29】

ア 概要

企業債とは、地方公営企業が建設改良事業等に要する資金を確保するために発行する地方債（国等からの長期借入金）である。令和元年度の越谷市における一般会計等および公益企業会計等の財政状況は、以下のとおりである。

一般会計等の財政状況（単位：百万円）

令和元年度

会計名	歳入	歳出	形式差支	東京収支	一般会計からの繰入金	地方債現在高	備考
1 一般会計	107,124	101,780	5,364	5,285	3,593	70,185	
2 公共用地先行取得事業費特別会計	200	200	—	—	—	1,541	
3 都市計画事業西大袋土地区画整理事業費特別会計	1,693	1,769	111	93	730	5,675	
4 母子父子寡婦福祉資金貸付会計	167	55	112	—	—	225	実質赤字額
計 一般会計等（M21）	108,440	102,652	5,587	5,381	3,593	77,626	—

※一般会計等（総計）は、各会計の相互間の繰入・繰出手の重複を扣除したものである。各会計の合計と一致しない場合がある。

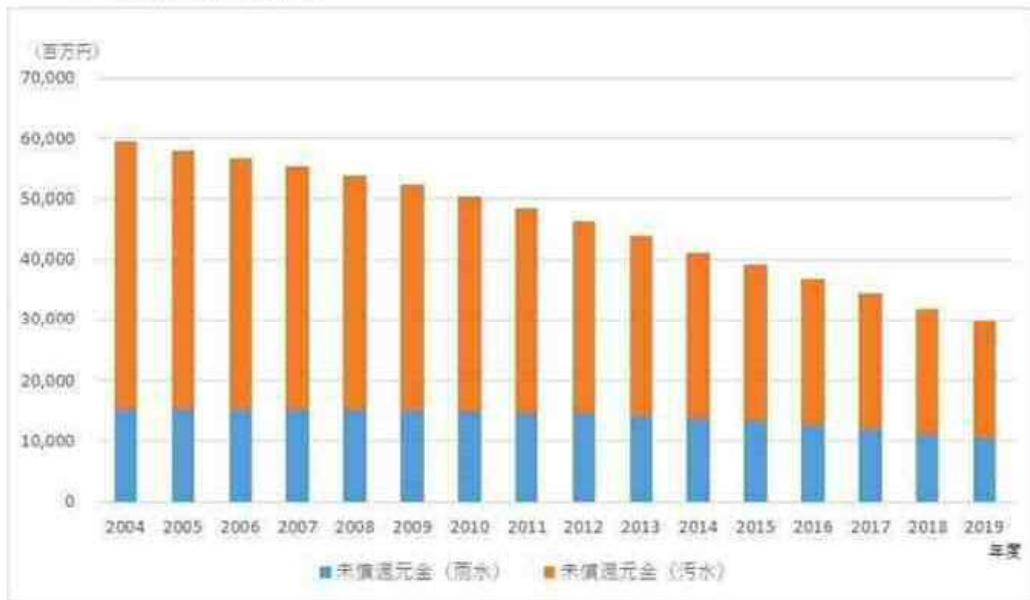
公営企業会計等の財政状況（単位：百万円）

会計名	歳収益 (歳入)	経費用 (歳出)	純損益 (赤字在支)	資金剰余額 /不支給 (実質貸付)	一般会計からの繰入金	企業債 (地方債) 現在高	主むうち 一般会計等 繰入先会計	資金不支給率	備考
1 国民健康保険特別会計	32,609	37,841	768	768	2,830	—	—	—	
2 後退高齢者医療特別会計	2,311	3,769	42	42	650	—	—	—	
3 介護保険特別会計	20,569	20,228	341	341	3,195	—	—	—	
4 病院事業会計	11,292	11,339	▲47	529	1,100	2,178	1,510	—	法務用企業
5 公共下水道事業費特別会計	7,319	7,296	533	536	2,120	29,846	16,117	—	法務用企業
6 都市計画事業東越谷土地 区画整理事業費特別会計	524	439	85	85	182	136	110	—	法務用(老齢)
7 都市計画事業七左第一 土地区画整理事業費特別会計	245	163	142	142	93	327	317	—	法務用(平成)
計 公営企業会計等				2,444		32,481	18,054		—

(越谷市のざいせい状況（令和 2 年度下半期）より）

越谷市の下水道事業に係る企業債残高は、平成 12 年度頃までに集中的に下水道施設整備を行った際に発行した企業債の償還が進み、年々減少している。令和元年度（2019 年度）末時点では、約 298 億円となっている（令和 3 年度（2021 年度）末時点では、約 251 億円）。

● 企業債残高の推移



(越谷市下水道事業経営戦略より)

なお、市は、施設の更新投資の財源として企業債を活用することは、現役世代と将来世代の世代間負担の公正性の確保につながるが、過度な企業債の発行は企業債残高の増加につながり、後年度において、その償還費用が経営の大きな負担となる。したがって、市は今後、ストックマネジメント計画などに基づく施設の更新費用の抑制及び平準化などにより、企業債発行の抑制及び平準化を図る必要があると考えている。(越谷市下水道事業経営戦略より)

令和3年度末の企業債の借入先別の未償還残高等は、以下のとおりである。

利率は 5.5%～0.03%と幅があり、利率が高い場合には借り換えが有利となりうる。企業債の借り換えについては、制度としては、公債費負担平準化などの条件に基づき、起債の同意等を受けられる場合がある。越谷市としては、これを利用でき、既発行の企業債より利率が低下する場合には、借り換えを行っているとのことである。

(単位：円)							
借入先	発行年月日	借入額合計	当年度償還高合計	償還累計合計	未償還残高合計	利率 (%)	償還終期
財政融資	平成5年3月25日 ～平成24年3月26日	16,208,900,000	720,632,375	10,388,116,422	5,820,783,578	4.4 ～1.3	令和5年3月25日 ～令和24年3月1日
簡易生命保険	平成4年4月8日 ～平成19年10月31日	16,223,700,000	770,737,261	12,340,285,492	3,883,414,508	5.5 ～1.2	令和4年3月31日 ～令和19年9月30日
地方公共団体金融機関	平成6年3月30日 ～令和4年3月24日	22,424,300,000	961,032,792	11,715,870,009	10,708,429,991	4.75 ～0.03	令和4年3月20日 ～令和34年3月20日
市中銀行	平成23年11月21日 ～令和3年10月20日	8,024,000,000	772,848,000	5,225,180,000	2,798,820,000	0.83 ～0.1	令和3年9月30日 ～令和13年9月30日
市中銀行以外の金融機関	平成28年11月18日 ～令和3年10月20日	3,002,000,000	271,400,000	1,042,700,000	1,959,300,000	0.095 ～0.2	令和8年9月30日 ～令和12年9月30日
(合計)	平成4年4月8日 ～令和4年3月24日	65,882,900,000	3,496,650,428	40,712,151,923	25,170,748,077	5.5 ～0.03	令和3年9月30日 ～令和34年3月20日

(令和3年度越谷市公共下水道事業会計決算書より)

イ 問題点

令和3年度越谷市公共下水道事業会計決算書の企業債明細書の財政投融資のうち、発行年月日：平成24年3月26日、借入額：195,600,000円、未償還残高162,807,517円の、財政融資資金普通地方長期資金等借用証書によれば、元利金の支払期日は毎年9月1日及び3月1日とされている。すると、令和3年度決算においては、令和4年3月2日～令和4年3月31日（期末日）までの経過利息については、期末日時点では貸借対照表上に未払利息（未払費用）として負債計上されるべきである。

しかし、令和3年度越谷市公共下水道事業会計決算書の貸借対照表においては未払利息、未払費用は負債計上されていない。なお、貸借対照表上に未払金は負債計上されているが、この明細に未払利息は含まれていない。

ウ 改善事項

財務諸表上、負債を網羅的・明示的に計上すべきとする観点から、元利金の期末日前の最終支払日から期末日までの経過利息については、未払利息（未払費用）として、貸借対照表上に負債計上することを検討すべきである。

なお、令和3年度越谷市公共下水道事業会計決算書損益計算書上における年間の支払利息の計上額については、問題点は発見されていない。

⑫ 下水道使用料の期末未収金【意見30】

ア 概要

下水道使用料の徴収事務は、越谷市が下水道使用料徴収事務を行っている利用者分（単独分）と、越谷・松伏水道企業団が下水道使用料徴収事務を行っている利用者分（併合分）とに区分される。

i. このうち、単独分については、下水道使用料の請求額・入金額は、越谷市の下水道経営課の債権管理ツールによって管理されている。越谷市公共下水道事業会計においては、単独分の利用者に対する下水道料金については、請求時に

（借方）未収金（貸方）下水道使用料

という仕訳がされ、利用者からの入金時に

（借方）預金（貸方）未収金

という仕訳がなされる。

ここで、令和4年3月末時点での単独分の下水道料金の未収金額は、債権管理ツールに基づく金額と、越谷市公共下水道事業会計上の金額とは、一致すべきことになる

ii. このうち、併合分については、併合分の収納・還付状況については、越谷・松伏水道

企業団から「精算書」の形式で、年度末に年度分の合計金額が報告される。

一方で、併合分の年度末の未収金の内訳については、越谷・松伏水道企業団から特に報告は受けていない。

イ 問題点

一般に、収入に関する未収金については、会計上の金額と、債権管理ツール上の内訳金額の合計とが、一致すべきである。一致することで、未収入金の会計上数値が、実際の収入に関する債権の積み上げ・合計の数値として正確性が確かめられるからである。

本件においては、

i. 単独分については、担当課は令和3年度末の決算時に、令和4年3月末時点の越谷市公共下水道事業会計上の下水道料金の未収金金額と、債権管理ツール上の未収金金額との一致を確かめているとのことであった。しかし、監査時に監査人がその一致を確かめられる資料の提出を依頼したところ、令和4年3月末の下水道料金管理ツール上の未収金金額に関するデータは、監査時点では遡って集計することはできないとのことで、その一致が確かめられなかった。

ii. 併合分については、年度末の未収金の内訳について、越谷・松伏水道企業団から特に報告を受けておらず、越谷市の下水道経営課は、令和3年度末に、会計上の未収金金額と債権管理ツールに基づく未収金金額との一致について確かめていないとのことであった。

また、監査時点では、債権管理ツール上の未収金データを提出することが出来ないとのことで、会計上の下水道料金の未収金金額と、債権管理ツール上の未収金金額との一致を確かめることは出来なかった。市の下水道経営課からのヒアリングによれば、会計上の下水道料金の未収金金額と、債権管理ツール上の未収金金額とは一致していないとのことであった。

ウ 改善事項

会計年度末の会計上の下水道料金の未収金と、債権管理ツール上もしくは越谷・松伏水道企業団からの報告上の内訳金額との合計は、一致すべきである。年度決算作業時に、これらの一一致を確認し、会計上の下水道料金の未収金の期間別の金額の把握に努めることを検討すべきである。

⑬ 余剰資金の運用【意見31】

ア 概要

令和3年度における越谷市下水道事業会計の毎月末の預金残高は、下記のとおりであり、全額が普通預金となっている。

年月日	金額(千円)
令和3年4月末	396,023
令和3年5月末	666,317
令和3年6月末	696,480
令和3年7月末	540,347
令和3年8月末	1,488,466
令和3年9月末	364,204
令和3年10月末	893,025
令和3年11月末	1,122,611
令和3年12月末	1,103,445
令和4年1月末	954,995
令和4年2月末	1,906,304
令和4年3月末	540,817

(残高証明書より)

イ 問題点

一定の普通預金残高があるが、通年、普通預金で運用をしており、有効な運用益を稼得しているとは言えない状況にある。

ウ 改善事項

市中金融機関における普通預金の利息は近年低水準であるため、一定期間一定金額の資金余剰がある場合は、コスト・ベネフィットを考慮して、定期預金・国債等、普通預金以外の手段で運用することも検討すべきである。

⑭ セグメント情報の開示【意見 32】

ア 概要

下水道事業は、汚水事業と雨水事業の 2 つの事業から構成される。

しかしながら、下水道事業の決算書では、上記の 2 つの事業をあわせたかたちで決算情報の開示が行われているため、市民及び議会は、それらの事業ごとの損益及び資産・負債の状況を理解することができない状況にある。

イ 問題点

一般的に、企業体が、異なる性格を有する複数の事業を有する場合には、重要性が低い場合を除き、それぞれの事業ごとに、損益及び資産・負債の状況を決算書で開示するため

に、セグメント情報が開示される。地方公営企業においても、事業内容についての市民及び議会への適切な開示の観点より、性格の異なる複数の事業が行われている場合には、それぞれの事業ごとに、損益及び資産・負債の状況を決算書で開示するために、セグメント情報が開示することが必要である。

地方公営企業法施行規則第40条第1項においても以下の規定がある。

(セグメント情報に関する注記)

第四十条 セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位（以下の条において「報告セグメント」という。）に関する事項であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 報告セグメントの概要
- 二 報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

ウ 改善事項

汚水事業と雨水事業の2つの事業のそれぞれの事業ごとの損益及び資産・負債の状況を決算書で開示するために、セグメント情報を作成する必要がある。その場合には、損益・資産・負債のそれぞれの勘定科目にセグメントコードを付し、セグメントごとに損益及び資産・負債を集計できる仕組みが必要である。

9. 地方公営企業会計への移行

(1) 公営企業会計への移行

① 概要

越谷市は令和2年度の地方公営企業法の適用のため、平成29年5月22日から令和2年3月25日まで、パシフィックコンサルタント株式会社に「越谷市公共下水道事業地方公営企業会計移行事務委託」を発注し、地方公営企業法の適用に向けての移行事務を円滑に行うために必要となる事前準備及び会計システム導入に係る支援を含めた法適用移行事務支援を受けた。

主たる内容は、以下のとおりである。

- ・ 固定資産台帳の整備
- ・ 公営企業会計システムの導入

② 固定資産台帳の整備

越谷市下水道整備が行われた初年度である昭和47年度以降の決算書（公共下水道特別会計、一般会計、土地区画整理事業特別会計）、工事台帳に基づき、移行対象となる各固定資産の取得価格、移行日までの減価償却累計額、対応する財源、移行日までの財源の収益化累計額を算定した。

また、上記の作業の過程では、各固定資産の実在性、欠落を防止するため、工事台帳と下水道台帳との照合も行われた。

なお、上記の固定資産については、保存されている資料に基づき、固定資産台帳を作成したため、資産名の登録が、詳細に記載されているものと工事一式と記載されているもののが存在する。

具体的には、以下のようなものである。

資産が工事一式となっており、区分されていないもの							
資産番号	資産名	完成年月日	当初取得額	款名	項名	目名	節名
1965000001	東小林区画整理事業街路水路下水道工事	1966/3/31	1,109,550	固定資産	有形固定資産	構築物	管渠施設
1966000001	東小林区画整理事業下水道工事	1967/3/31	835,450	固定資産	有形固定資産	構築物	管渠施設
資産が区分されているもの							
資産番号	資産名	完成年月日	当初取得額	款名	項名	目名	節名
2010000003	レイクタウン第3排水区外及び第9-1号污水幹線の支線	2011/3/31	63,218,331	固定資産	有形固定資産	構築物	管渠施設
2010000004	レイクタウン第6排水区管渠	2011/3/31	58,122,112	固定資産	有形固定資産	構築物	管渠施設
2010000005	レイクタウン第8排水区管渠	2011/3/31	32,645,535	固定資産	有形固定資産	構築物	管渠施設
(固定資産台帳より、単位：円)							

③ 公営企業会計システム

令和 2 年度の地方公営企業法の適用により、地方自治体の特別会計から地方公営企業法及び地方公営企業法施行規則に基づく会計処理を行うこととなったため、会計基準の変更に対応して、財務会計システム（NEC 社）から公営企業会計システム（エフコム社 f-Staff）に会計システムを移行した。

（2）監査手続

以下の監査手続を実施した。

- ・開始貸借対照表に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- ・開始貸借対照表が、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成 31 年 3 月改訂版）について」（2019 年 4 月 24 日総務省自治財政局公営企業課）に従って作成されているかどうかを検証した。
- ・開始貸借対照表に係る資料（越谷市公共下水道事業地方公営企業会計移行業務委託報告書）を入手し、その内容（整合性）を検証した。
- ・会計に関連するデータ（総勘定元帳、固定資産台帳）を入手し、上記資料との整合性を検証した。
- ・所管課に質問を実施した。

（3）指摘及び意見

① 未使用の物品の移行【指摘 7】

ア 概要

越谷第 1 ポンプ場の固定資産について、固定資産台帳には、以下のような資産が計上されている。

資産名	取得年月日	完成年月日	当初取得額	目名	節名
(越谷第1ポンプ場)引込盤	2020/3/31	1981/1/30	123,493	機械及び装置	ポンプ場用電気設備
(越谷第1ポンプ場)受電盤	2020/3/31	1981/1/30	207,233	機械及び装置	ポンプ場用電気設備
(越谷第1ポンプ場)買電自家発切換器	2020/3/31	1981/1/30	127,729	機械及び装置	ポンプ場用電気設備
(越谷第1ポンプ場)コンデンサ盤	2020/3/31	1981/1/30	238,383	機械及び装置	ポンプ場用電気設備
(越谷第1ポンプ場)動力変圧器一次盤	2020/3/31	1981/1/30	276,311	機械及び装置	ポンプ場用電気設備

等 57 件 合計額 13,638 千円

一方、越谷第 1 ポンプ場の改築後（2015/12/25）にポンプ場用電気設備等が以下のように固定資産台帳に計上されており、上記の古い資産は、地方公営企業会計への移行時点では、使用されていなかった（交換用の部品として保存されていた）。

資産名	取得年月日	完成年月日	当初取得額	目名	節名
(越谷第1ポンプ場)電気	2020/3/31	2016/2/29	146,778,869	機械及び装置	ポンプ場用電気設備

イ 問題点

上記の資産は、改築後には使用されていなかったことから、地方公営企業法施行規則に従って、減損処理を行う必要があったものと考えられる。

地方公営企業法施行規則の規定は、以下のとおりである。

第三章 資産等の評価等 (資産の評価) 第八条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。

二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

ウ 修正事項

上記の資産の簿価については、地方公営企業会計の移行時の損失として計上すべきものであったため、過年度の損失として計上する必要がある。

② 建物の未使用分【意見 33】

ア 概要

越谷第1ポンプ場の建物について、固定資産台帳には、以下のような資産が計上されている。

資産番号	資産名	完成年月日	当初取得額	目名	節名
1979000007	(越谷第1ポンプ場)土木建築	1980/3/31	299,784,439	建物	ポンプ場用建物

等 13 件 合計額 645,917 千円

当該建物は、廃止となった汚水ポンプ場部分を含むものである。

イ 問題点

地方公営企業会計への移行資産に、廃止となった汚水ポンプ場部分の建物が含まれているため、当該部分だけ、建物が過大に計上され、また、当該部分に係る減価償却費が過大に計上されている。

地方公営企業会計への移行資産には、移行後も使用されている雨水ポンプ場部分の建物のみを計上すべきであり、廃止となった汚水ポンプ場部分については、移行時の損失として計上すべきであった。

ウ 改善事項

原則として、上記の廃止となった汚水ポンプ場部分については、移行時の損失であるた

め、当該部分に対応する簿価が算定できる場合には、当該年度の損益計算書において過年度修正損として計上する必要がある。なお、汚水施設として使用していた部分については、雨水施設として使用している部分と一体で不可分であると判断される場合には、減価償却費相当額を面積等の合理的な比率により、それぞれの部分に按分し、雨水施設相当分を営業費用に、汚水施設相当分を営業外費用に計上すべきである。

③ 公営企業会計システム【意見 34】

ア 概要

越谷市は令和 2 年度の地方公営企業会計への移行のため、令和元年度に公営企業会計システムを導入（取得）した。令和元年度の使用は、地方自治体の特別会計から地方公営企業会計への移行作業のための使用であり、特別会計の会計処理には使用されていない。

イ 問題点

公営企業会計システムは、地方公営企業会計の会計処理のために必要なソフトウェアであり、令和 2 年度から現在に至るまで使用されている。

地方公営企業法施行規則には、無形固定資産の計上について、以下のように記載されている。

本表（注：別表 3）に掲げられていない無形固定資産の耐用年数は、本表に規定する耐用年数に準じた耐用年数又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 3 に規定する耐用年数によるものとする。

別表 3 には、ソフトウェアの耐用年数が記載されていないため、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第三に規定する耐用年数によることになり、同表では、ソフトウェア（複写して販売するための原本を除くもの）の耐用年数は 5 年となっている。

しかしながら、貸借対照表には、無形固定資産として計上されていない。

これは、公営企業会計システムの取得が、令和元年の地方自治体の特別会計の時に行われており、地方公営企業会計への移行に伴う移行資産の計上に関するマニュアルである

「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成 31 年 3 月改訂版）について」（2019 年 4 月 24 日 総務省自治財政局公営企業課）において、ソフトウェアの取り扱いが明確に定められていないためである。

ウ 改善事項

会計的には、公営企業会計システムについては、地方公営企業会計への移行時に移行資産として、ソフトウェアに計上し、5 年間で減価償却すべきであった。したがって、令和 4 年度以降の決算においては、過年度の当該会計システムの取得価額及び減価償却費相当額を過年度修正として計上する必要がある。